

第 4 回幕別町議会定例会

議事日程

令和 6 年第 4 回幕別町議会定例会
(令和 6 年 11 月 28 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
16 谷口和弥 17 藤原 孟 18 中橋友子
- 日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
行政報告
- 日程第 3 報告第 15 号 専決処分した事件の報告について
(工事請負変更契約の締結について)
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について
(令和 6 年度幕別町一般会計補正予算 (第 7 号))

会議録

令和6年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和6年11月28日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 11月28日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議 長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀
6 長谷陽子 7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘
11 岡本眞利子 12 小島智恵 13 藤谷謹至 14 田口廣之 16 谷口和弥
17 藤原 孟
- 6 欠席議員
15 芳滝 仁
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 笹原敏文 代 表 監 査 委 員 八重柏新治
企 画 総 務 部 長 山端広和 住 民 生 活 部 長 寺田 治
保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁 経 済 部 長 高橋修二
建 設 部 長 小野晴正 会 計 管 理 者 武田健吾
忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健 札 内 支 所 長 川瀬吉治
教 育 部 長 白坂博司 政 策 推 進 課 長 宇野和哉
総 務 課 長 西田建司 地 域 振 興 課 長 谷口英将
都 市 計 画 課 長 松井公博
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
16 谷口和弥 17 藤原 孟 18 中橋友子

議事の経過

(令和6年11月28日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） ただ今から、令和6年第4回、幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、16番谷口議員、17番藤原議員、18番中橋議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月17日までの20日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から12月17日までの20日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による財政援助団体等監査結果報告書、行政監査結果報告書および地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が、議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。
次に、11月13日全国町村議会議長会による第68回町村議会議長全国大会がNHKホールにおいて開催され、私が参加しております。
その議案の抜粋をお手元に配布してありますので、のちほどご覧いただきたいと思います。
次に、事務局から諸般の報告をさせます。
議会事務局長。
○議会事務局長（合田利信） 15番芳滝議員から、本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
飯田町長。
○町長（飯田晴義） 令和6年第4回町議会定例会が開催されるに当たり、この1年間、町政各般にわたり、議員の皆様から賜りました温かいご指導とご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。
令和6年も残すところ、あと、ひと月となりました。

新型コロナウイルス感染症に対する制限が解除されてから1年半が経過し、社会経済活動もほぼ平時に戻り、本年度は夏フェスタや産業まつり、忠類どんとこいむらまつりなどの各種イベントが従来どおりに開催され、多くの来場者で賑わったところでもあります。

こうした中、おかげさまで計画いたしました各種施策や事業等につきましては、議会をはじめ、町民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、順調に進められたものと考えており、ここに改めて感謝を申し上げます。

以下、当面する行政の執行につきまして、ご報告をさせていただきます。

はじめに、福祉灯油の実施について申し上げます。

原油価格が高値で推移しており、灯油価格の高止まりが続く中、冬期間の灯油の需要期を迎え、生活全般に影響を受ける低所得の高齢者世帯等に対し、生活の安定を図るため、本定例会に福祉灯油の実施に要する補正予算を提案したところでもあります。

本事業は、生活保護の受給世帯や本年度の町民税非課税世帯であって、満65歳以上の高齢者世帯、身体・知的・精神に重度の障がいのある方がいる世帯など約2,300世帯を対象に、現金1万円を支給するものであります。

次に、新和診療所の廃止について申し上げます。

新和診療所は、昭和30年12月に開設して以来、地域の診療所として運営してまいりましたが、管理者として勤めていただいている医師から9月に辞職願が提出されたところでもあります。

このため町といたしましては、新和診療所における現在の利用者が実数で6人と少なく、医師の確保も困難なことなどを踏まえ、現在の利用者や関係する町内会長への説明を行い、ご理解をいただきましたことから、今月末をもって休止し、年度末に廃止することといたしました。

現在、町では、幕別町立へき地診療所条例に基づき、農村部に5か所のへき地診療所を設置しておりますが、このうち、令和元年度から休止中である日新診療所と古舞診療所については、今後も利用者数が見込めないことや医師の確保にめどが立たないことから本年度末で廃止する方向で地域と協議しております。

また、駒畠診療所と糠内診療所については、当面存続することとしておりますが、利用者数が年々減少しておりますことから、今後、利用者数の動向や地域診療を取り巻く環境を踏まえながら、へき地診療所のあり方について検討してまいります。

次に、忠類ナウマン象化石発掘調査について申し上げます。

本発掘調査は、昭和44年の化石発見から50周年を機に、令和元年度以降、継続して実施しているものであり、本年度は忠類ナウマン象の骨の化石が見つかった12万年前の地層の未発掘部分について調査を実施したところ、骨の一部である可能性が高い化石を発見いたしました。

詳細につきましては、今後、準備が整い次第公表するとともに、町民の皆さんに対しましては、広報紙や報告会等を通じて周知してまいります。

次に、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策について申し上げます。

国は、11月22日の臨時閣議で、物価高対策を柱とする経済対策を決定し、今後、補正予算を速やかに編成し、国会の審議を経て早期に成立させることを目指すこととしております。

この総合経済対策では、所得税の非課税枠、いわゆる「年収103万円の壁」を引き上げることが明記されたほか、低所得者世帯に対する支援として住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円、このうち子育て世帯には子ども一人当たり2万円を加算して給付金を支給することや、物価高への対策として来年1月から3月の電気・ガス料金の負担軽減措置の実施が盛り込まれております。

さらに、物価高が継続する中で、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者の支援を行えるよう、重点支援地方交付金の追加を行うとされておりますことから、町といたしましては、今後、国の動向を注視しながら速やかに対応してまいりたいと考えております。

次に、新年度予算編成の取組について申し上げます。

国は経済財政運営と改革の基本方針2024、いわゆる骨太の方針2024において、令和7年度予算編成

に向けた考え方として、物価高騰を上回る持続的・構造的な賃上げの実施により、デフレ完全脱却を図ることとあわせて、官民連携による投資の促進により、中小企業の強化や地域経済への好循環の波及を重視するとしており、意欲ある人が年齢・性別にかかわらず、自由に柔軟に活躍できる社会を構築するため、全世代型社会保障制度の構築を進めるとしております。

町の新年度予算編成につきましては、年末に向けて予算編成作業が本格化いたしますが、多数の大型事業を計画していることを踏まえ、骨太の方針に基づき今後示される国の予算案や地方財政計画、地方債計画など国の動向を十分注視した上で、地方財政に関する施策の情報収集に努めるとともに、社会経済などの先行きを見据え、町民のニーズに対応した予算の編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

本年は、春から温暖で天候に恵まれましたが、7月以降は高温少雨の環境が続いたことから、一部の作物では収量の低下が見込まれるものの、作物全体としては収量が平年並みかやや多くなる見込みとなっております。

秋まき小麦につきましては、1等の割合が非常に高く、製品反収も約10.9俵と、平年を上回る結果となりました。

飼料作物は、一部の圃場で雑草の影響による減収がありましたが、牧草、飼料用とうもろこしともに、全体としては収量及び品質に関して平年並みとなりました。

他方で、生育期の天候不順による影響で、馬鈴薯は全体として小玉傾向にあり、特に食用馬鈴薯にあっては、収量は平年と比べて少なくなる見込みで、てん菜につきましては、根周は平年より大きい一方で、夏場の高温や褐斑病などの発生によりやや収量は少なく、糖度も15.2パーセントと平年と比べるとやや低くなる見込みでありましたが、夏場の防除の徹底により、昨年度比では大きく回復する見込みとなったところであります。

また、豆類につきましては、特に小豆において収量の低下が見込まれ、野菜につきましては、夏場の高温によりほうれんそうなどの収量がやや少なくなる見込みですが、全体としては、平年と比べてやや多くなる見込みであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

11月25日現在における公共工事の発注済額は、31億3,475万円で、発注率にいたしますと95.7パーセントとなっており、計画しておりました工事の大部分を発注し終えたところであります。

発注済の工事につきましては、工事の早期完成に努めるとともに、労災事故の防止など、安全管理の徹底を図ってまいります。

また、今後の発注工事におきましては、冬季施工となりますことから、発注条件の整備など安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、報告第15号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第15号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

報告第15号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

本日、追加で提出いたしました議案書の2ページ、議案説明資料の2ページをご覧ください。

工事請負変更契約の締結に係る専決処分の報告であります。

本工事請負変更契約に係る原契約は、予定価格が5,000万円以上の工事に係る契約でありましたことから、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に基づき、本年6月の第2回定例会において議決をいただき、本契約を締結したところであります。

工事着手後に設計内容の変更の必要が生じたことから、11月20日付けで工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

令和2年3月に議決されました地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定の中の第4項「議会の議決を経た工事又は製造の請負契約において、契約金額の10分の1を超えない範囲内において変更すること。ただし、その額が500万円を超えるものを除く。」の規定に基づき、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

議案説明資料の2ページをご覧ください。

生活館棟の立面図と断面図であります。

アイヌ文化拠点施設生活館棟の建設は、本年度と来年度の2か年に渡り工事を施工するものであります。本年度は網掛け表示しております、鉄筋コンクリート造の基礎と壁などの躯体部分の工事を行い、来年度は屋根と、壁などの仕上げに係る工事を行うものであります。本年度施工の鉄筋コンクリート造の壁と、来年度施工の木造屋根の接合部は、下段の断面図に記載のとおり、棒状の金物のアンカーボルトにより固定するものであります。

当初の設計におきましては、本年度の工事でコンクリートの躯体にアンカーボルトの直径よりも大きい穴を設け、来年度の木造屋根工事の施工に合わせてアンカーボルトを設置することとしておりました。工事着手後に受注者と施工に関する協議を行った結果、本年度の工事でアンカーボルトを設置する方がより作業が効率的であること、加えて経費の縮減が図られることが確認できましたことから、設計内容を変更することとし、これに伴い今年度の工事請負費が増額となったものであります。

議案書の2ページをご覧ください。

1 変更契約の目的は、アイヌ文化拠点施設生活館棟建設工事（建築主体）であります。

2 変更契約の金額は、変更前の金額1億3,288万円、変更後の金額1億3,755万5,000円、増加額467万5,000円、増加率100分の3.518であります。

3 変更契約の相手方は、中川郡幕別町旭町91番地、藤原工業株式会社代表取締役、藤原治氏であります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第15号を終わります。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第4、承認第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、承認第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第4、承認第2号については、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 承認第2号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

令和6年度幕別町一般会計補正予算について、令和6年10月2日付けで専決処分を行ったものであります。

2ページをお開きください。

令和6年度幕別町一般会計補正予算（第7号）であります。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,991万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ188億7,483万1,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

今回の補正予算は、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の投開票事務に要する費用を追加したものであります。

総務省自治行政局選挙部管理課長からの令和6年10月2日付け事務連絡において、前日の10月1日になされた総理大臣の選挙期日に関する表明を踏まえ、選挙期日公示を10月15日、選挙期日と審査期日を10月27日とする日程が示されましたことから、選挙事務に遅滞を招くことなく、適正に執行するため、10月2日に専決処分を行ったものであります。

歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

2款総務費、4項選挙費、2目衆議院議員選挙費1,491万3,000円の追加であります。

1節報酬は、細節1の選挙管理委員会委員4人の報酬のほか、投票管理者、投票立会人、会計年度職員などの報酬であります。

10節需用費から7ページの13節使用料及び賃借料までは、選挙執行の事務に要する費用であります。

14節は、95箇所のポスター掲示場の設置と解体に係る工事請負費であります。

17節は、投票用紙分類機などの管理用備品の購入費、18節は、コミュニティバス利用者に対する助成金であります。

現行、有料乗車の対象であります75歳未満の方々の片道160回分、1万6,000円を予算計上いたしました。

実績は、期日前投票期間の11日のうち、運転手の確保をできず運行できなかった1日を除いた10日間の運行で利用件数は、行き5人、帰り11人、片道換算で計16回でありました。

12款職員費、1項1目職員給与費500万円の追加であります。

選挙事務に係る正職員の時間外勤務手当であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に歳入をご説明申し上げます。

5ページにお戻りください。

17款道支出金、3項道委託金、1目総務費委託金1,991万3,000円の追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり承認されました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明11月29日から12月9日までの11日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、11月29日から12月9日までの11日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月10日、午前10時からであります。

10：24 散会

第 4 回幕別町議会定例会

議事日程

令和 6 年第 4 回幕別町議会定例
(令和 6 年12月10日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治
- 日程第 2 一般質問（6 人）

会議録

令和6年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和6年12月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀
6 長谷陽子 7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘
11 岡本眞利子 12 小島智恵 13 藤谷謹至 14 田口廣之 16 谷口和弥
17 藤原 孟
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 笹原敏文 企 画 総 務 部 長 山端広和
住 民 生 活 部 長 寺田 治 保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁
経 済 部 長 高橋修二 建 設 部 長 小野晴正
会 計 管 理 者 武田健吾 忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健
札 内 支 所 長 川瀬吉治 教 育 部 長 白坂博司
政 策 推 進 課 長 宇野和哉 総 務 課 長 西田建司
地 域 振 興 課 長 谷口英将 糠 内 出 張 所 長 宮田 哲
住 民 課 長 佐々木一成 防 災 環 境 課 長 半田 健
防 災 環 境 課 参 事 山岸伸雄 福 祉 課 長 広田瑞恵
こ ど も 課 長 川瀬真由美 保 健 課 長 西嶋 慎
農 林 課 長 密岡遼一 商 工 観 光 課 長 本間 淳
水 道 課 長 河村伸二
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
事務局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治

議事の経過

(令和 6 年12月10日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1 番畠山議員、2 番塚本議員、3 番山端議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

芳滝仁議員が、去る 12 月 7 日午前 0 時 7 分、ご逝去されました。同僚議員が逝去されましたことは、まことに哀悼痛惜の至りに堪えません。

謹んでご報告申し上げますとともに、再びこの議場で相まみえることのできない芳滝仁議員の冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。

[黙禱]

○議会事務局長（合田利信） ご起立願います。

黙禱。

（黙禱）

○議会事務局長（合田利信） 黙禱を終わります。

ご着席ください。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第 2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第 61 条第 2 項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第 1 項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○16 番（谷口和弥） それでは、一般質問をさせていただきます。

ひとり暮らし高齢者を孤立させない施策の実施を。

国立社会保障・人口問題研究所は、2024 年 11 月 12 日、都道府県別の世帯数の将来推計を公表しました。将来推計は 5 年に 1 度実施され、今回は 2020 年の国勢調査を基に、2050 年までの状況を 5 年ごとに推計したものです。

公表内容によると、北海道では、世帯主が 65 歳以上の高齢者のうち、ひとり暮らしの割合が 2050

年にはほぼ半数の 46.2 パーセントになり、全世帯に占めるひとり暮らし高齢者の割合は 22.8 パーセントで、5 世帯に 1 世帯強がひとり暮らし高齢者になるとしています。

また、厚生労働省は 2024 年 7 月 12 日、第 9 期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づく介護職員の必要数を取りまとめて公表しました。それによると北海道は 2026 年度の介護職員の必要数は約 11 万 3,000 人に対して、現状を見込んだ介護職員数は約 9 万 3,000 人、2040 年度には同約 12 万 9,000 人に対して同 7 万 2,000 人となり、介護職員不足が見込まれることが明らかになりました。

ついては以下の点を伺います。

1、幕別町におけるひとり暮らし高齢者数は。

2、幕別町におけるひとり暮らし高齢者および介護職員数の将来推計は。

3、2024 年 4 月 1 日、「孤独・孤立対策推進法」が施行され、国は社会的に孤立に悩む人への支援強化に乗り出している。同法施行を受けて幕別町の孤立に悩む高齢者への施策は。また「高齢者 ICT 支援アプリ」の活用を検討をすべきと考えるが、いかがでしょうか。

4、国は介護職員確保のために、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入れ環境整備など、総合的な介護人材確保対策に取り組むとしています。幕別町の介護職員確保に向けての具体的な施策についてお答えください。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「ひとり暮らし高齢者を孤立させない施策の実施を」についてであります。

総務省が公表した令和 6 年 11 月報の人口推計によると、我が国の総人口は、11 月 1 日現在、1 億 2,379 万人で、このうち 65 歳以上人口は 3,624 万人、高齢化率は 29.3 パーセントでありました。

国立社会保障・人口問題研究所が、本年 11 月 12 日に公表した全国の世帯数の将来推計によると、北海道では世帯主が 65 歳以上の世帯のうち、ひとり暮らしの割合は、令和 22 年が 44.7 パーセントであるのに対し、32 年には 46.2 パーセントとなり、全世帯に占めるひとり暮らしの高齢者の割合は、22 年 20.6 パーセントが、32 年には 22.8 パーセントになると見込まれています。

また、厚生労働省は、本年 7 月 12 日に第 9 期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づく全国の介護職員の必要数を公表したところであります。

これによると、近年の介護職の入職や離職の動向などにより推計した北海道の介護職員数は、令和 8 年度は 9 万 3,141 人に対し、必要数は 11 万 3,701 人で 2 万 560 人が不足し、22 年度には介護職員数 7 万 2,998 人に対し、必要数は 12 万 9,055 人で 5 万 6,057 人が不足することが示されたところであります。

今後、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が一層難しくなる一方で、急速な高齢化に伴う介護サービス利用者の増加により、ますます総合的な介護人材の確保対策が必要となっております。

ご質問の 1 点目、「幕別町におけるひとり暮らし高齢者数は」についてであります。

本町における本年 10 月 31 日現在の住民基本台帳登録者のうち、65 歳以上のひとり暮らしの高齢者数は 2,767 人で、全世帯数 1 万 2,704 世帯の 21.8 パーセントとなっておりますが、この中には特別養護老人ホームや老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、高齢者向け賃貸住宅の入居者が含まれておりますことから、より生活の実態を表している国勢調査で申し上げますと、65 歳以上のひとり暮らしの高齢者数は、直近の令和 2 年では 1,511 人で、全世帯数 1 万 1,029 世帯に占める割合は 13.7 パーセントとなっております。

ご質問の 2 点目「幕別町におけるひとり暮らし高齢者および介護職員数の将来推計は」についてであります。

本町における将来のひとり暮らし高齢者については、正確に把握することは困難であります、少子化や核家族化が進行している現状を踏まえ、国立社会保障・人口問題研究所の北海道推計、

2050 年に高齢者世帯の 46.2 パーセント、全世帯 22.8 パーセントよりやや割合は低いものの、ほぼ同様の推移をたどっていくものと考えております。

また、町内の介護職員数については、現時点で本町の介護職員の必要数を推計したものではありませんが、先月に町内の 38 介護事業所に対して「現在、介護職員の必要数が確保できているか」について調査したところ、回答のあった 37 事業所中、「確保できている」と回答があったのは 17 事業所、率にして 45.9 パーセント、「不足している」と回答があったのは 20 事業所、率にして 54.1 パーセントでありました。

今後、高齢者数が増加する一方で、主として介護の担い手となる 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が減少することが見込まれておりますことから、本町においても介護職員が今後さらに不足することが推測されます。

なお、「不足している」と回答があった事業所では、時間外勤務や同一法人内の他介護サービスからの職員配置などにより、職員の不足に対応しているとお聞きしております。

ご質問の 3 点目、「2024 年 4 月 1 日、孤独・孤立対策推進法が施行され、国は社会的に孤立に悩む人への支援強化に乗り出している。同法施行を受けて幕別町の孤立に悩む高齢者への施策は。また、高齢者 ICT 支援アプリの活用の検討をすべきと考えるがどうか」についてであります。

孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面で起こり得るものであり、孤独・孤立対策推進法においても全ての世代を対象としていますが、その中でも高齢者は他の世代と比べて、日常生活における社会との接点が少なく、孤立しやすい環境にあることや、孤独・孤立がもたらす心身の健康や介護度への影響が大きいことなど、特に深刻な状況をもたらすと考えられております。

町では、これまでも「地域包括支援センター」における相談のほか、先月末現在、町内の 149 事業所が協力機関として登録している高齢者見守りネットワークや、SOS ネットワークによる見守り体制の構築、食の自立支援サービス事業や外出支援サービス事業、緊急通報装置設置事業、お元気ですか訪問事業など、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯がいつまでも快適に暮らせるよう、各種在宅福祉事業に取り組んできたところであります。

加えて、平成 31 年 3 月からは、「よろず相談窓口」を設け、孤独・孤立に関する悩みを含め、各種相談への対応に努めているところであります。

また、町が社会福祉協議会に委託する生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターを配置し、地域における支え合いの仕組みづくりや人材育成、地域活動への支援を行うことで、地域での人と人のつながりが希薄化しないように地域の助け合いの取組を推進しており、昨年度末で 13 か所の地域サロンが登録され、延べ 224 回の開催で、延べ参加者数は 1,733 人となっております。

次に、高齢者 ICT 支援アプリの活用の検討についてであります。

高齢者 ICT 支援アプリとは、スマートフォンのアプリを活用して高齢者向けの講座やイベントなどのお知らせ、アンケートを配信することができるとともに、お知らせなどに付与する返信ボタンを高齢者が押すことで、発信者への回答を行うことができるほか、健康講座などの動画配信を行うことができるなど、これまで以上に介護サービスなどの利用につなげるためのアプリであります。

開発の背景には、支援する側に人手不足が生じており、これを解消するため、見守りや情報の送受信が簡単にできる仕組みとして ICT の活用を行うもので、メリットといたしましては、高齢者向け情報を一元管理するほか、アプリを使用したデータ管理など、個人へのアプローチにつなげることができるものと認識いたしております。

町といたしましては、現在、高齢者 ICT 支援アプリに代わるものとして、双方向で利用でき、チャットボット機能を有する「町公式 LINE アカウント」の開設に向けて準備しているところであり、高齢者が活用しやすくなるよう環境整備に努めてまいります。

ご質問の 4 点目、「国は介護職員確保のために、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入れ環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組むとしている。幕別町の介護職員確保に向けての具体的な施策は」

についてであります。

介護職員の処遇改善と人材確保につきましては、国と北海道が主体的役割を果たしており、介護事業所の参入促進や人材の定着、育成を目指して、介護報酬、基金を活用した取組が講じられておりますことから、町といたしましては、国の支援策の動向を注視するとともに、第3期十勝定住自立圏共生ビジョンにおいて、圏域内の介護士不足等の課題解決に向け検討を行うなど、介護士確保対策などの取組を進めることとしており、十勝全体での検討を進めてまいりたいと考えております。

また、町独自の施策といたしましては、本年3月に策定した「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024」において、サービスを提供する事業者の人材不足の解消や労働環境の改善を図るため、介護サービス事業者と連携し、労働意欲のある高齢者への働きかけを行うなど、福祉・介護に携わる人材の安定的な確保に向けた取組を進めるほか、介護サービス事業者に介護職員処遇改善加算等を取得できるよう奨励に努めることとしております。

これまでの具体的な取組としましては、国による令和6年度介護報酬改定における処遇改善加算の取得の勧奨を行ったほか、町内中学校の生徒を対象として職場体験を行うなど、介護の仕事の理解促進に取り組んでいるところであります。

また、介護職員等処遇改善加算など国の支援等の有効な活用方法については、引き続き、介護保険運営等協議会やグループホーム運営推進会議などを通して、介護事業者と情報共有や意見交換を行い、介護職員の確保につなげてまいります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

この質問をするに当たっては、今年度から3年間を計画期間とした「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024」、それから令和2年度から5年間を計画期間とした「第3期幕別町地域福祉計画」、それから同じく令和2年度から5年間を計画期間としている幕別町社会福祉協議会が策定する「第5期地域福祉実践計画」、この三つを基にして、質問の準備をさせていただいたところであります。

幕別町保健福祉部保健課では、11月21日の日付でもって、先ほど回答のあった町内の事業所にアンケート調査を実施していると。26日までという短い期間の中で回答を求める、そういうアンケートであったということは承知しているところであります。

私が通告書を出したのは、通告書に記載のありますとおり11月20日ですから、私の質問を受けて、それをきっかけにして、町内事業所の実態をちゃんと把握しようということなのだと理解したいと思っているのですが、また私の質問に対しても、ご丁寧な回答をいただけるものと、これによって、そのように期待しているのですが、このアンケートを取るきっかけは、そういうことでよろしいですか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今回、質問に当たりまして、我々のほうでも当然把握できていないもの等がございました。事業者の実態というのは、常に把握はしているところなのですが、改めて最新の情報というものを把握するために、今回この期間に実施したところでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） そういうことであろうと思いました。了解いたしました。

一つ目の質問であります。幕別町におけるひとり暮らしの高齢者数。ただ、住民票の上で、住民実態調査の上でひとり暮らしということではなくて、施設や病院に入所している、そういった数をちゃんと差し引いて数字を出してくださった。そのことについては、いい数字を出していただいたところとあります。

それで、幕別町のひとり暮らし高齢者数の人数は、その上で、幾らだということの答弁については分かりましたけれども、肝心なのは、さらに詰めていかななくてはならない数字なのだと思うのです。

誰か近くに身内や、それから身内に相当するような親しい関係の人がいるかどうか、ここのところが大事なのだと思います。そういったことから外れる、問題にしなくてはならない高齢者というのは、そこにあるのだと思うのですけれども、その辺の実態はつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今、議員おっしゃったような近くに身内がない方だとか、要は完全に孤立している方、そういった部分の調査というものが、現時点では把握はしてございません。ただ個別相談していく中で、ケアマネさんとか調査期間を通じて相談していく中で、そういった実態がある方に対しては、個別に確認はしているところではございますけれども、個別に確認して、こういった体制を取ればいいのかとか、こういった政策を行えばいいとかの話合いをしているところではございますけれども、そういった調査は実施してはございません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） その調査について、今、民生委員という言葉は出てこなかったのだけれども、民生委員など、それから地域の町内会のしかるべき立場の人などを通して、実態調査のほうはちゃんとしておかなければならないものではないかと思います。

改めてお聞きしますが、そういったことで、ちゃんとした調査を検討するのだということのお約束をいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは防災のほうになるかと思いますが、今、まさに個別支援計画の策定を進めているところであります、これは一定の介護度数があつたり障がいを持っていたりということで、いざというときに、日常的にそうですが、一人ではなかなか自立できない方については、災害のときにどう支援していこうかというものを、今、調査をしているところであります。最大でも 200 人程度と押さえておりますけれども、これを個々に潰して行って、いざというときに、家の下敷きになったり命を失うことのないように、速やかな救出態勢を取れるような、そういう体制を構築してまいる所存でありますので、まだちょっと時間はかかりますけれども、今、進めているところであります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 今、町長のご答弁から、要支援者、防災に関わってということでお話がありました。そういったことで、例えば要介護認定を受けていらっしゃるだとか、障害者手帳を持っていたらっしゃるだという方は、その支援計画の中で引っかけると言ったら言い方が悪いですが、計画を立てる対象になって準備が進んでいくという流れになるのですけれども、そうでない段階の方についても、やはり配慮が必要なのだと思います。

ちょっとケースは違いますけれども、先日もお風呂でまだ若い俳優さんがお亡くなりになったなどというようなことがあつたりもして、気をつけねばならないなというようなことが、テレビそれから新聞等でも報道されていますけれども、そんなことがある。ですから、繰り返しになりますが、要支援者という枠にかからない、それで今、私は高齢者について質問していますので、枠にかからないそういう高齢者についての調査も、ちゃんと検討をしていって詰めていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは調査というものは、ある時点を決めて調査をするものですから、その時点を経過した後に具合が悪くなるとか、さまざまなケースが起こり得ると思いますので、やはり一番は調査ということよりも、日常的にどこまで気配り、目配りができるのかということだと思っています。そういう意味では、先ほどお答えしたように、見守りのネットワークであつたり、あるいは自立支援サービス、食の自立支援サービスであつたり、緊急通報装置の設置、お元気ですか訪問事業など、さまざまな事業の中から、なるべく漏れることのないように、そういう方を拾い上げていきたいと思っ

ておりまして、この調査を否定するわけではありませんけれども、調査をやったから、それで全部拾い切ったかなということでもありませんので、なるべく日常の中で、そういう人たちを拾い上げて、そして支援につなげていきたいと思っています。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 私自身も、調査という言葉を使ってしまったから、少し堅苦しく、それから手のかかるそういうことになったけれども、今、町長がお答えになった、さまざまな町の施策の中で情報を仕入れる、そういったことが大事なのだと思うのです。その役割はしっかり担っていただきたいに思っています。

幕別町のひとり暮らしの高齢者および介護職員数の将来推計ということでもありますけれども、やっぱりこれは増えていくのだと、どちらも不足数が増えていく、介護職員の不足数は増えていくし、それとひとり暮らしの高齢者の方は増えていくということになっていくのだと思います。

高齢者の問題、2040 年とか 2050 年とかということになっていきますけれども、今、現役の方でも、四半世紀後のことですから、今なかなか結婚ということもしない方も多くて、そういった方なんか 2050 年には対象になってくる。そういったことの対策も必要なのですが、今は高齢者のことなので、そういうふうに絞りますけれども、介護職員の不足については、アンケートの結果は、率にして 54 パーセントの事業所が不足しているということの答弁であったということで、思ったよりも、思ったよりも事業者数としては少ないのかなと正直思いました。ここの中身なのですが、もう少し分かっていれば教えてください。どれぐらい足りないのかということ。それから足りるに当たっては、今、外国人実習生のことなども、介護事業所の中には大分入っているわけですが、そういった幕別町の事業所の中での実態、そういった人たちも含めての、介護職員が足りているのかどうかということ、改めてもうちょっと聞きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 調査の具体的な内容については、どれぐらいというものについては、今回、足りている、不足しているの二択でしか選択肢を設けていないものですから、それ以外のものは設けていないのですが、ただ、それ以外に個別に不足しているという回答のあった事業所に、個別に電話等でお聞きしている話になりますけれども、実際には、やっぱりなかなか求人を出しても来ないですとか、あとは慢性的に不足している、そういったところの声はやはり多かったです。

では、現場はどういった対応をしているのかということと言いますと、今、答弁にもありましたように、時間外勤務、また法人内の他の事業所から職員を回すなどの職員のやり取りをするほか、今、最近では求人広告サイトの中でも、隙間時間を活用したそういった短期の登録の情報を、求人サイトがあるものですから、そこをうまく活用する方法、あとは外国人のスタッフを利用するということも、この数年増えてきておりまして、今現在、介護の事業所では、外国人を活用しているのは 3 事業所で、外国人の活用的人数としては、11 人の外国人の方が介護事業所で働いている現状でございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 2050 年の数字、北海道は全国でも 1 番 2 番に介護者は、2040 年度には不足が出るということが紹介されています。約 12 万 9,000 人が必要な中で、7 万 2,000 人しか介護職員がいなぞと。要するに 5 万人以上の不足が出るぞと、ものすごく高い割合で不足が出るのだということに驚くしかないなと。2040 年度、そんなに遠い将来ではない。しっかりと対策が必要だと思うし、この数字を出した厚生労働省なのですが、今のお話を聞いていると、それぞれの自治体が何ぼ足りないのかということの数を報告して積み上げていったのではなくて、厚生労働省が大まかな数字を出してきたと、この数字は捉えてよろしかったでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今おっしゃったとおり、国は都道府県が取りまとめた介護の職員の必要数というものを、さらに取りまとめて報告しているところなので、各市町村で何人必要という数字を出し

たものではございません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） そういう数字なのですね、分かりました。

三つ目に行きたいと思います。

孤独・孤立対策推進法が施行されましたということで、施策をお聞きしたところであります。この法律で言う孤独・孤立対策ということの定義ですが、その法律の基本理念の前文で、孤独・孤立の状態になることの予防、孤独・孤立の状態にあるものへの迅速かつ適切な支援、そのほか、孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組とされているところであります。そしてさらに、基本理念ですが、三つ示されていて、人生のあらゆる段階において、誰にでも生ずる可能性があるのだということ。それから二つ目、孤独・孤立の状態にある者及び当事者の家族の立場に立って、状況に応じた支援を継続的に行うということ。それから三つ目に、当事者の意向に沿って、社会及び他者との関わりを持つことにより、孤独・孤立から脱却して、日常生活及び社会生活を円満に営むことができるようになることを目標として、支援が行われるということになっているわけであります。

孤独・孤立ということの状態を、そういう人を見つけて、そして終わりだということでは当然ないわけで、社会生活がちゃんと営めるようなところまで、ちゃんと導いていくのだということが求められているところであります。

それで、この孤独・孤立対策推進法ができて、既に8か月が経過しているのですが、この法律が、当然その前に成立して公布されて、そして今年4月1日に施行されてという流れなのですが、この法律ができたことによって、幕別町がどのような取組を新たに始めているのか、例があったならば、ご紹介をいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 今のこの法律の施行を受けて、町がどのような施策を進めてきたかというところでありますけれども、この法律が確かにできて今年の4月から施行されたところではありますけれども、町としましては、この法律の施行以前から、こういった高齢者の支援策というものを取り組んできておりまして、その中にももちろん単独の世帯の支援等というものも進めてきたところであります。具体的には総合相談もそうですし、介護の補完事業もそうです。そのほか、生活支援体制整備事業ですとか、世話付住宅の生活援助員の派遣など、これまでもそうした高齢者の施策というものを進めてきたところでありまして、今後におきましても、基本的にはこういった取り組みを進めながら、また今後もニーズを捉えて、新たなものが必要であれば、そういったものというものも検討していくことになると思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 従来からやってくる施策があるのだということのご答弁でありました。

最近の新聞報道等で、ちょっと気になったことがあったのは、11月19日が「国際男性デー」、ご存じでしたか。そういう日が決まっている。あまり多くの方に知られている日ではないのかなと思うのですが、そのことに関わって、孤独・孤立になるケース、男性と女性で言ったら、男性が多いのだと。なぜ男性が多いか。やはり育ち方にあるのだということが、学者さんの言葉として紹介されています。男が人に頼るものではないのだと、人に弱いところを見せるなど、そんなようなふうにしてずっと育てられる。学校の先生等にも、昔は、女子生徒についてはさほど怒られなくても、同じことをしてもそうでもなくて、男についてはげんこつパンチが飛んでくる。男はしっかりするのだということ、それを受け入れてきた。そんなような育ちの中で、男性が誰かに相談するということができなくなっている。人に助けを求めたいのだけれども、求めるということができなくなっているのだと。そういうことが何回かのシリーズによって、それから博士によって書かれているのを読んで、うん、ああ、そういえば、例えば町内会長の連絡会議等には、圧倒的に男性が多いけれども、老人クラブ、中心となっている方は男性が多いのかなという、いろいろ見る中で多いのかなと思うのです。

が、参加する人たちは、圧倒的に女性が多くて、それからサロンにおいても、圧倒的に女性が多くて、その他いろいろな習い事等がありますけれども、女性が多くて。それは女性のほうが健康寿命が長いというようなこととは関係なしに、関係なしかどうかは分かりませんが、ある程度はあるのでしょうか、男性の比率が少ないという現実があったりします。

男性高齢者に対する、そういう専用の窓口を持っている自治体もあるということがあったりします。幕別町の人口規模で、それが必要かどうかということについては検討が必要なのかもしれませんが、そういったことを配慮した施策も必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、本当に「言うはやすし行うは難し」の典型であると思っています。私もよくしらかば大学であったり、老人クラブの会合に行かせていただくのは、「皆さん方は全く心配ありません。私が心配しているのは、出てこれない方です。外に出ないことによって、だんだん健康状態が悪くなったり、あるいは認知症が進んだりすることがあるので、ぜひ皆さん方から一声かけて、手を引っ張って連れてきてもらえませんか」と、そんなことをお願いしているわけなのですが、まさにこれです。町がやると、余計に何か意固地になって出てこないのではないかと、そんなことも私は感じるわけでありまして、ですからやはり皆さん、住民の皆さんの中で声をかけ合ってやってもらえること、そういう我々としては、側面的にお手伝いができればいいかなと。正面からの施策というのは、これはなかなかやったとしても、例えば相談窓口をつくったとしても、今、先ほど谷口議員がおっしゃったように、育ち方で頼ってられないのだ、そんなところに電話していただけるかみたいなことが、大いに考えられるのかなという気はしておりますので、ここは本当に、住民の協働の中でやっていただく、その支援を我々ができればなど、そんな思いで今いるわけであります。

ただ、今後何か新しい手法ができれば、それはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 男性の独居の方への支援なのですけれども、町長のおっしゃることは、非常に的を射ていると思って聞いておりました。

なかなか行政が、それから家族が言っても、話が伝わらないのです。私も介護に関わる仕事をさせていただきました。例えばデイサービスの利用を本人にお勧めすると、女性のほうは少し不安があったりしたとしても、受け入れない部分があったにしても、一度行ったならば、楽しかったといって帰ってくれる。男性は、もうそこまでは至らない。「俺はそんなんじゃないんだ」とかと、そんなふうになってしまっただけ。ですから、そういう要支援者というふうになる前も、それからなった後も、なかなか駄目なのです。そういった弱みを持つという男性ですから、当然、資料によっては、資料で明らかなことの一つには、寿命が短い、それから自殺が女性よりも圧倒的に多いと、そんな数字が出てきているところなので、これらのことについては、注視をしながら行政が地域を見守る、地域の組織団体を見守る、そのことはしっかりやっていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そこは本当に住民の皆さんの助けを借りることが、我々は必要だと思っていますので、そういう中で、何か深刻な事態が起されれば、これもまた住民の皆さんと協力しながら、町としての対策を講じてまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 高齢者の支援アプリの件です。

これも先日、池田町社会福祉協議会が、池田町からの委託業務としてまちタップ、サポタップだったかな、そういう名前のアプリを使って、地域でまちタップとサポタップで間違いなかったでしたか。地域の福祉に関わる人たちや、それから支援を受ける人に情報提供をして、そしてそれを入り口にして、さまざまな活用をしてもらうということに、取組を始めたということがありました。

実際、池田町の社会福祉協議会に行くと、相当な準備をされて、アプリの会社は TOPPAN でしたけれ

ども、TOPPAN といえば、幕別町でもまく Pay で利用させていただいている、そういう会社ですけども、共同研究をする中でつくっていったと。まだ成果を上げているかどうかということになると、日が浅いものですから、そこについてはまだあれなのかなと思うのですが、今この時代、高齢者の方にもスマートフォンを、もしくはタブレットを使ってもらおうと、そういったことについて取り組んでもらう。もう私、年齢が年齢だから覚えられないよということではなくて、挑戦してもらおう、そのような取組は必要なのではないかと思います。

幕別町は LINE を使ったということで、それとはまた違う仕組みでもって、ICT 化を進めているということが答弁であって、そのことについては評価をさせていただきたいと思うのですが、実際、高齢者の方がそのアプリを使うに当たっては、まずそういったものを持つかどうかということ、それからアプリを使うに当たってどうかということなど、十分な配慮が必要なのだと思います、その辺の準備については、できていらっしゃるでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 議員おっしゃるとおり、確かに高齢者におけるスマホの所有率というものは増えてきておりまして、例えばこれは民間の調査研究では、60 歳では 93 パーセント、70 歳代でも 79 パーセントの方が、スマホの所有率を持っております。しかしながら、スマホは持っているけれども、電話しか使わないとか、あとはアプリを使ったことがないという高齢者の方というのは、やっぱりある程度いらっしゃるというのが推測されます。

そのため町としてはサービス、こういった制度をより詳しく情報発信をして、いろいろな機会ですまざま知ってもらうことで慣れてもらうことでやってもらうような、高齢者視点での操作性とかを含めて、これから今度、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 実際、そういったアプリが稼働することができたという段階で、さあ使えませんか、有効利用がすぐ始まらないということ、なるべく避けるような準備も進めていただきたいというふうに思います。

それで、孤独・孤立対策推進法では、地方公共団体に対して、孤独・孤立対策地域協議会を置くことを努力義務ということにされているところであります。

そういった計画が、そういうことを国は求めていると。それに対して幕別町は、どのような考えを持っているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 法的に、そういった協議会の努力義務というものができ上がっておりますけれども、必ずしも置かなくてはならないものではないのですが、現状、町としては、まだそこまでの段階には至っていないところであります、包括支援センターの中で、さまざまな相談を受け、そして重層的支援整備事業の中でも相談を受ける中で、関係者との連携というものが十分図られてきておりますので、まずはそういった中での連携を図って行って、その中で、さまざまな必要な支援につなげていくということ、進めていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 分かりました。

今、地域福祉計画が令和 6 年度で終わって、新たな第 4 期の計画を策定している途中なのではないかと思います。そうですね。その中で、この孤独・孤立対策についての中でどうすべきか。そういった組織が、協議会が必要かどうかということとはちゃんと議論の中に加えて、計画にのせるかどうか、判断をしていただきたいと思います。

四つ目、介護職員の確保についてであります。

国が 5 項目を挙げて力を入れようとしているのだということで、それに沿ったアンケートが幕別町から各事業所に行って、回答はもらっているということになります。

十分な分析が終わっているのかどうか、それによって質問の中身が変わってきますので、まずはまとめている最中だということであれば、それなりの質問にしますし、そのことを確認してから次の質問を続けたいと思うのです。いかがですか、状況は。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今回、事業所に調査をするのに当たって、今、出ていたこの5項目をそれぞれ実施しているか、実施していないか、また今後実施予定なのか、そして実施する予定はないのか、その4項目をそれぞれ、選択肢を四つ設けて事業所に調査したところでございます。

回答はそれぞれいただいているのですけれども、その具体的な内容というのは、今、聞き取りなどを行っている最中なものですので、今現在まだ取りまとめ中でございます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 今、取りまとめ中ということであれば、しっかりとまとめて、次の第10期の介護保険計画、福祉ビジョン2027になってくるのでしょうか、そこでの反映がなされるようにしていただきたい、そのように思います。

それで、まだまとめの途中ということであれば、2提議だけ質問させていただきたいと思うのです。一つはこの5項目の中のまず3番目、離職防止、定着促進、生産性向上であります。

この項目の中には、介護ロボット、ICTとテクノロジーの導入、活用の推進が示されているところであります。介護ロボットの導入については、道が窓口で、町が直接関わるということはないのかな。だから実態というのは、こういった調査の仕方しかないのかというふうに思うのですけれども、国もこれに対しては、大変な力を既に入れているということが、その補助のあり方、予算や補助のあり方で想像がつくところであります。

私は先日、北九州市の介護ロボット導入支援・普及促進センターが主催する、介護ロボットマスター育成講習の管理編と入門編の受講をしてきました。それなりのちょっと知識を得て、そしてここに立っているところであります。うまく使えば業務改善につながる、職員の離職防止につながる、そのことについては、間違いのないものがあるなというところについては、確信しているところであります。

幕別町では、この補助金を受けるに当たっては、十勝総合振興局の窓口で事業所規模、内容によっても違いますけれども、補助額最大1,000万円、補助率5分の4つまり80パーセントが補助されるのだということの中で、このロボットの導入を進めている。力が入っているというのは、こういうところから私が思ったところです。

実際、私自身も事業所の方の聞き取りをしていると、私の交流の範囲の中で、しかるべき立場の人ですけれどもしていると、積極的なということにはまだ立っていない。どういうことかということ、介護は人の手によるものであると、人対人で介護が行われるものであるという、そういうスタンスの事業所、幕別町内の大きな事業所がそうでしたけれども、そういうことであると。それは絶対に間違っていないくて、それはその事業所や方針と、しっかりと位置づけてやっていただきたいものではあるのだけれども、少しその点では情報の提供を、札幌にはこの普及のための施設もあります、例えば来てもらったりして、しかるべき学習会にご招待して聞いてもらおうようなことなど、必要なのかというふうに思うわけです。

いかがでしょう。今、アンケートの調査の結果は、私はまだ知れていませんけれども、そういったことをする中で、介護職員不足の解消につながる、そういった道筋を少しできるのではないかと思いますのですけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今おっしゃった介護ロボットやICT、テクノロジー、確かに今これから国がまとめている事項の中には、結構重要な比率として出されております。我々のほうでも、事業所だとかグループホームなど運営推進会議によく行くのですけれども、その中では、正直まだなかなか、おっしゃったように人の手によるというところで、むしろ外国人の採用をということを考えているところもあります。ただ一方では、そういった国のほうで介護ロボットやICTを使うことで、従業員の職

場改善にもつながるのであれば、我々としては、今後、事業所等に対しても情報提供を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 情報提供をすることで、少し考え方が変わる。こういったこともあるのだというようにことに気づいてもらえる。そういったことになると思うものだから、そのことについてもしっかりと位置づけて進めていただきたいと思います。

国の施策の五つ目の、外国人材の受入れ環境整備ということが挙げられています。今、答弁の中でもありましたけれども、今、介護職員の不足を、外国人実習生でもって、言い方悪いですが、穴埋めするという実態はある。例えば、幕別町内の老健施設では、7人のミャンマーから来ている女性たちが実習生として介護職員の穴埋めをしていると、そんなことになっている状況があります。

しかるべき方との聞き取りの中では、介護ロボットがまだそういう状況でありましたから、外国人実習生についての受入れは、これからは積極的に進めていかねばならないだろうというふうな答えが出てきます。事業所が外国人実習生を受け入れやすくする施策を、考えていかねばならないのだと思うのです。

例えば、また別な事業所ですけれども、たまたま私が住んでいる町内に、借家1軒を事業所が借りて、そしてその職員が社宅として使っている。ベトナム人の男性が2人住んでいるということの中でやっているのですけれども、その2人が何か問題があるとかそのようなことではなくて、ただやっぱり私も町内会長をやっていますから、いろいろ働きかけても地域とのつながりが無い。職場と自宅の往復の中で、そしていつまでも音楽が聞こえてくるだとか、話し声が聞こえてくるだとか、そのようなことになったりする。この町というか地域とのつながりをちゃんとつながって、そういったつながりをつくる、そういった政策が必要なのだろうなと思っているところですが、町としては何か考えがございませうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 多分、技能実習生なのかと思いますけれども、基本的な枠組みとしては、国が認めた監理団体が中に入って、そこがさまざまな調整をしているという実態がありまして、実は今のお話というのは、私は初めて聞きました。多分、製造業などはそういう話は全く聞かない。しっかりと監理団体と企業側の担当者がうまく連携を取りながら、問題が発生していないという状況でしたので、ちょっと今、意外な話かと思いました。

それは恐らく監理団体がうまく機能していないのかという気もしましたので、もう少し実態が分かれば、そこは調査してやれることはしっかりと指導まで行くか、お願いになるかは分かりませんが、そこはやっていきたいなと思います。いずれにしても技能実習の枠組みで言うと、監理団体がしっかりと企業の担当者と連携を取りながら、役場の行政の手續にしても、担当者が来てしっかりと整然とやっていただける、そんな状況に今ありますので、後ほどまたそれを伺えればと思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 監理団体を通して実習生を受けて入れているのだということについては、ちゃんと承知をしております。

監理団体がどこまでやれるかということ中では、せっかく日本に来て3年間あるいはもっと延長して滞在することになるのかもしれない。日本でたくさんのことを学んでいっていただく、楽しんでいい思い出をつくっていただくという中では、地域とのつながりもあるのだろうなと思うものだから、そういった思いも込めて、発言をさせていただいたところであります。決してちゃんと事業所がやっていないのだと思われたら困るので、このことは念押しして言っておきたいと思います。

たくさん介護職員が足りないという実態の中で、その中のきつと随分な部分を外国人実習生に担ってもらえるのだということは、これからも進んでいくのではないかと推察する中では、近郊の自治体もやっぱり同様な、北海道中が同様なわけですから、そういった中で、パイの取り合いになるような

そんなことにならない、少しでもならない仕組みというものも必要ではないかなと思います。

東川町の取組の中では、ご存じとは思いますが、独自に日本語学校を持って、そういう実習生が、職種を超えた実習生が集まって、そして日本語を学ぶ、そういったことなどを行っている。そういったことの取組などが、例えば幕別町で行われることで、幕別町がより有利にという言い方もあれですけれども、より有利に外国人実習生が来やすい環境ができるようなことになればと思うのですけれども、そんなような学校を持つ実習生を丁寧に学んでいただくような施設を、将来的につくっていくような検討はしていくべきではないかと考えるのですけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 技能実習生制度については、法律が改正になりまして、2027年までには育成就労制度に移行していくという形でありまして、今、技能実習は5年間いられますけれども、育成就労になると3年間という中で、枠組みはそんなに変わらないわけで、監理団体といたら、これはやはり国が認めた監理をするような団体も置かれるわけでありまして。今後、育成就労に移行していく中で、町としてそういった役割を担わなくてはならないという事案が発生しているときには、そこは町単独でできるかあるいは広義でできるかは別としましても、恐らく町で今現在でも239人の技能系の外国人がおりますので、これはますます増えていく中で、住む場所をどうするのかとか、日本の習慣をいかに覚えてもらうのか、日本語をいかに覚えてもらうのかという、その辺が恐らく問題として出てくる可能性もありますので、そこはしっかりと現実対応、問題が出たときの解決をしていきたいと思えます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 今の答弁は、了解いたしました。

この実習生のことについていうと、これは余談めいたことになりますけれども、結局、無資格で実習に入ると、仕事に入ることの中では、答弁の中では事業所の加算、職員の賃金の待遇をよくするための方法の中で、そういったものがありますけれども、結局外国人で介護力としての穴埋めはできても、加算の対象にならないものだから、それが取れないのですということが出てまいりました。

これから3年間いて、それからさらにそこからその資格を取る道を選んで残るということもあるのだそうです。長く日本で学んでいこう、働いてみよう、そんな気持ちになるようなその施策、そういったことにつなげるためにも、幕別町のリーダーシップを発揮していただきたいということを、最後をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩をいたします。

11:03 休憩

11:10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○4番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1、森林環境税の有効活用を。

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給など多面的機能を持ち、その発揮を通じて私たちの生活にさまざまな恩恵をもたらす緑の社会資本と言われています。しかし、近年は手入れが行き届かない森林が増えており、戦後復興期から高度成長期にかけて植栽された人工林の多くが伐採適齢期を迎えています。そこで、これらを切って活用し、植えて育てる循環利用を促進し、さまざまな機能を持続的に発揮させることが大切です。しかし、全国

的に森林業の担い手不足などにより、森林の経営管理や整備に支障を来している状況にあることが指摘されてきました。

こうした中、温室効果ガス削減の目標達成や、近年の集中豪雨等の気象災害への対応に必要な財源として、森林環境税および森林環境譲与税が 2019 年に法律として制定されたところであり、幕別町では「ゼロカーボンシティ宣言」の実現に向けて、森林の持つ本来の機能である温室効果ガスの吸収能力を高める施策が求められています。さらに、環境に配慮した持続可能な森林管理を進めながら、森林を活用していくことも地域づくりにとっても重要であります。

本年度から、1 人年額 1,000 円の森林環境税の徴収が始まりました。森林の整備には長い年月を要するため、早期に着手することが不可欠であり、このことから、以下について伺います。

- (1) 町内の公有林と私有林の面積およびその割合は。また、私有林のうち人工林の面積は。
- (2) 森林環境譲与税が開始された以降の配分額と、これまで充当された事業内容と活用割合は。
- (3) 森林整備の現況と新たな森林活用システム「森林経営管理制度」を踏まえた施策は。
- (4) 森林事業者や町民などとの連携を通じて、森林資源を活用した持続可能なまちづくりを進めていく必要があると考えるが、町として今後の取組は。

2、災害リスクを減らし町民の命を守る対策を。

本年 1 月の能登半島地震、9 月の豪雨災害など近年は大地震や豪雨災害が矢継ぎ早に発生し、防災・減災の課題は山積しています。

政府は、11 月に防災庁設置の準備室を設けましたが、幕別町においても、十勝平野断層帯や千島海溝沿いの巨大地震の切迫が指摘され、事前防災と災害時対応の強化がより急がれることになります。

災害における被害は、直接的なものだけではなく、避難所における生活環境の悪化などによる災害関連死も大きな問題になります。このようなことを未然に防ぐために、さらなる災害対応力の強化が重要と考えます。

このことから、以下について伺います。

- (1) 想定した避難者が収容できない避難所の対策は。
- (2) 防災備蓄品の保管状況と備蓄倉庫の増設計画は。
- (3) 発災初動時に必要とされるトイレの設置数が充足されていない避難所の状況と今後の対応策は。
- (4) 避難所の環境向上のためにマンホールトイレを設置する考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「森林環境税の有効活用を」についてであります。

森林環境税は、平成 30 年 5 月に成立した「森林経営管理法」を踏まえて、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、31 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、森林環境税譲与税とともに創設されました。

森林環境税は、本年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を各市町村で賦課徴収しており、森林環境譲与税は市町村による森林整備の財源として、令和元年度から都道府県と市町村に対して、私有林人工林面積、林業就業者数および人口による客観的な基準で按分して譲与されております。

町では、これまで本町における林業を取り巻く情勢を踏まえて、「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」に基づき、間伐等の森林整備や人材育成・担い手対策、普及啓発等に森林環境譲与税を活用しており、令和元年度から 5 年度までの 5 年間で、総額 4,596 万 2,150 円に及ぶ事業に取り組んできたところであります。

ご質問の 1 点目、「町内の公有林と私有林の面積およびその割合は、また、私有林のうち人工林の

面積は」についてであります。

令和5年度末時点での幕別町内の森林面積1万4,615ヘクタールのうち、道有林の面積は3,858ヘクタール、町有林の面積は2,276ヘクタール、合わせて公有林としては6,134ヘクタール、私有林の面積は8,481ヘクタールとなっており、構成割合にすると、道有林が26パーセント、町有林が16パーセント、合わせて公有林としては42パーセント、私有林が58パーセントであります。

また、私有林の面積8,481ヘクタールのうち、人工林の面積は4,339ヘクタール、構成割合にすると51パーセントであります。

ご質問の2点目、「森林環境譲与税が開始された以降の配分額と、これまで充当された事業内容と活用割合は」についてであります。

森林環境譲与税のこれまでの配分額については、配分が開始された令和元年度は1,132万3,000円、2年度は2,406万2,000円、3年度は2,401万4,000円、4年度および5年度は共に3,231万2,000円、5年総額では1億2,402万3,000円であります。

また、これまで充当された事業内容と活用割合については、令和元年度から5年度までの5年間で、森林所有者意向調査や森林組合への民有林の経営委託、私有林の間伐等の森林整備に2,966万5,419円、人材育成・担い手対策に36万1,860円、庁舎や保育所内の木質化、3か月乳幼児健診の際に配布している木製玩具の製作等の木材利用・普及啓発に1,593万4,871円、総額で4,596万2,150円の事業に森林環境譲与税を充当しており、その活用割合は約37パーセントとなっております。

ご質問の3点目、「森林整備の現況と新たな森林活用システム「森林経営管理制度」を踏まえた施策は」についてであります。

幕別町内の私有林の整備状況について、令和5年度の実績は、地ごしらえが146.12ヘクタール、植栽が246.43ヘクタール、下刈りが498.44ヘクタール、間伐が149.66ヘクタール、伐採が56.89ヘクタールなど、その他も合わせると1,378.12ヘクタールに及ぶ森林整備を行っており、毎年度同様の水準で計画的に行われているところであります。

森林経営管理制度を踏まえた施策については、平成31年4月に「森林経営管理法」が施行され、森林所有者の意向に基づき、市町村が私有林の経営管理を受託する仕組みがスタートいたしました。

町では、整備計画が不明な268件の森林所有者に対して意向調査を行い、「町に管理してもらいたい」または「森林組合に管理を委託したい」と回答した52件のうち20件について、森林所有者へのヒアリング、現地確認を行い、管理方法を確定したところであり、残る32件についても順次ヒアリング等を行っていくこととしております。

また、それらの森林を含む私有林の間伐等の整備に対しては、森林所有者の負担軽減を目的として、森林環境譲与税を活用し、令和3年度から5年度までの3年間で1,266万2,335円の支援を行ってきたところであります。

引き続き、林業経営に適した人工林が適切に整備され、森林の持つ多面にわたる機能が発揮されるよう、森林所有者と協議を行いながら私有林の整備等に対して支援を行ってまいります。

ご質問の4点目、「森林事業者や町民などとの連携を通じて、森林資源を活用した持続可能なまちづくりを進めていく必要があると考えるが、町として今後の取組は」についてであります。

森林の有する多面的機能の発揮に向けては、「切って、使って、植えて、育てる」というサイクルを定着させることが必要であり、木材の利用が進んでいない現状において、多様な世代への木育を図りつつ、木材の利活用を推進することが地域林業の持続的な発展という観点においても重要であると考えております。

このため、町では、幕別町地域材利用推進方針に基づき、庁舎や保育所内の木質化等により、木材の利用促進に取り組んできたところであり、木育に当たっては、町内事業者と連携し、町有林由来の木材を活用して、3歳児乳幼児健診の際には、ドーナツ型の木製玩具である「森のわっこ」を、成人式では記念品として箸を贈呈するなど、幼少期から木材に親しみを持ってもらえるよう、取り組んできたところであります。

このほかにも、本年度は十勝総合振興局や町内林業者と連携して、町内小中学校における植樹体験授業を実施したところであり、今後も現在建設中のアイヌ文化拠点施設の一部木質化等を予定しているところでもあります。

また、町内林業者独自の取組として、本年5月、10月の2回にわたって、森林の新しい活用方法を考えるイベントが開催されるなど、町だけではなく、民間部門においても木育等の普及啓発に係る取組が拡大しているところであり、町といたしましては、引き続き木材利用のさらなる普及・促進を通じた地域林業の持続的な発展に向けて、「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」に基づき、町内事業者等と連携し、計画的な事業の推進に努めてまいります。

次に、「災害リスクを減らし町民の命を守る対策を」についてであります。

本年6月に政府の中央防災会議は、近年の大規模自然災害や1月の能登半島地震などを踏まえ、災害対応の根幹をなす防災基本計画に、高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実等を新たに盛り込んだ改定を行いました。

本町においても、千島海溝沿いの領域を震源とする巨大地震の発生リスクが高まっているとされており、行政と住民の双方に防災・減災の備えと地域防災力の充実強化が求められております。

ご質問の1点目、「想定した避難者が収容できない避難所の対策は」についてであります。

幕別町地域防災計画では、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民を収容するため、発災直後における避難所を各行政区の居住人口から想定避難者数を推計し、避難者1人当たり2平方メートル以上の床面積を確保できるよう、災害の種類に応じ避難所を指定しております。

発災直後においては、命を守るために多くの方が避難所へ集まることが想定され、必要最低限の避難スペースを基準に、それぞれの避難所における災害初動期の収容可能人数を算出しておりますが、現在、地震の一次避難所に指定している計32か所の公共施設のうち札内地区の1か所について、想定避難者数が施設の収容可能人数を上回る状況にあります。

具体的には、札内北コミュニティセンターで、収容可能人数198人に対し、対象行政区の想定避難者数が455人で、257人が避難所に収容できない可能性があることから、二次避難所に指定している北栄町近隣センター、札内さかえ保育所を活用して対応することとしております。

また、一次避難所および二次避難所で対応ができない場合に備え、町内の12事業者と「災害時における避難受入れに関する協定」を締結しており、これにより約800人の避難者の受入れが可能となることから、これらの施設や他の公共施設の活用など柔軟な対応をしてみたいと考えております。

なお、指定避難所は、災害に対し安全と考えられる学校や公民館等の公共施設を指定しており、これまでも状況に応じて見直しを行ってきたところではありますが、今後も人口変動による対象行政区や公共施設等の増減など必要に応じて、見直しを行ってみたいと考えております。

ご質問の2点目、「防災備蓄品の保管状況と備蓄倉庫の増設計画は」についてであります。

本町の防災備蓄は、幕別町地域防災計画における「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に基づき、現在、令和2年度から6年度までを計画期間とする「第2期幕別町防災備蓄計画」により、物資および防災資機材等の備蓄を進めております。

備蓄品目については、平成30年2月に北海道が公表した、十勝平野断層帯主部を震源とする巨大地震の発生による幕別町の被害想定結果に基づき、避難所生活者数を5,615人として備蓄する品目ごとに目標数量を定めて備蓄しております。

このうち、食料、飲料水については、自助、共助、公助の考え方を基本とする、官民の役割分担により備蓄する計画の下、行政による公的備蓄として必要とする非常食等を備蓄しており、その他、避難所生活に必要な毛布や紙おむつ、生理用品などの生活必需品や暖房器具、ポータブルトイレなどの資機材について、それぞれ必要目標数量を定め保管している状況であります。

また、これらの備蓄品の保管については、幕別本町地区、札内地区、忠類地区の3地区にある集中備蓄倉庫と、各避難所に必要な物資を速やかに供給できるよう、札内南コミュニティセンター敷地内と幕別消防署糠内分遣所内にある分散備蓄倉庫に保管しております。

防災備蓄計画に基づく備蓄品の保管につきましては、賞味期限や消費期限の管理の下、計画的に補充・入替えを行い、本年度末で公的備蓄品としての計画数量の全量が保管できる予定でありますことから、現時点において備蓄倉庫の増設計画はありませんが、今後、防災計画の変更により、新たに備蓄しなければならない資機材等が発生し、保管スペースに不足が生じる場合においては、備蓄倉庫の増設についても、選択肢の一つとして検討をしてみたいと考えております。

ご質問の3点目、「発災初動時に必要とされるトイレの設置数が充足されていない避難所の状況と今後の対応策は」についてであります。

避難所は災害の発生により、自宅での生活が困難になった多数の被災者の方が避難所に集まり、一定期間の共同生活が始まりますことから、被災者の健康を維持する上で、安心して使用できるトイレを確保することは非常に大切であります。

避難所のトイレについては、内閣府が作成した「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」、国際赤十字などがまとめた「人道憲章と人道支援における最低基準」いわゆるスフィア基準などを参考に、発災直後は避難者約50人に1基の確保を図る計画であります。

現在、地震の一次避難所に指定している計32か所の公共施設のうち1か所について、避難者50人に1基以上の基準を満たしておらず、簡易トイレや災害用トイレ袋の活用のほか、状況に応じて防災協定先の仮設トイレの配備により、避難所環境の充実を図る計画であります。

ご質問の4点目、「避難所の環境向上のためにマンホールトイレを設置する考えは」についてであります。

マンホールトイレは、下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座と、テントやパネルなどの囲いを設け、災害時に迅速にトイレ機能を確保するもので、東日本大震災や熊本地震で使用され、段差がなく悪臭もしないなどの評価があり、現在、本町においては、令和3年に「道の駅ちゅうるい」に北海道開発局によって6基整備されております。

しかしながら、マンホールトイレは早期にトイレ機能を確保できるメリットがある一方、下水道管路に直接排せつ物を流す仕組みであることから、使用に当たっては下水道施設自体が正常に機能していることが前提となります。また、下水道管路などが破損している場合や浸水により下水道管路が閉塞している場合においては、使用することができないばかりか、排せつ物と一緒に流す水の確保が課題であること、加えて、冬期間の利用においては、冷気が下水道管に入り込むことで、管路が凍結により閉塞してしまう可能性もありますことから、今後におきましては、これらの課題をクリアする整備手法、事業費および財源などを検討の上、整備の是非を見極めてまいりたいと考えております。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 丁寧にご答弁いただきました。

1番と2番のご答弁を踏まえて、3から質問させていただきます。

幕別町においては、令和5年末で活用率が37パーセントになり、道内の68パーセントに比べても低くて、基金残高が7,800万円まで積み上がっています。再質問の中で詳しく聞いていきたいと思いますが、その前に一つ確認したいと思います。

今年度の税制改正大綱で、譲与税の配分割合の変更がありました。私有林人口林面積が50パーセントから55パーセント、人口割合については30パーセントから25パーセントになりました。これによって、幕別町への譲与額は約4割増加して、今年度予算で4,361万円が計上されています。これについてどのように受け止めておられるでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは単に改正されたということではなくて、我々森林を多く持つ市町村が要請活動をした結果として、人口割合が減って、森林割合が重視されたということでありますので、これは我々の要請活動の成果であると思っておりますし、より有効に財源を活用できると認識しております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 町内には、皆伐したまま再造林しない森林があると思いますが、どのくらいの割合になるのでしょうか。

また、町内の再造林率はどのようになっているのでしょうか、お聞きします。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（密岡遼一） 再造林率についてですけれども、民有林の部分についても含まれますので、そこについては町としては把握しておりません。町有林部分については再造林はしておりますので、そこは100パーセントと受け止めていただければと思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 先ほど森林面積についてお答えいただきましたが、私有林においては、個人所有の森林が多く、5ヘクタール未満の森林が全所有者の7割に上ると認識しています。まとまった面積がなければ、保続的な計画施業や経営の近代化も課題になってくるのではないかと思います。

町内には、所有者不明の山林はどのくらいあるのでしょうか。また、その対応はどのようになっているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（密岡遼一） 町長の答弁でもありましたとおり、所有者不明の森林については268件、これは施業計画がないものでありましたけれども、その部分については調査をして、52件管理を委託したいという回答があったところであります。残りの件数については、一部自分で管理したいであったりとか、既に森林経営計画が策定されていない部分についても、もう既に畑地化されてあったりとか、そういった我々の状況把握とのそごもございましたので、その部分については我々の計画を改めるといところでありまして、残る部分について、森林所有者の意向調査そのものが未達であったところが36件あります。その部分については、国のほうで、今、森林経営管理法そのものの改正を予定していると聞き及んでおりまして、その改正内容は主に、今、森林の所有者から町に委託したいということがあった場合に、管理集積計画を定めて、そこから町がさらに林業者に委託するという2段階のステップを踏むということになっていまして、この部分は町としても非効率的だと思っておりますので、管理集積計画を作成しておりません。

要するに、今後そういった手法が変わりますので、再度、未達であった36件の部分を調査をかけるかどうかは、ちょっと改正の方向性を見極めながら、ほかとも整理してやっていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 計画が未達の中に森林所有者不明のものも含まれているということでありましたが、今年の4月から相続登記の申請が義務化され、登記が進むことも期待されますが、それでも登記されない、登記になっても放置が続いていくものもあるかと思います。

調査しておられますが、いつまでも調査していくというわけにいかないと思いますので、こうした所有者不明の私有林で林業経営に適したもののについては、町の取得を促進して集約を進めて、本来の機能を持つ森林に整備することはできないものかと考えますが、町としてどのようなお考えかお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（密岡遼一） 林業経営に適した森林の有効活用をということでもありますけれども、先ほどお答えした、森林を町そして森林組合に委託したいと回答された方の中から、町と森林組合で連携して現地調査を順次行っているところであります。その中で、現地調査をして、ここは天然林の様相を呈していて整備の必要がないであったりとか、そもそも林業の経営に適していない山林であったりというのは、把握しながら進めているところであります。先ほどお答えした、既に対応が完了済みというのは、そういった現地確認を行った上で、林業経営に適したもののについては、森林の整備を行っているところであります。

もちろん、52 件のうち、まだ対応が完了していないところというのはございますので、その部分については、委員おっしゃるとおり、現地を確認して林業経営に適したものがある部分については、森林組合を通じて所有者さんと協議をしながら、適切に森林整備を行っていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4 番（内山美穂子） 所有者不明の森林について、問題ではないかなと思っの質問でした。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（密岡遼一） 所有者不明の部分については、どうしても先に管理を委託したいと答えておられる方から優先的に対応を進めている状況ですので、森林組合とも協議しながらにはなりますが、そちらの対応が完了した段階で、そして先ほどお答えしたとおり、次の意向調査時期にもよりますけれども、その際には、そちらの未達であった所有者不明の部分についても対応を進めていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4 番（内山美穂子） では、次の質問です。

地球温暖化問題を話し合う国連の会合、COP29 が 11 月にアゼルバイジャンで開催されました。温暖化対策は急務の課題です。特に森林の温室ガス吸収能力は極めて重要であり、九州のある町では、再造林による環境貢献を植栽木の CO₂ 吸収量で評価して交付金を交付する制度を増設しています。

幕別町地域温暖化対策実行計画を見ますと、現状の森林による CO₂ 吸収量を 49.9000 トン CO₂ と示しており、吸収できる森林としてカウントできる対象森林面積が 7,668 ヘクタールとされています。この約 5 万トンの CO₂ 吸収量というのは、本町の CO₂ 排出量が約 25 万トンでありますから、約 2 割に相当する大きな効果を持っていることが分かります。

これだけの効果を生み出す森林ですが、効果を算定できる面積は、本町の森林全体の面積ではなく、樹齢などの条件で限定されております。造林活動を進めて、このような対象面積を増やしていくことができれば、ゼロカーボンにさらに近づくことができるのではないかと考えております。これについてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ゼロカーボンの達成に向けては、これはもうできるだけ森林を増やしていくことが当たり前のことだと思っています。

ただ、先ほど来のやり取りの中では、所有者不明のところは簡単ではないですね。幾ら相続が強化されたとしても、もう本当にぶん投げてあるというのは、もう財産価値として認めていないというのが実態なので、そこを突き詰めて、そこに無理やり植栽をしていくというのはなかなか難しいので、可能な限り森林面積は増やしていきたいなと思っておりますし、まだ他の方法もありますので、約 5 分の 1 です。他の方法のほうが大きいかなと思いますので、全庁的な取組の中でゼロカーボンに向けて取り組んでいきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4 番（内山美穂子） 幕別町の森林率は高くありませんが、今回は森林環境税も始まったということで、やはり町民にも環境のことを含めて森づくりの重要性を分かってもらい、関心を持ってもらい、一部を町民に見える形でも享受してもらうことも大切ではないかと考えます。町内の森林資源を活用し、その価値を高めてまちづくりにつなげることも、町の重要な課題だと考えていますし、環境に配慮し、資源を維持していく民間の取組を応援することも効果的だと思います。

譲与税の支出に関わってお聞きますが、ご答弁では木材利用の活用割合が高くなっていますが、人材育成や担い手確保として令和 4 年に 36 万円が支出されていますが、この内容と今後について伺います。

また、森林行政の担当職員体制や林業の担い手不足といった課題は残っています。人材資源に限られた幕別町においては、ICT や AI 技術の活用も必要になってきますが、今、重要なのは、専門職をはじめ多様な人たちとのネットワークの形成、そしてマンパワーを活用する視点が大切だと思います。

これらについてお考えをお聞きます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） もちろん人材育成は大切なことであるという、そういう認識を持っています。

ただ、やはりこれ簡単ではないのは、木材というのは、出口がしっかり川下がはけないと、幾ら頑張っても植林をしても出ていかない、価値が上がっていかないということがありますので、そういう意味で、我々は木材、木育、木材のすばらしさというものを訴えて、そしてそれが町民理解につながって、しっかりと地場の木材を使っていただく、そういう流れをつくりたいと思っております。

札内南小学校でも、そういった校地内に植林をして木をしっかり大事に育てていこうと、そんな取組もしておりますので、そこはやれる範囲でしっかりと木育、それと木材の有効活用を、目で見て、こんなにすばらしい木材なのだねと、そういうことを分かってもらえるような取組をしていきたいと思えます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 幕別町が木育に取り組んでおられることとか、民間の事業者が今いろいろな動きをされていることは承知しています。こうした町内の事業者と連携するなど、林業分野においても将来的なビジョンを共有して、情報や意見交換などをするネットワークづくりの場も必要だと考えております。そしてその延長線で、森林への町民の関心を高める取組、多様な人材の参加、町民と森林の接点づくり、町民参加のイベントなども展開していくことが期待されます。これに関わっては、明野ヶ丘公園や新田の森といった地域資源を、さらに活用できるのではないかと考えております。これは地域の抱えている課題解決にもつながると思います。制度を柔軟に運用して、例えば明野ヶ丘公園の再整備に関わって、木材を活用したトイレの整備とか、森林を活用したプレーパークまたは子どもの遊び場などの取組を進めるなど、これは現在関わっている人たち、人的資源の継続、モチベーションにもつながると思いますが、いかがでしょうか。

また、新田の森記念館も大切な地域資源だと考えておりますし、森林の副産物の活用も考えられると思います。森林資源を活用したまちづくりについて改めて伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 民間が取り組んでいる、答弁の中で申し上げたように、それについて、もし協力できることがあれば協力しなければならないと思います。

ただ、木質化、木材のすばらしさというのは、町が設置する、建築する建築物の中でも十分表現できるわけです。現にこの庁舎にしても、こういうものは地場産品、地場木材を使ったものを使っているわけですから、あるいは応接セットもそうですし、町のカウンターもそうですし。今後でいけば、今アイヌ関連施設をやっていますけど、そこでできる限り木質化、木材を使ったような、見てもらえるような内容にしていければと思っておりますので、そこは町として、なかなか余分にお金をかけるというのはできませんので、森林環境譲与税を財源として町がやる仕事、建築などに有効に使っていききたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） では、そのように進めていただきたいと思います。木材の有効活用、そしてやはり町民がそういう森林の大切さに気がつくような場というものは大変必要だと思いますので。

森林行政については、特に長期的なビジョンを持って取り組む必要があります。私たちが、次の世代に、20年後、さらには50年後を楽しみにしていただきたいと言えるような未来に向けた投資であり、今の私たちの責任でもあります。

今年から税という形で、町民の皆さんも負担しております。森林の担当部署だけではなく、まちづくりという観点も重視して、幅広い部署、役場全体と言ってもよいかもしれません。ぜひ町長が先頭に立って、事業者や関連機関、住民の方々と一緒になって、目に見える形でこの十勝をリードするような取組を進めていくことを要望して、森林環境税に関わる質問を終わります。

次の質問の再質問をさせていただきます。

まず1番目、想定避難者が収容できない避難所になります。

町内における大地震の被害想定として、幾つかのパターンがあると思いますが、例えば震源が十勝平野断層帯、冬の夕方に発災した場合、避難される方の割合を20パーセントと設定していると承知しています。この20パーセントという割合の根拠について伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） この避難想定者の20パーセントの根拠でございますけれども、町長の答弁の中でもありましたように、北海道が平成30年に公表いたしました被害想定の中で、十勝管内における被害想定としてシミュレーションされた数字でございます。最大避難想定者が多くなる冬の時間に震災が起きた場合ということを設定したものでございますので、町が定めたものではなくて北海道が定めたものを参考に、町がそれに基づいて根拠として避難者としているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 割合は時系列や地域事情によっても違ってくると思いますが、北海道南西沖地震の事例では70パーセントという想定もあるところです。最近では町民の防災意識も上がってきていますが、このように決して高くない率によって、算定している想定避難者を全員収容できない避難所が、札内北コミセンになります。札内北コミセンを利用する対象地域の居住者は、西町と北栄の一部2,316人になり、20パーセントに当たる455人と見込んでいますが、実際は198人になります。この最低ラインの想定を大幅に下回っているという現状については、喫緊に解決しなければならないと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） この避難所の収容し切れない方々の対応ということで、答弁の中でも、一次避難所で収容できない場合には、二次避難所ということで答弁させていただいているところなのですが、人口の状況によりまして、それぞれの行政区における人口の人数等も変動してございます。現在、札内北コミュニティセンターでは、四つの行政区を対象として避難エリアとしていただいておりますけれども、ほかの行政区についても同様に人口の変動があると認識をしております。そのようなことから、防災会議の中でもお諮りをさせていただきながら、避難所の有効的な全ての避難者を収容できるような体制の構築に向けて、検討させていただきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 10月に熊本地震で甚大な被害を受けた益城町を視察してきました。

益城町は、震災前に16の指定避難所を地域計画に盛り込んでいたのですが、実際は6か所しか開設できなかったそうです。加えて、想定以上の受入れが必要になってしまいました。

確認ですが、本町の指定避難所においては、全ての施設が耐震化されているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 建物の耐震の基準でいくと、昭和56年の6月以降に建てられた建物は耐震化されている建物ですので、それ以外、全てそれ以降に建てられた建物ですので、耐震化されているものと認識しております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） ご答弁の中でも、避難所が使えなくなった場合、こうしたことを考えているという内容でありましたが、本当に今回の北コミセンのかなり収容人数が違うということを考えても、抜本的なことも考えていかなければならないと思っております。それについてはちょっとこれ以降に提案させていただきたいと思っております。

防災備蓄倉庫についてですが、例えば一例なのですが、携帯トイレセットなどは震災直後から避難所になければならないものです。国道を挟む北側への供給がスムーズにいくかどうか、これ国道の問題もありますが、札内北地区にしっかり保管している必要があるのではないかと考えております。

防災倉庫の増設については、これまで検討されてきたということでしたが、どのような検討をされてきたのか伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 防災備蓄庫に関しましては、避難された方に対しまして、食料品や生活必需品等を含めまして、それぞれの地域の避難所に対して迅速に配備ができるようにということで、答弁の中にもありましたように、3か所に集中倉庫を設置させていただきまして、そのほかにも人口の多い札内地区には、コミュニティプラザの敷地内に集中備蓄庫を設置させていただいて、南地区の方に対応するために、札内南コミセンに分散備蓄庫を整備させていただいております。

現在の避難所の想定割合につきましては、それぞれ避難所ごとに想定人数を算出したしまして、それに基づいてそれらの備蓄品を早期に支援できるようにということで、分散備蓄庫と集中備蓄庫に整備をしているところでございます。本来であれば、大規模な避難所となる学校等にも、それらの分散備蓄を一定程度保管しておくことが先進事例では見受けられているところでございますけれども、現在、我が町におきましては、防災備蓄計画によりまして、町として必要としている備蓄品を計画の配備する準備中ということで、本年度をもって、全ての当初予定した備蓄品の整備が完了するというところでございまして、現状においては、答弁の中にもありましたように、現在の集中備蓄庫と分散備蓄庫の中で、全て保管できるというような状況になっておりますので、今後、新たに必要となる備蓄品、あるいはそれをより効果的により早く迅速に配備するためには、どのような手法が必要なのかということを含めて調整をさせていただきながら、今後の備蓄倉庫のあり方についても考えさせていただきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） これについてはその後もちょっと触れたいと思いますが、3番目の質問で、札内北コミセンについては、トイレが想定避難者の455人に対して、発災初動期、50人に1基と基準になっていますが、3基しかないのですね。50人に1人で考えると10基必要なのですけども、3基しかなく、7基足りないのですね。

そもそも収納スペースが狭隘になってしまう上に、ご答弁では、協定先の仮設トイレの配備で対応するという事だったのですが、日本トイレ研究所の調査によりますと、熊本地震の被災者を対象した調査によると、災害発生後3時間以内にトイレに行きたくなった人の割合は約4割、6時間以内を合わせると7割以上に上ったそうです。食料とか水は我慢できても、トイレは我慢できないのではないかと思いますので、ここの差は早急に解決しなければならないと思っています。

過去の大地震において、トイレ環境の悪化によって、できるだけトイレに行かなくて済むように水分を控えることで、脱水症やエコノミー症候群にかかるなど二次被害に発展し、死に至った事例も多く報告されています。

北コミセンに関しましては、このトイレの課題のほか、収容人数ですとか、先ほどの備蓄の問題もありますので、住民の安全を考えるには、今後、施設の増改築を視野に入れた、もう一步踏み込んだ対策が必要になってくるのではないかと考えています。改めて、町長の見解をお聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今の北コミセンの状況について、我々は非常に認識しておりまして、何らかの改善をしなければならないと思っています。

もう一つ問題を言うならば、国道を横断して避難をするというところも、私は問題だと思っておりますので、最初の答弁で申し上げた、柔軟な対応をするということが一番大事だと思います。柔軟な対応をする前に、防災計画を変えなさいということだと思いますので、そこは北コミセンの避難する区域を変えることが、私は一番手取り早いのかな。施設を増改築するのではなくて、やっぱり近いところに避難してもらおうということが一番大切だと思いますので、そこは避難所の見直しをしなければならないなという、そういう認識でおりますので、避難所の見直しをした上で、防災会議に諮って、新たな避難所というものを決めなければならないなと思っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 今のご答弁を聞いていても、町内、札内地区には、そんなに施設がたくさんあるわけではありませので、ぜひ北コミセンの増改築を念頭に入れて、視野に入れて考えるということも一つなのかなと思います。よろしくお願いします。

管路が影響を受けた場合、影響を受けているのに知らないで水を流してしまうと、もう大変深刻な事態になりますので、初動の対応が重要になってきます。能登半島地震では、上下水道が破損し、全域で長期にわたって断水した地域が多く、水洗トイレが使用できませんでした。そのためトイレ環境がもう劣悪で、仮設トイレの到着は早くて3日後ということで報告されています。

幕別町もトイレの代用になるポータブルトイレやラップトイレを備蓄していますが、これらは個室スペースを必要とします。一方で、既設の水洗トイレは、断水して水洗トイレとして使えなくなっても、簡易トイレとして使えますし、何より個室のトイレスペースとして使えるのが大きなメリットです。先ほどお話したように、排せつは我慢できません。混雑時に利用者が困難にならないよう、避難所開設当初から、既設トイレが使用できるかどうかを確認して、既設の便器を簡易トイレとして使用できるように、便器に取り付けて使う袋式の簡易トイレセットの使い方の周知を徹底し、衛生的なトイレ環境になるよう努めていただきたいと思います。トイレのこうした対応については取り組まれていると思いますが、どこまで進んでいるのか、お願いします。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 今お話にありました簡易なトイレの関係でございますけれども、毎月、広報の中で防災ナビというところで、いろいろ防災に関する情報を提供させていただいておりますが、その中でも一部、皆さま方にはお知らせをさせていただいております。

そのほか、防災マネジャーがお邪魔させていただいております出前講座などにおいても、実際に移動式の簡易なダンボールトイレを用いて、簡易トイレの使用法等々も皆さまにお伝えをさせていただいているというようなことがございまして、機会を捉えて皆さま方にお知らせをしたいと思っています。

また、令和7年の1月号の広報においても、トイレの使い方について掲載をさせていただくということになっておりますので、お知らせをさせていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 国の調査でも、災害拠点施設への管路耐震化の遅れが分かっています。耐震化率は十勝管内では3パーセントに満たない状況です。まさに、断水によってトイレが使えなくなるのは現実の問題だと思います。

4番目のマンホールトイレの問題なのですが、マンホールトイレにつきましては、音更町ではもう既に85基設置しておりますし、訓練なども行っておりますが、また改めて質問させていただきたいと思います。

中央防災会議が作成する防災基本計画では、市町村は避難所の生活環境を改善するため、必要に応じ仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置することなどが定められており、国土交通省ではマンホールトイレ整備運用のガイドラインを作成し、関係部局が連携し、整備推進を図ることを促しております。

いろいろと質問させていただきましたが、災害は多くの人命を危険にさらし、さらに避難所へ貴重品などを持って移動する際の疲労、ほかの避難者との共同生活など、肉体的にも精神的にも大きな負担がのしかかります。この中でトイレ対策は、特に避難所においては、健康上だけでなく人間としての尊厳の保持が懸念される、まさに人権問題だと考えます。

今回の質疑の中で、いろいろな課題が明らかになってきたと思いますので、ぜひとも対策の緊急性と重要性を踏まえていただき、必要な施策を取っていただき、災害に強い安心・安全のまちづくりをさらに進めていただくことを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩いたします。

12：09 休憩

13：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、塚本逸彦議員の発言を許します。

塚本逸彦議員。

○2 番（塚本逸彦） 通告に従い、質問いたします。

質問事項、子ども食堂についてであります。

子ども食堂が開設された当初は、貧困家庭への食事提供や家庭において子どもたちだけでご飯を食べる孤食の防止、食育などが目的でありましたが、現在では食事だけでなく、地域の人たちとの多世代交流の場であるとともに、虐待防止や子育て支援の観点から子どもの居場所としての機能が重要視され、各地で開設が増えています。

認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえが実施した 2023 年度の子ども食堂全国箇所数調査によると、全国の子ども食堂の箇所数は 2022 年度と同調査から 1,769 か所増えて 9,132 か所となり、全国の公立中学校と義務教育学校の学校数を合算した 9,296 か所とほぼ並ぶ結果となっています。

幕別町の状況について、以下の点を伺います。

（1）現在、幕別町内で開設されている子ども食堂の状況は。

（2）子ども食堂の開設や運営等についての相談件数は。

（3）子ども食堂に対する支援の状況は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

「子ども食堂について」であります。

子ども食堂は、貧困家庭の子どもや家庭の事情により家族と一緒に食事をするのが難しい子どもを対象として、無料または安価で食事の提供をすることで、安心して過ごせる場を提供することを目的に、平成 24 年、東京都大田区の民間団体が初めて実施したのをきっかけに、地域のボランティア、NPO 法人等でも実施するなど全国的に広がりを見せています。

道内に開設されている子ども食堂については、北海道が実施した調査によりますと、令和 4 年 4 月末現在で 73 市町村 275 か所、令和 5 年 4 月末現在で 77 市町村 301 か所、本年 4 月末現在で 80 市町村 324 か所と年々増加しております。

貧困家庭の子どもへの支援として始まった子ども食堂ではありますが、現在では、子どもの食育や学習の場にとどまらず、高齢者や障がい者を含む地域住民の交流の場となるなど、その活動形態はさまざまなものとなっております。

ご質問の 1 点目、「現在、幕別町内で開設されている子ども食堂の状況は」についてであります。

町が把握している子ども食堂は 2 か所であり、1 か所目は、平成 30 年から幕別地区において個人が運営する子ども食堂で、月 1 回程度、高校生ボランティアの協力を得ながら、地域の子どもたちと共にごみ拾いや交流活動を行った後に昼食が提供され、一緒に食べる楽しさや温かい団らんが提供されております。

2 か所目は、令和 2 年から札内地区において、個人が運営する子ども食堂で、月 1 回程度、地域ボランティアの協力を得ながら子どもたちに昼食を提供し、交流の場となっておりますが、本年夏頃から活動を休止しているとお聞きしております。

ご質問の 2 点目、「子ども食堂の開設や運営等についての相談件数は」とご質問の 3 点目、「子ども食堂に対する支援の状況は」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

本町における子ども食堂の開設や運営等の相談はこれまで1件で、令和元年に、子ども食堂として小中学生を対象としたそば打ち体験を高校生ボランティアと共に実施するため、場所の無償提供や小中学校への周知、食材の提供などのご要望があり、町から財政的な支援は行っておりませんが、食品および衛生用品の寄附を募り子ども食堂への支援を行う、十勝総合振興局の子ども食堂応援事業フードドライブの紹介を行っております。

今後においても、北海道が作成した「子どもの居場所づくりの手引き」の配付のほか、ワーカーズコープ北海道事業本部が実施しているコーディネーターの派遣や、研修会や交流会を行う北海道子どもの居場所ネットワーク事業の紹介を行うとともに、農林水産省が実施する政府備蓄米の無償交付や北海道、財団法人などが行う支援事業の紹介に努めてまいります。

以上で、塚本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） それでは、再質問に入させていただきます。

まず1点目、子ども食堂の数ですね。これ、民間が随時やられることですので、完全な数の把握は難しいとは言われていますし、流動的な部分もありますが、幕別町内においては、この町では2件ということで、1件は休止している、そういったお話も私も伺っておりますが、新たにまた始められているところもありますので、今、私が把握している限りでは、2件子ども食堂が始められているところも含めてあるかなというところですね。

それで、ここにもありますように、この夏以降ちょっと活動が停止しているというところがございますが、その理由とか把握されていますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） 札内で1件、子ども食堂を休止している理由でございますけれども、体調不良ということで、ご自身の体調によるもので休止とお聞きしております。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 理解いたしました。

それで、子ども食堂は、十勝では2023年10月全市区町村で21か所で、この振興局の資料ですが、このときもやはり幕別町は2件と、今、答弁で言われたとおりだと思うのですが、子ども食堂、先ほども言われたように、もう子ども対象ではなく、お年寄りも含めた地域の対象ということに今なってきた、これに関しては赤信号というか、もう本当に困窮されている方に対しては、行政の支援もあると思うのですが、不登校である予備軍の方とか、黄色信号の方に対しては、なかなか把握もしづらいし手も届かない、そういった子どもたちも、人たちもこれという地域食堂としての役割も多いかと思います。何か行政のサポート、資金面というのも大事なのですけれども、今後、数を休止した場合でも持続できるような体制を整えていけるような体制が必要かと思います。

そこで、2番、3番の運営とか相談件数なのなのですが、我が町においても、やはり子ども食堂開設したいということで、一番に、どうしたらいいのだろうというところを、今どこの部署へ行ったらいいのかというのがなかなか明確ではないと思うのですが、幕別町に対して子ども食堂の運営とか、新規開設にした場合、どこへ行ったらいいのか、そういったPR、もしくは明確な部署みたいなのはあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 町の相談窓口という部分でいきますと、まずは保健福祉部こども課でお話を一度お伺いさせていただいて、町としてその辺の相談に乗ってまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） やはり名前が子ども食堂というところで、最初にやられる方はこども課へ行かれるかと思いますが、やはり地域食堂という観点から見ますと、今、居場所というところがもう各所で言われておりますけれども、そういった観点から見ますと、やっぱり複数の部署にまたがるというところもあるかと思うのですよね。そういった部分で、しっかりマネジメントとか、マッチング

をしてくれる人がいたらどうかなという部分もあるのですけれども、今後ますますそういった子ども食堂というのは要望される方、増えていくかと思うのですけれども、その辺に対して今後の展望について何か検討はされている部分もあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） これまでの相談件数も1件と答弁しておりますけれども、多くないということもありまして、今後どういうふうな展開をしていくかという具体的な調整はしていないですけれども、いずれにしても、まずは相談をいただければ、こども課だけで判断するのではなくて、当然、関係部署とも協議をしながら、いわゆる子ども食堂を運営する方のこういったニーズがあるのか、その辺を把握しながら、町としてできる支援というのは、今後もあったときには当然協議をしていかなければならないと考えております。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） やはりまずは役場へ相談ということになるかと思うのですけれども、そうしたときに、今、各部署、例えば支庁へ行ってください、あそこへ行ってくださいということにならなくて、そこで統合的にマネジメントしてくれる部署があったら、すごくやりやすいかなと思うのですよね。そういった部分についてのお考えとかありますか。例えば地域おこし協力隊のそういったことのノウハウを持った方でうちを造るとか、そういったことも考えられるかと思うのですけれども、どうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 子ども食堂の開設に関わるニーズであったり、その専門性を必要とするのかどうかということを現時点で考えますと、協力隊をそこに配置するということまでいかないのかなと思っております。

ただ、この子ども食堂の役割、冒頭の答弁の中で申し上げたように、子どもに食事を提供するのみならず、居場所だったり、学習の場だったり、あるいは地域のお年寄りだとか、障がい者とかの交流の場ということに、役割というか機能は随分拡大してきていると感じております。単にご飯を食べさせるだけであれば、それは勝手にやってくださいという感じで私も言いたいのですが、やはり担っている機能が非常に拡大してきて、地域のコミュニティを醸成していくためにも、だんだん必要な位置になってきたのかなというふうに思っております。非常に今コミュニティが希薄化している中では、私はここを介して地域のコミュニティが活性化できればいいな、そんな思いも今ありますので、そこは積極的な情報提供も必要ですし、場合によっては、単なるこういう情報あるよというだけでなく、そういうコーディネーター的なこともこれからやっていく必要性も出てくるのかなと考えているところであります。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） やはりこういった行政に関わるとなると、今、幕別町の場合は、社協さんのほうがすごく一生懸命サポートしてくれている状況かと思うのですけれども、実際に行政の方が関わってきますと、企業からの信用度も上がるという声も聞いて、もう少し積極的に関わったらもっとやりやすくなるのかなという意見も聞いたことがあります。

先日、北九州市に視察に行ってきました。そこは行政が子ども食堂の支援ネットワークの事務局を担って、人のマッチングとか、企業から集めた寄附、それからお金などをそこから分配していく、そういった機能を事務局を行政のほうに、外出ししているということもお聞きしておりますので、そこまではいなくても、まずはやはり資金も問題もありますけれども、開設しやすい環境をつくるというのが一番、多分行政サービスの上でも重要な部分だと思うのです。

それで、特に今申し上げたように、地域との関わりで学校の統廃合がやっぱり進んでくると、やっぱりスクールバスで通うようになりますので、地元の方との関係が希薄になるということも起きてきますので、やっぱり廃校とか、そういった地域間交流とか、そういった部分で開設できるような環境もあったらいいなと思います。そして、そういった場合、そこまではまだまだ想定はされていない

かと思うのですけれども、そういった利用に関して、例えば旧古舞小学校とか、今後、来年度以降は
途別小学校も入ると思うのですけれども、そういったことの利用は今後可能なのか、そういった部分
使いたいという要望があれば可能なのか、開けられるのかとか、その辺はどういう視点をお持ちなの
か。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今の古舞小学校は全く用途がない状況でありますし、令和8年の3月末をもって
途別小学校も廃校、統合するということに方向性が出ておりますので、今のところそういった学校施
設が空いてくるのですが、具体的な利用方法というのはまだこれというものがありません。ただ、や
っぱり地域としてみれば、学校に訳の分からない企業が入ってくるとか、非常に不快な思いをするの
に利用されるというのが非常に一番懸念しているところだと思いますので、そこはもう核となるとこ
ろをどこかが借りてくれるような形が一番いいなと思っておりまして、この間、北海道銀行の執行役
員の方が見えたときにも、そういう学校は空いてくるという中で、例えば大企業が社員研修としてま
ず借りてもらって、その中で全部使わないから、使っていないときには地元にも開放するとか、そう
いうことが一番いいのかなと思っているので、もしそういうところがあれば紹介してほしいのだと、
そんなこともお願いをしたところでありますので、今後あまり空いた時間が長くないよう、地域
とも話し合いをさせていただきたいと思います。その中で、そういう自主的な動きが出てくれば、そこ
はしっかりと協議をさせていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 今、前向きな答弁いただきましたけれども、やはりそのとおりで、やっぱり時間
がたてばそういった利用もしにくくなったり、構造的に問題が出たりしますので、廃校利用はまたち
よっと趣旨と違ってきますので、また次回にしますけれども。

この子ども食堂のやはり人や寄附金、それから物資、そういった橋渡し、コーディネーター的な部
分を行政がやるというのは、さほど予算的な部分でもかからないことですので、そういった部分の充
実をして、そして開設しやすいという部分もあるのですけれども、やはり持続していくということが
大事だと思うのですよね。ですから、子ども食堂を始められたのですけれども、途中で、先ほどは体
調不良という部分もありましたけれども、例えばそうなってもどこかの団体が代わってやってくれる
ような橋渡しをできるとか、そういった持続性という部分も大事かと思うのですけれども、その辺、
今後の取り組み方でお考えはありますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 基本的には、やられる方の自主性、お考えがどういうものなのかということをお
聞きしなければなりませんけれども、やはりやるからには単に食事を提供するのでは、支援をするに
してもちょっと難しいのかなと思っていますので、一定の条件をつくって、それを担ってもらえる、
そういう事業をやってもらえるところについては、支援をしてもいいのかなと思っています。これ、
全く今はもう構想の段階でありますので、あまり勝手なこと言えませんが、いずれにしても公
的に担う部分が多ければ大きいほど支援はしやすくなりますので、そこは条件をつくった上で、こ
ういったことをやっていただければ、例えば食事については食材の提供を橋渡ししますよとか、
そういうことは可能なかなと思います。今、全くかなり思いつきの部分で言っていますので、そこは
しっかりと詰めなければならぬなと思います。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） やはりまだ全く白紙の状態ですので、具体的な部分をというのは難しいかと思
います。

先ほどにもありましたけれども、全国の子ども食堂のNPO法人、食堂むすびえという団体がありま
すけれども、厚労省の広報の10月号に記事がございまして、そこは多世代交流としての場では重要で
あるということで、全ての小学校区に食堂をつくる、1万9,500ほどあるらしいのですけれども、そ
れを目指しているということで、社会のインフラのようなものにしたいということが書いてありまし

た。今後はそういったことが登校の見守りのように、当たり前のものになっていけばなと私も思いますので、この辺は町のほうとしてもちょっと前向きに、具体的に、そして設立のサポート、それから運営のサポート、それから人のサポート、そういった部分に向けてちょっと取り組んでいただきたいと思います。その辺は検討ではなくて、取り組んでいただけるようにちょっとお願いしたいと思いますが、そのあたりいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 支援をする枠組みをきちっと定めるということが一番大事なので、どういうことをやってくれた場合には支援をしますよと、そこを検討に少し熟慮が必要かなと思っていますので、何でもかんでも支援するということにはなりませんので、そこは公金の適切な使い方ということも踏まえながら検討したいと思います。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 本当におっしゃるとおりです。まだ未知数な部分もあります。

参考までに、北九州のほうでは、やっぱり行政でなければできない部分というのが、あくまで主体はボランティア、民間ということで深入りはしないということなのですけれども、やっぱり3時間ぐらいの程度によって食べるだけではなく、そこでアトラクションをやったりとか、地域の方々の交流をやったりとか、そういったことも含めて、地域食堂という名前をしております。そのサポートの中で、先ほど申し上げた以外に衛生面も大事だということで、ちょっと保健所のほうから食品衛生法にのっとった衛生管理についても講習会をやったり、そういったこともやられているそうなので、そういった部分は行政の力発揮できるかと思いますので、そうした部分も含めまして今後視野に入れていただいて、ぜひやりやすい、幕別町も攻めの施策で取り組んでいただければと思いますけれども、最後に一言お願いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） なかなか前のめりにはなれないのですけれども、少なくともどういった事業をするという要件を定めて、今の食事の問題もあります。例えば、食品衛生管理者を置かなければ駄目ですとか、やっぱりかなり厳しめの条件を設定せざるを得ないのかなと思っています。それと、やはり例えば地域サロンと合同でやるみたいなの、そういうお年寄りも子どももというそういう交流の場にしていくのが一番いいのかなと思っていますので、そこは本当にこれから検討させていただければと思います。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 今、前向きな答弁いただきました。これから多分そういった要望が増えてくると思います。必ずそういったやりたいという、思われている方も何人か声を聞いておりますので、やっぱり地域、これからやっぱり人口が減っていく中で、そういった地域との関わり合いが、お祭りもなくなっていく中で、地域食堂はそういった部分担っていけるかと思っていますので、ぜひ前向きに今後ともよろしく願いできればということを提案いたします。

以上で終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、塚本逸彦議員の質問を終わります。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○11番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、外国人材の受入れと多文化共生社会の実現について。

政府はこれまで外国人実習生の人権が十分尊重されないなど、さまざまな問題が生じていた「技能実習制度」を廃止し、新たに外国人材の確保と育成を目標とした「育成就労制度」を本年6月21日に創設し、3年以内に施行することとしました。あらゆる分野で常態化しつつある深刻な人手不足を背景に制度が改められたことで、外国人材は産業を支える貴重な労働力として、積極的に受入れする方針が明確化されました。

本町においても多くの企業、業種に人手不足が懸念されており、今後の外国人材の受入れは喫緊の課題であります。新たな制度では、要件はあるものの1年以上の就労実績があれば、ほかの企業に転籍することを認める仕組みとするなど制限を緩和する見直しが行われています。

外国人材の受入れそのものは、国、道および企業、業界団体が主導的に行うことになりますが、今後、さらに外国人材が増加することが予測され、本町においても外国人材が地域における新たな担い手として定着できるよう、外国人材に対する積極的な受入れ支援や暮らしやすい多文化共生支援を行っていくことが重要と考えることから、以下について伺います。

(1) 幕別町に住民登録している外国人の主な国籍別の人口は。

(2) 外国人材の受入れと多文化共生社会の実現に向けた町のこれまでの取組と今後の方向性は。

(3) 外国人材を受け入れたいと考えている企業への支援は。

(4) 外国人が生活する上でのルールへの伝え方は。

(5) 外国人の相談窓口の対応は。

次に、2、子宮頸がんを防ぐワクチンの早期接種について。

日本では、毎年約1万1,000人の女性が子宮頸がん罹患し、約2,900人が亡くなっています。若い世代の発症が多く、20歳代から増え始め、30歳代までにがんの治療で子宮を失ってしまう人も1年間で約1,000人います。

北海道のがん登録状況(2019)では、がんを発症した15歳から39歳までの女性のうち、子宮頸がんは3番目に多い結果が出ています。ワクチンによる予防と検診での早期発見が重要とされています。

子宮頸がんの主な原因となるHPV(ヒトパピローマウイルス)の感染を防ぐHPVワクチンについて個別に接種を呼びかける「積極的勧奨」が差し控えられていたために、公費による接種の機会を逃した平成9年度から19年度生まれの女性が無料で受けられる「キャッチアップ接種」が、現在、実施されていますが、2025年3月末で終了でしたが、11月27日に1年延長になりました。厚生労働省は、今年の11月までに1回目の接種をしていれば、最短4か月で完了することも可能と広報しています。

国や医師会は自治体に対し、高校1年生とキャッチアップ接種対象者に対して、再勧奨を含めさまざまな手段で周知を強化するよう通達していたことから、本町の現状について伺います。

(1) キャッチアップ接種が開始されてから令和6年度までの高校1年生とキャッチアップ接種対象者の接種率は。

(2) 令和6年度において、高校1年生とキャッチアップ接種対象者への通知は、いつ、どのように実施されたのか。

以上であります。

○議長(寺林俊幸) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 岡本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「外国人材の受入れと多文化共生社会の実現について」であります。

開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的として、平成21年の改正出入国管理及び難民認定法により、在留資格に「技能実習」が創設され、この在留資格による実習生の受入れが進みましたが、低賃金や残業代の未払い、長時間労働、ハラスメント等の問題が浮き彫りになり、28年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が制定され、管理監督体制の強化や技能実習生に対する人権侵害行為の禁止等に関する措置が講じられました。

しかしながら、現在も技能実習制度が近年の労働力不足と相まって、国内の企業等の貴重な労働力として受け止められており、制度の目的と運用実態の乖離が生じていると言われております。

こうした背景から、国は、令和6年6月に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習生の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」を公布し、これまでの技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成、確保を目的とする「育成就労制度」を創設し、法改正から3年以内に施行されることとなり

ました。

本町におきましても、慢性的な人手不足により、コロナ禍以前から製造業や農業など各産業の重要な担い手として外国人労働者は年々増加しており、就労環境の整備だけでなく、地域社会の構成員として対等な関係の下で相互に文化の違いを認め合い、共に生きていく多文化共生社会の実現は重要であると考えております。

ご質問の1点目、「幕別町に住民登録している外国人の主な国籍別の人口は」についてであります。

本年10月1日現在の住民基本台帳における外国人登録の人口は275人で、主な国籍、地域別の人口は、最も多い国がベトナムで97人、次いでインドネシアが61人、以下ミャンマーが34人、中国が26人、フィリピンが11人となっております。

ご質問の2点目、「外国人材の受入れと多文化共生社会の実現に向けた町のこれまでの取組と今後の方向性は」についてであります。

本町におきましても、これまでに技能実習制度を活用し、特に本町の主力産業である農業分野や製造業分野に、さまざまな国や地域から多くの外国人が来町し、貴重な労働力として活躍されております。

技能実習制度を活用して本町に来られる外国人は、監理団体によってある程度の語学力や日本において生活していく上での最低限のルールなどを学習してから来られること、受入先である企業の外国人材の担当者によって、傷病等の受診や行政などの手続、日常生活における困り事などへの対応があって生活を送っております。

また、幕別町国際交流協会が海外研修生に対し、食と生活文化を学ぶことを目的とした体験会や、海外からの留学生を講師に招き講演会を開催するなどの取組を実施しており、町では、これら協会の活動に対する支援を行っております。

このほか、十勝管内の国際交流団体や自治体、経済団体等で組織する十勝インターナショナル協会では、日本語講座や外国人生活講座などを実施しており、本町も構成団体の一員として、多文化共生活動に努めているところであります。

町といたしましては、近年の外国人の増加を受け、言語の違いによるコミュニケーション不足、宗教や風習といった出身国、地域に由来する行動に対する理解など、多様性を意識した外国人との接し方が求められていることから、地域のイベントや町内会行事に参加してもらえよう、外国人にも分かりやすく丁寧な情報提供に努めてまいります。

ご質問の3点目、「外国人材を受け入れたいと考えている企業への支援は」についてであります。

外国人技能実習生を雇用する企業は、法に基づいて設立された「外国人技能実習機構」から技能実習計画の認定を受けた後、国の許可を受けた監理団体を通じて、外国人の居住する国の送出国から技能実習生のあっせんを受け、入国後は、当該監理団体が受入れ企業へのアドバイスをはじめ、技能実習生が日本での実習や日常生活に支障が生じないようサポートやケアを行うなど、受入れ企業との橋渡し役を担っております。

また、国は「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定め、外国人労働者が安心して就労し、企業や地域社会の一員として活躍するために、事業主による関係法令の遵守や適切な待遇の確保、日本人との相互理解を通じた魅力ある職場環境の整備等、生活する上での適切な支援について示しているほか、ハローワークに専門の窓口を設け、事業主や外国人労働者双方に対する相談を行っております。

これらのことから、町では、事業者から外国人労働者の雇用について相談があった際には、相談窓口や制度の紹介を行うこととしているほか、庁舎内に外国人労働者雇用に関するパンフレットを設置、また、昨年6月も「外国人労働者問題啓発月間」に合わせて、ホームページで外国人を雇い入れる際に確認すべき事項を周知しているところであり、引き続き事業者に対する適切な情報提供等を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「外国人が生活する上でのルールの伝え方は」についてであります。

現在、日本に外国人が滞在する場合においては、「出入国管理及び難民認定法」に基づき在留資格の取得が必要となります。

この在留資格は、「居住資格」と「活動資格」に分かれており、「居住資格」を取得している方は、日本で生活をする上でのルールを心得ている永住者の方、もしくは日本人の配偶者等であることが前提となりますので、ここでは「活動資格」として在留資格を得ている方についてお答えいたします。

本町の在留外国人の約9割は、活動資格を有する技能実習生等であり、実習生の受入れや講習、受入先に対する指導や監査などを行う「監理団体」を通じて入国された外国人でありますことから、前段申し上げましたとおり、生活する上での一定のルールを心得ている方と認識しております。

また、転入や転居等の手続に来庁した場合においては、受入先の事業所の担当者が引率して来庁されており、その担当者を介して転入や転居等の手続を行っておりますことから、基本的には日本人の転入、転居等の手続と同様、ごみカレンダーやごみ分別パンフレット、防災のしおりなどの配布を通じて、幕別町で生活する上でのルールを説明することとしております。

ご質問の5点目、「外国人の相談窓口の対応は」についてであります。

町では、平成31年3月に包括的な相談窓口として「よろず相談窓口」を設置し、関係する担当部署との連携の下、相談に対応しておりますが、これまでに外国人からの生活や暮らしに関する相談は来ておりません。

今後においては、在留外国人は増加が見込まれており、言語や文化の違いなどから地域や職場になじめず、外国人の方が不安を抱えることも考えられますことから、安心して相談いただけるようプライバシーに十分配慮し、相談者に寄り添いながら、その状況に応じたサポートに努めるとともに、必要に応じて、北海道外国人相談センターなどと連携を図りながら、町として必要な支援に取り組んでまいります。

次に「子宮頸がんを防ぐワクチンの早期接種について」であります。

女性に最も多いがんは乳がん、子宮頸がんは5番目に多いがんであり、国立がん研究センターの資料によると、年間約1万人の方が子宮頸がんを発症し、約3,000人の方が亡くなっています。

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を防ぐHPVワクチンについては、小学6年生から高校1年生の女子を対象として平成25年4月から定期予防接種が始まりましたが、接種後に原因不明の体の痛みなどを訴える方が相次ぎ、国は同年6月に国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとし、全国の自治体に通知したところであります。

その後、厚生労働大臣の諮問機関である厚生科学審議会において、HPVワクチンの有効性および安全性に関する評価やワクチンについての情報提供の取組等について継続的に議論が行われ、令和3年11月の同審議会において、積極的勧奨を控えている状態を終了させることが妥当とされ、4年4月から積極的勧奨を再開することとなったところであります。

ご質問の1点目、「キャッチアップ接種が開始されてから令和6年度までの高校1年生とキャッチアップ接種対象者の接種率は」についてであります。

HPVワクチンのキャッチアップ接種の対象者については、令和4年3月18日付の国の通知により、HPVワクチンの積極的勧奨の差し控えにより接種を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、積極的勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年4月2日から18年4月1日までの間に生まれた女子としております。

また、キャッチアップ接種の期間中に定期接種の対象から新たに外れる世代、具体的には平成18年4月2日から19年4月1日までの間に生まれた女子および19年4月2日から20年4月1日までの間に生まれた女子が、順次キャッチアップの対象者となるものであります。

令和4年4月から本年10月までの高校1年生とキャッチアップ対象者の接種率については、高校1年生で1回以上接種した方は、4年度は120人中26人、率にして21.7パーセント、5年度は99人中13人、13.1パーセント、本年度は10月末現在で112人中14人、12.5パーセントで、3年間の接種者の実人数は331人中53人、16.0パーセントとなっております。

キャッチアップ対象者で1回以上接種した方は、令和4年度は対象者798人中67人、8.4パーセント、5年度は790人中75人、9.5パーセント、本年度は10月末現在で842人中130人、15.4パーセントで、3年間で1回以上の接種者の実人数は925人中213人、23.0パーセントとなっております。

ご質問の2点目、「令和6年度において、高校1年生とキャッチアップ接種対象者への通知は、いつ、どのように実施されたのか」についてであります。

キャッチアップ接種の実施期間については、令和4年3月18日付の国の通知により、4年4月1日から7年3月31日までの3年間とされ、本年度が最終年度となっております。

町では、個別通知として、高校1年生のうち3回接種を完了していない方112人と、本年度末に17歳から27歳までとなるキャッチアップ接種の対象者のうち3回接種を完了していない方842人に対して、本年3月に令和6年度の予防接種の案内、制度のリーフレットおよび予診票を送付しております。

また、広報4月号、6月号、9月号の計3回、記事を掲載するとともに、役場庁舎や札内コミュニティプラザ、忠類総合支所にポスターとリーフレットを設置したほか、町ホームページにおいて情報を発信しております。

このほかにも電話や来庁、メールによる相談を受け付けており、本年度は12件の相談が寄せられたところであります。

HPVワクチン接種は合計で3回接種を行う必要がありますが、本年11月までに1回目を接種することで、最短4か月で来年3月までに3回の接種を完了することが可能となりますが、先月27日に、国はHPVワクチンの無料の救済措置を1年延長するとの報道もありましたことから、町といたしましては、国の動向を注視しつつ、引き続き、町ホームページや公共施設におけるポスターやリーフレットの掲載により情報発信を行い、未接種者に対する勧奨に努めてまいります。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

1点目の、外国人材の受入れと多文化共生社会の実現についてであります。国は外国人技能実習生に代わる育成就労制度を創設し、3年後の2027年ぐらいには施行するというところでありますが、少子高齢化、人口減少に直面する本町においても、働き手として外国人材の存在が一層重要になる中、新しい制度の役割を大きなものと考えます。

そこで1点目の質問をいたしまして、幕別町にどれくらい的外国人の方が住んでいらっしゃるのかということをお聞きしたわけですが、275人ということになります。ベトナムの方が97人、インドネシアが61人、ミャンマーが34人、中国が26人、フィリピンが11名ということで、詳しくご答弁いただきました。管内でも10年前よりはもう6倍近く増加しているということになります。本町としても、生活されている外国人の方が年々多くなっているのではないかと思います。今後もさらに増加をしていくことが見込まれると思いますが、外国の方が本町で安心して生活できる環境整備が重要と考えまして、今回質問をさせていただきました。たくさん丁寧なご答弁をいただいたので、私の聞きたいところは全部お答えいただきましたので、納得はいくところもあるのですが、その中で、支援ということでお伺いをさせていただきたいと思っております。

町を挙げて支援ということで、外国から来た方に、留学生を講師に招き講演会なども行っているということですが、今後はそのようなことに加えて何かをする予定などはあるかをお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今のところ受入れ企業から具体的なニーズ、要望というものがありませんので、特に考えておりませんが、ただ懸念されるのは、今後、今は各企業や農協などで、住むところ、住居を用意しておりますが、私は、今後、住居が足りなくなってくるのかな、そういう心配をしておりますので、そういった場合に備えて、どういった住宅が活用できるかということは、今から考えておく必要があるかなと思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 私も、やはり住むところが一番大変なのではないかなと感じるところであります。また、大きな企業にしても、それだけの力があって、住むところを確保できるところもあれば、そうではないところもあるかと思いますので、町としてもぜひとも支援をしていただきたいなと感じるところであります。

また、今、町長もおっしゃいましたけれども、この企業の実態を町が十分と把握しているのか、またどんな支援をしていただきたいのかということも、業種別などでも実態把握をされているのか、お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 業種別ということでございます。今、私の手元でございます資料では、一番多いところでまいりますと、精密機械の製造業、次に食品製造業、次に畜産、酪農といった業種となっております。先日、精密機械製造業の事業所へ、そういった支援の部分についてお伺いをしていところでございますが、今のところ求めるものはないというようなお答えをいただいたところであります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） では、その企業に行かれまして、いろいろなお話を、意見を伺っているということですが、今はあえてそんな支援をとということがないということでお聞きしましたが、人材取得応援補助金制度、これは令和 2 年度に廃止になりましたが、その後、町としても外国人を取得した企業に対しての何か支援というものはあるのかお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町としては、そういう制度は持ち合わせておりません。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） これは国がやっていた制度なのですが、それが令和 2 年度で廃止になったということで、その後は町で、これだけの補助というわけではないのですが、何か企業に対しての支援はあるのかなということを思いまして質問をしたところであります。そのところは理解しました。

それでは、次の 4 番、5 番をちょっと併せて質問をさせていただきますが、外国人住民の増加に伴って地域でのトラブルも懸念されます。企業だけではカバーし切れないケースもあるのではないかと思います。そこで、例えばごみ出しのルールが守られていないとか、夜が騒がしい、道路いっぱい自転車通行しているなど、外国人住民に対して、町にクレームが入っていないのかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 外国人によるトラブル、苦情の相談が寄せられているかということですが、今のところ町のほうにはそのような相談は寄せられておりません。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 町のほうには苦情は入っていないということですが、ということは、幕別町に住んでいる外国人の方が理解をされているということにも取れますが、私ちょっと調べてみたのですけれども、町で分かりやすい生活のガイドブックということで、そういうものがないのかなということでもちょっと調べてみましたら、このようなものが出てまいりました。それで、これは令和 3 年度 2 月に作成されたものなのですけれども、これ、今でも活用されているのかお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） こちら、ガイドブックにつきましては、ちょっと中身の若干古い部分がございますが、現在も活用はしておりますが、内容も今一番町内に多いベトナムの方を対象とした内容となっております、この部分については、各国の方々に対応できるような形で現在精査をして、内容を改めようとしていところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 私もこれ、町に住むのに何かそういう外国の方が分かりやすいような、そういう資料がないのかなということで調べてみましたが、そういうのが作られていて、本当にベトナム人が住んでいることが多いということで、ベトナムの方に向けての制作ということで作られて、中はすごく分かりやすく、そして見やすいのですよね。せっかくこのようなものを作られて、これ、ごみの収集の日なんかを、カレンダーなんかも載せてあるのですけれども、2020 年のカレンダーなのですよ。これを今持っていても仕方ないことであって、せっかくこういうものを作った以上、きれいに製本してどうのこうのというわけではないのですが、このようなものを作っている以上、せっかく作りましたから活用していただけるように、何冊も作るわけではないのですけれども、今年は今年のもの、来年は来年のものというふうに、使い勝手がいいようなものにしていただきたいと思います。

その点についていかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 確かに内容の古い部分がございます、私もそのごみのカレンダーの部分、古いというのは承知しております。

今、ベトナム語に特化した内容となっております。先日 JICA の外国人支援の担当の方ともお話をしたのですが、やはり日本で生活する上で、日常のささいなことで当然分からない部分というのが出てきますので、そういったところを、こういった項目があれば使いやすいものになるのかというところは、今後、打合せをしながらよりよいものにしていきたいと思います。

さらに、現在スマートフォンに Google というアプリがあるのですが、そのカメラ機能を活用すると、日本語にかざすと本国語に自動的に画面上で変換できるというそういう仕組みが現在あります。そういったものをうまく活用して、いろいろな国籍の方に対応できる、そういった仕組みのものを考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） ぜひその点は、そうですね、幕別町はとても住みやすいと思っていただけるような、そういうものにしていただきたいと思います。

今のこの住みやすい、生活しやすいということから、ちょっと私も気がついたのでありますが、外国の方が住んでいるその住宅のところのごみステーションなのですが、このごみステーションも、ある程度、外国の方が日本のこの生活を理解している人が日本に来るということで先ほどご答弁いただきましたが、ごみステーションの多言語化の表示、行政情報の多言語化発信などがされているのかなと思いますが、その点はどうでしょうか。と言いますのも、ごみステーションに置いたごみが、多分ごみ収集業者が収集できなくて、シールだけを貼って、そのままになって、もう何週間もそのままということがあるのですよね。ですから、捨てた方も、外国の方もちょっと分からないところがあったのではないかなと思いますので、やはり多言語表示も必要ではないかと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） シールの多言語化ということでしたら、現在なっていないのが実態でございます。多言語化するとすると、3 か国とか 4 か国になるのですけれども、たしかになっていなかったと思うのですけれども。現状としてはそういう状況ですが、答弁でも申したとおり、ある程度学習されて来られる方がほとんどですので、過去、令和 3 年ぐらいには一度そういうひどいステーションがあって、ほとんどが外国人の技能実習生の方が原因で、分別されていないということがあったのですけれども、事業所のほうに協力を得て、分別の指導をしていただいて、最近ではそういう苦情というのが入っていないものですから、外国人の方も学習されているかと認識しております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 多分ごみステーションにそのまま残されているのは、意味が分かっていないの

ではないかなと、それは次のときまで出さなければいけないとか、これは中が違うものが入っているから収集してもらえないということが分かっていないところも多いのかなと私は理解したのですが、やはりそういうところも、住みやすい幕別町としてもっと分かりやすくしていく点が必要ではないかなと思います。所によっては、町職員が外国人に生活ルールを徹底するというとも考えて、そういう出前講座などもやっている町もあるということでもありますので、そのようなことも今後考えていく必要があるのではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

そして、次に移りたいと思います。

2点目の、子宮頸がんを防ぐワクチンの早期接種についてであります。幕別町の将来に向けた子宮頸がん予防の仕組みづくりとして、HPV ワクチン本来、定期接種およびキャッチアップ接種の対応と、1年延長された接種対象者への接種率向上に向けた取組について、まず伺いをしたいと思います。

令和6年度は、高校1年生およびキャッチアップ対象者の無料接種を終了としていましたが、期間が延長して、定期接種を逃した女性対象に、来年3月までに開始することによって特例措置が取られることになりました。これも期間僅かになった夏頃から、駆け込み接種がかなり増えていると報道もされてきました。しかし、そうした後押しや駆け込みがあっても接種率の改善とは言えず、このままキャッチアップ接種を終了することを問題視する声もあると伺っております。

そこで、本町の定期接種とキャッチアップ接種率をお聞きしましたが、接種率は思ったより低いことに大変びっくりしました。これについて町としてどのように分析をしているのか、伺いをいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 定期接種とキャッチアップ接種対象者の接種率の関係ですけれども、議員おっしゃるとおり、数字的には低いものかなと理解はしております。この要因と推測される理由でありますけれども、我々のほうでも問合せとかやはり多いです。答弁の中にもありましたけれども、問合せ内容としては、住所は幕別にあるのですけれども、ほかの町に住んでいると。そういった場合どうしたらいいかということで、その都度それに対しては、受ける本人と接種希望の病院に対して、依頼書を発行して勧奨したりするだとか、やっぱりその報道の関係で、ワクチンを受けたほうがよいでしょうかとか、あと副反応に関するニュースを見たけれどもどうなのでしょうとかというところで、ちょっと我々としては義務ではなく勧奨という形で対応しているものですから、それに対する不安感がやっぱりあるのかなと理解はしております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） この数字が出て、低いと私は感じたのですけれども、国のデータでもキャッチアップ接種率は約30から40パーセント台だということなのではございますけれども、うちはさらに低いということではございますが、そこに対して、いろんな問合せもあって不安感があつたというようなこともありました。その不安感に対して納得いただけるようなご説明をして、そして接種につながった点はあつたのか伺いたしたいと思います。

また、通知の仕方、情報提供の仕方はどうだったのか伺います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） まず、接種につながったかどうか。問合せがあつた内容に対しては、私たちのほうで担当の保健師のほうで、国のリーフレットを活用しながら、やはりそのHPVワクチンのリスクはあるという話、だけれども一方で、接種することによって、このような効果があるということをお伝えしております。その結果、病院と、接種につながった例、数字としては押さえてはみせんけれども、あるかなと思っております。

次に、情報発信の方法なのではございますけれども、本年度につきましては、基本的には対象となる方に対する個別通知、それは一件一件に対して3回接種していない方、それに対して通知をする。それと併せ

て、集団というか、広く周知する方法としましては、ポスターの掲示、リーフレットの配置、あと広報も今年度につきましては、答弁にも記載しましたがけれども、4月、6月、9月と3回周知するなど、広く周知をしているところでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 周知の仕方ということでお聞きしたのですが、確かに周知するには一番見やすいのは広報がそうかなと感じますが、本当に4月の広報を見てみますと、キャッチアップというところに、さほど力が入っているようには、何か見逃してしまうのではないかなというような状況、これ4月ですけども、そのような6月を通してもそうなのですよ。ただやっていますというだけで、見逃してしまうのではないか、その横にほかのワクチンなんかも出ていますのでなかなか。載せていることは現実載せてはいるのですが、これでは目に引くような状況ではなかったのではないかなと思いました。

そして、10月の広報を出すときには、11月のことが出ますので、11月でもう最後ですよというところは載っていないのですよね。それについてはどうなのでしょう。最後に、この11月中にワクチンを1回でも済ませると、まだ継続で接種ができますよということを、最後は載せなかったということが載ってはいないのですけれども、その点についてはどのように考えていらっしゃるのかお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今年度、最後、広報は9月号に掲載をしております。その中では、令和7年3月末で終了という形で載せてあるのですけれども、9月号なものですから、現行の提出期限がその約1か月近く前になりますので、どうしてもその部分のタイムラグというのは当然発生します。そのためホームページ等を活用して、我々のほうでも随時掲載できるものについては、載せるような形ではさせていただいております。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 通知の手法としては、一番当人に届くものとして、個別通知という形を取ったところでありまして、その後、当時届いてはいても、見忘れていたりとか、確認ちょっと忘れていたという方もいるかとは思いますので、そういった部分も含めまして、広報で気づきになるように通知をしたという部分もありますので。基本的に広報ですと、今、岡本議員からお話あったように、あんまり具体的な細かいことまではちょっと書き切れない部分がありますけれども、個別通知にはしっかりと必要な内容は具体的に書かせていただいておりますので、気づきという部分で広報を活用させていただいたところでもあります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 確かにそうですね。そして、広報もそんなに詳しくということができないのかもしれませんが、ちょっと私、では最後の10月広報には折り込みの冊子を、やはりこれでもう最後ですよということも差し込むこともできたのではないかなと感じるのですけれども、それがされていなかったということもちょっと残念だなと感じることと、そして予診票やリーフレットを送付しておりますということでご答弁いただきましたが、これは1回だけですか。1回送付し、その後はなかったということでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） はい。年度始めに1回です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 1度だけ送付をしたということでありますが、厚生労働省のがん検診事業、コール・リコールの位置づけということで、本年6月のがん検診のあり方についての検討委員会がありまして、その中でもコール・リコールが市町村では一番大きなことであって、徹底していくことを求めているということで発表されているのですが、やはり1回だけの送付だけではやはり見逃してしまう、

1回のこの広報に載せたものも見逃してしまうということも考えると、この1回送付して見逃してしまうということもあり得るのではないかと思います。

したがいまして、一番接種率が多いのは夏休みのときと言いますので、春と夏というようなことも考えまして、1回目は資料を送付、2回目はちょっと目立つようなはがきで送られるということも可能ではないかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） まず、広報に折り込みの話が最初にありましたけれども、これにつきましては、全戸が対象となってくるものではないものですから、ちょっと対応として全戸に対する折り込みはちょっと難しいと考えております。

あと、今、後半にお話しあった周知の回数を増やす、例えば3月1回で終わっていますけれども、夏場とかという話もありました。ただ、基本一度文書を周知することで、文書案内はそこで終わっていて、その後広報で気づきという部分で取り組んできたつもりだったのですけれども、そういった部分、ですから今回で言いますと、今まで今年度末までということでの制度で進めておりましたのが、1年延長することになりますので、また改めてその制限期間までの間にしっかりと広報活用して周知という部分。あとは、当然ホームページの中でもしっかり中身のほうは周知しておりますので、それ以外にも、町のほうではSNSを活用した配信もしていますので、それらも使いながら未受診の方に対する啓発を進めていきたいと考えています。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） ぜひそのようにしていただきたいと思います。国が実施したアンケート調査でも、HPV ワクチンを接種した人の多くは、自治体からの個別通知が接種のきっかけだったと回答していることがすごく多いということでもあります。したがいまして、自治体からの通知が行動を決めるきっかけとなるためには、本町の女性の命と未来を守るためには、通知費用をかけることに対しまして、何か言うというようなことはしないのではないかなと思いますので、コール・リコールということで、勧奨のほうを続けていただきたいと思います。

そして、最後になりますが、この子宮頸がんワクチンもキャッチアップ接種期間を過ぎると、9価のワクチンで接種3回で約10万円かかるということでもあります。したがいまして、この無料で接種ができる、公費で接種ができるというこのワクチンの情報を正確に伝えていただいて、受ける受けないは個人の判断であります。知らないで接種できなかったということがないように、町として努めていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

何かありますか、最後に。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町ができる限りの手を尽くして周知することはもちろんでありますけれども、私はちょっと違うかなと。政府が、国がそれだけやらなければならないとするならば、AC、政府広告を使ってもっともっとマスコミの力を借りてやるべきだと思います。やっぱり市町村では限界があります。1回送って多分来たなと分かるのですが、広報の読んでもらえる率というのは極めて低いし、ホームページもなかなか見てくれないというふうに考えれば、日常的に見ているやはりテレビであったり、ラジオであったり、私はそこにお金をかけてしっかりとPRしてほしいなと、そう思っていますので、ここは町としてもそういった要請、機会があればしたいと思っています。ただ、町としてやるべき限りのことは、やらせてもらいたいと思います。

○11番（岡本眞利子） はい。以上で終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

ここで、議員の皆さんに申し上げます。私語が目立ちますので、控えていただきますようお願い申し上げます。

この際、14時25分まで休憩いたします。

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○9番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問をいたします。

高齢者の暮らしを支え、安心して住み続けられる町に。

物価高騰が高齢者の年金生活を直撃し、「暮らしていけない」という切実な声が上がっています。政府は物価上昇を下回る年金改定で実質減額を続け、第2次安倍政権以来の12年間に、公的年金は実質7.8パーセントも削減されています。

また、この12年間に消費税は5パーセントから10パーセントに引き上げられ、物価の高騰も続いています。

介護では、提供体制の崩壊という介護制度の危機が進行しています。ホームヘルパーなど介護人材が不足し、人手不足と経営悪化による介護事業所の撤退・廃業が続出しており、介護保険料を払っても介護サービスが受けられないという事態となっています。

75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担は原則1割で、現役並み所得者は3割とされてきましたが、一昨年、単身で年収200万円以上の人を2割に引き上げ、さらに政府は3割負担の対象を広げる方針を打ち出しました。

年金・介護・医療の不安は、現役世代にとっても他人ごとではいられません。高齢になると人権も尊厳も尊重されないというのであれば、若い世代が将来に希望を見いだせなくなります。

国立社会保障・人口問題研究所は、本年11月12日に都道府県別の世帯数の将来推計を公表し、北海道の65歳以上の高齢世帯のうち、独り暮らしの割合は、2050年には46.2パーセントに達することが明らかになりました。これらの現状から、高齢者が安心して生き生きと暮らせる施策が必要です。

以下、次の点について伺います。

1、老齢基礎年金の引上げを国に求めていくことについて、町の考えは。

2、老人クラブは、高齢者の交流の場として大きな役割を果たしている。単位老人クラブの組織率と会員数は。また、高齢者に占める加入割合は。

3、核家族化が広がる中、多世代の関わりが希薄になっているが、多世代が交流できる地域づくりを進める考えは。

4、高齢者の閉じこもりに関する相談件数と閉じこもりの実態把握の手だては。

5、高齢者に見合った労働は、生きがいになっているが、幕別はたらき隊支援事業の実施状況は。また、幕別町高齢者就労センターへの委託状況は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「高齢者の暮らしを支え安心して住み続けられる町に」についてであります。

国が本年7月5日に公表した令和5年国民生活基礎調査によると、65歳以上の方のみの世帯は約1,656万世帯で、全国の総世帯数の30.4パーセントで、1世帯当たりの平均所得金額の推移については、4年は304万9,000円であり、2年の332万9,000円に比べてマイナス8.4パーセント、3年の318万3,000円に比べてマイナス4.2パーセントとなっております。

また、高齢者世帯の生活意識については、令和5年は「大変苦しい」が26.4パーセント、「やや苦しい」が32.6パーセント、「普通」が36.7パーセント、「ややゆとりがある」が3.9パーセント、「大変ゆとりがある」が0.4パーセントで、「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計は59.0パーセントであり、前年の48.3パーセントと比べると10.7ポイントの増となっております。

国立社会保障・人口問題研究所が昨年4月に公表した日本の将来推計人口によると、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年（2025年）が近づく中、65歳以上の高齢者数は、22年には総人口が1億1,283万7,000人で、65歳以上の高齢者人口は3,928万5,000人、高齢化率は34.8パーセントになると推測されております。

このため、国はさらなる高齢化を見据え、「高齢社会対策基本法」に基づき、高齢者の割合が大きくなる中で、持続可能な社会を築いていくため、国が推進すべき総合的な高齢社会対策の指針として、高齢期を見据えたスキルアップやリ・スキリングの推進や加齢に関する理解の促進、処遇改善や介護の仕事の魅力向上等を通じた介護人材の確保の推進などを盛り込んだ「高齢社会対策大綱」を、本年9月13日に閣議決定したところであります。

ご質問の1点目、「老齢基礎年金の引上げを国に求めていくことについて、町の考えは」についてであります。

国民年金は、老後の暮らしをはじめ、事故などで障がいを負ったときや家族が亡くなったときに、国民の皆さんで暮らしを支え合うという考えの下、会社員等が加入する厚生年金とともに、公的年金制度を下支えする役割を果たしてきました。

このうち老齢基礎年金は、令和6年度において、満額受給で年81万6,000円となっており、物価や賃金の変動に連動させる物価スライド制により、毎年給付額を改定する制度となっております。

国民年金制度は、「国民年金法」第6条の規定による第1号法定受託事務として市町村が処理する一部の事務を除き、社会保障制度の一つとして、国が本質的な制度運営を担っております。

国では、現在、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会年金部会において、令和6年の財政検証結果や、平均寿命・健康寿命の延伸、さらには今後見込まれる最低賃金の上昇などの社会経済の変化を踏まえ、次期年金制度改正の方向性について、老齢基礎年金の給付水準の引上げも含め議論しております。

老齢基礎年金の改定に当たっては、これらの議論を踏まえて、物価変動率などの客観的な数値に基づき算定されるものと認識しておりますので、今後の国における議論を注視してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「老人クラブは高齢者の交流の場として大きな役割を果たしている。単位老人クラブの組織率と会員数は。また、高齢者に占める加入割合は」についてであります。

公益財団法人全国老人クラブ連合会の資料によると、老人クラブは地域を基盤とするおおむね60歳以上の高齢者の自主組織であり、地域のさまざまなニーズに応じた活動を行うことで、高齢者の生きがいと健康づくりを進めており、令和4年3月末現在、全国で8万5,805クラブ、会員数は約438万7,000人であります。

本町では、本年10月末現在、38の単位老人クラブが運営されておりますが、老人クラブは複数の行政区にまたがるなど、地域横断的に形成されてきた経緯もありますことから、必ずしも居住する行政区内にある老人クラブに加入しているという実態にはありませんので、行政区単位での組織率を算出することはできません。

また、会員数につきましては、平成28年度から町の老人クラブ連合会への交付金の交付対象年齢を65歳から60歳に引き下げており、60歳以上の町民に占める加入割合は、本年10月末現在で1万569人のうち会員数1,700人で16.1パーセントとなっております。

ご質問の3点目、「核家族化が広がる中、多世代の関わりが希薄になっているが、多世代が交流できる地域づくりを進める考えは」についてであります。

さまざまな世代が地域において共生していくためには、他者に関心を持ち、それぞれを認め合うことが重要であり、そのためには学校や社会といった特定のコミュニティで関係性を築くだけではなく、自分が暮らす地域の一員として、さまざまな地域活動に参加することや、日常生活において近隣住民と交流することが必要になってきます。

多世代が交流できる地域づくりとして代表的なものが町内会活動であり、本町においても、各地域

で活発に活動され、各種行事を通して世代間交流が進められており、町ではこれらの町内会活動に対して、協働のまちづくり支援事業を通して町内会のコミュニティの醸成を支援しております。

また、町社会福祉協議会のサポートの下、地域住民の集いの場である「地域サロン」の取組が地域ごとに進められており、近年では、各地の地域サロンのスタッフ同士が地域を越えて交流会を開催しており、町では町社会福祉協議会を通して地域サロンの運営費の一部を支援しているほか、同協議会において、地域住民の居場所づくりやイベントなどを通じて、住民がつながり支え合う地域活動を支援しているところであります。

また、中高生が主体となっていて行っている交流活動としては、忠類中学校の生徒が地域住民と気軽に地域づくりの意見交換を行うことができる茶話会の開催や、幕別清陵高等学校の生徒が魅力ある高校づくり事業の一環として、地域における支え合いやつながりについて、考え、体験し、発信する「地域連携マイプロジェクト」を実施しており、令和5年度には、生徒が地域サロンを訪問し、地域住民や事業者と意見を交換し、見識を深める活動が行われたところであります。

町といたしましては、今後も住民が主体として実施する多世代交流事業などを支援するとともに、町が関係する行事・イベントの中に、多世代が交流できるメニューを可能な範囲で盛り込んでまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「高齢者の閉じこもりに関する相談件数と閉じこもりの実態把握の手だては」についてであります。

厚生労働省では、地域支援事業における基本チェックリストで、寝たきりではないにもかかわらず「週に1回以上外出していますか」という質問に「いいえ」と回答した人を、閉じこもりのおそれのある人と規定しております。

町の地域包括支援センターにおける高齢者の閉じこもりに関する直近3年間の相談件数は、令和3年度は4件、4年度は8件、5年度は6件の計18件で、主に家族からの相談が多く「親が独居で買物と病院以外は閉じこもりがちな生活をしているので、デイサービスの利用を勧めたい」や「自宅に閉じこもりがちな生活で同じことを何度も話したり、物を探すことも多くなってきたが、どうしたらよいか」などの相談が見受けられております。

実態の把握については、町は毎年75歳以上で、一定年齢の方に対して実施している「介護予防生活実態調査」や家庭訪問、介護予防教室など高齢者と接する場合や介護予防・日常生活支援総合事業の申請時に使用する「基本チェックリスト」の調査項目に「週に1回以上は外出していますか」「昨年と比べて外出の回数が減っていますか」の問いに対する回答を基に、閉じこもりのおそれがある方を把握しております。

町といたしましては、閉じこもりのおそれがある方に対して、保健師が本人や家族と面談し、身体や生活の実態を確認するとともに、介護保険制度や生きがい活動支援通所事業などについて説明し、状況に応じた支援につなげるなど、閉じこもりの予防に努めているところであります。

ご質問の5点目、「高齢者に見合った労働は生きがいになっているが、幕別はたらき隊支援事業の実施状況は。また、幕別町高齢者就労センターへの委託状況は」についてであります。

幕別はたらき隊支援事業につきましては、元気な高齢者の働く機会の確保と労働力不足に悩む事業所の橋渡しを目的に、高齢者が余暇活動の隙間時間を活用し、地域産業の応援団として活動を行うものであり、介護分野や農業分野において令和元年度から実施しているところであります。

このうち、介護事業所で掃除や食器洗いなど介護職員のサポートを行う「介護アシスタント」については、令和元年度に町内事業者を対象に説明を行い、元年度は4か所の受入れ事業所に6人が参加しましたが、2年度から5年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外部ボランティアの受入れが行われなかったため実績はなく、本年度においても感染症対策の観点から現時点での参加実績はありません。

農業分野については、令和元年度から3年度までの3年間で、延べ216人の参加がありましたが、4年度以降は介護分野と同様に実績はありません。

幕別町高齢者就労センターへの委託状況につきましては、令和5年度は、町の10課から公共施設等の草刈り、低木の剪定、街路清掃など合わせて123件、金額にして2,964万円の公共作業を委託し、登録会員数121人のうち就労者数114人で、延べ6,333人に環境整備等を行っていただいたところがあります。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 再質問させていただきます。

1番の老齢年金の引上げですけれども、言うまでもなく、老齢基礎年金は480か月、40年間保険料を納めて、満額で81万6,000円ですね。それで、1か月にしますと6万8,000円です。ですけれども、厚生労働省の令和3年度厚生年金保険・国民年金事業の概要によりますと、国民年金の場合は、平均受給額は1か月、5万6,479円、厚生年金の平均受給額は1か月、14万5,665円です。40年納めて満額の6万8,000円よりもなぜ平均受給額が低いのか。これには、失業ですとか病気ですとか、掛けられない時期があつて、平均これだけ低い、こういう結果であると思います。この間、12年間で消費税は5パーセントから10パーセントに引き上げられました。物価の高騰は、高齢者だけでなく若い方、そして子育て世代にも大きな影響があります。また、介護保険料では、幕別町では第9期は引き下げられましたけれども、12年間で見ると引き上げられております。そして、75歳以上の方は後期高齢者、これも引き上げられております。ですから、これから見ますと、この年金から介護保険料、そして後期高齢者の保険料から引かれるのです。幕別町の令和5年度の決算では、100万円未満の年金収入は年金受給者の51.6パーセント、4,713人と過半数を超えております。これが高齢者の経済、暮らせる年金、これの実態ではないかと思います。この中には、働いている方もおられると思いますけれども、ほとんどが年金が暮らしの、経済の中心です。このことについて、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今の数字を改めてお聞きして、本当によく頑張っておられるなど、そういう印象でしかありませんし、本当に引き続き、働く人もいらっしゃるので、必ずしもこの金額でやっていないと思いますけれども、本当に引き続き頑張っていたきたいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 私たちも地域歩いて、高齢者の方とお話しする機会があるのですが、特に高齢の女性、単身になった場合、国民年金の収入もそうですし、寡婦年金というのですか、そういうのも引き下がられるのですよ、1人になると。そうすると、本当に高齢者の生活実態が苦しいというのは現実だと思うのですよね。そういう中で、さまざまな負担が多くなっている。ですから、私は国民年金、基礎年金の引上げをということは、そういうことでも町ではそこに支援するということは莫大なお金がかかります。ですから、国民の基礎年金の引上げを国に求めていくべきではないか。答弁では、注視していきたいということなのですから、これは厚生労働省でもこれ引き下げられると、マクロ経済スライドということでは年金財源、支給する財源を決めて、物価が上がろうと下がろうと、賃金が上がろうと下がろうと、その範囲内で年金を支給するという仕組みですから、物価が上がって賃金が下がっても、年金は上がらないという仕組みなのですよね。この制度は、やっぱり見直していくべきではないかということ、地方からも声を上げていかなければならないと、私はそう思います。

それと、厚労省でも厚生年金の3割の引上げ案、これもやっぱり厚労省でさえも、このままだと年金がどんどん下げられるのではないかとということで、見直しが今されておりますよね。それでも、これは2067年、ここまで来たら、若い人たちのこの年金も3割ぐらい低くなるということで、今から対策を取っておかないと、若い人たちのこのときの年金は4万弱になるのではないかと試算しているのです。ですから、引上げを進めていくべきではないかという質問をしました。

そして、その財源はどうするのかということなのですから、年金財源の積立金は、令和3年度ですけれども、246兆円の積立金があると。これは、厚労省の資料で、そういうふうにしております。

246 兆円の積立金があるのです。お金がないわけではないです。それで、これをまたまた積み立てていくということで、それを何に使っているといったら、皆さんが納めた年金の保険料は、年金生活者に返す、還元すべきではないかというのが私の考えです。それで、このままですと、だんだんだんだん積立金が多くなって、その積立金を何に使っているかということも、資料の中で明らかになっているのですが、株式投資に使っているのです。それでいいのかということです。

それと、ドイツでは年金積立金は1.6か月、イギリスは給付の2か月、フランスは1か月、これで年金財源を賄っているということで、これは外国の例ですけれども、日本の場合、これだけの積立金があって、1か月6万円弱の国民年金で暮らしている人たちの生活を、しっかり国が保障していくべきではないか。そういう点では、やはりそれを後押しする。3割削減されるので、厚労省も見直ししていくというときに、地方から地方の国民の暮らしをしっかりと伝えて、前倒しして早くやってほしいという声を上げていく必要があると考えますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 生活を実体化すると、非常に苦しい生活で耐え忍んでいるなということは、十分理解するところであります。そこで年金を上げるべきだと言ったときに、ただやみくもに上げれということにはならないわけで、我々が上げると言ったときに。今の仕組みとして物価変動があり、名目手取り賃金変動があり、それでマクロ経済スライドにスライド調整率があって、これをいかに、どういう数字にしていくのが上がることになるのかな、上がることに結びつくのかなというところまでやっぱりかなり精密な計算をしていかないと、なかなか要求できない。ただ上げてくれと駄々こねるようなことはできませんので、そこまで精密な計算がなかなかできないですね。これは国においてはできるかもしれませんが、一町自治体においてはなかなかできないので、そこは、そういうどこをどういうふうに数字をいじれば、どういうふうになっていくのだ、上がりますよということを、しっかりした理論武装をしないと、なかなか難しいのだらうと思います。

野原議員おっしゃるように、マクロ経済スライドによるスライド調整率、これががんだらうな。がんとというか、これがマイナスをしていることによって上がっていかないのだということは、何となくこれは想像がつくというか分かるのですが、ではこれをどういう率にすることがいいのだ、プラスにするのがいいのか。多分それが246兆円の積立金を投入するということにつながっていくのだらうなと、そういうことも想像できますので、そこはそれもトータルでどういう理論武装、どういう訴えができるのかということを、今私は持ち得ていませんので、そこはしっかりと計算できるかどうか分かりませんが、そこを理論武装した上で、こうこうこれをこういうふうにいじったら、もっとこれぐらい上がるので、最低それぐらい必要でしょうというような主張に、要請に結びつけなければ駄目かなという、そういう認識を持っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 基礎年金を上げると駄々をこねているわけではありません。生活実態から、これだけ深刻な経済状況の中で暮らしているという町民の状況をどう捉えるかということが、町民の暮らし、生活をしっかりと支えていく町長の姿勢としてどうなのかということを聞いているのです。本当に深刻なのですから。病院に行くのも、2割、3割になったら、行くのを控えなければならない。そうすると、早期発見、早期治療も本当に大変になってから病院に行ったら、医療費も高くなるのですよ。そういう状況の中で、町民の暮らしをどう見るか。今、町長答弁されたように、マクロ経済スライド、これをどう見るかということですから、これもそれから積立金も、厚労省の資料を見たら分かるのです。私でさえ分かるのですから、専門家が見たら分かると思うのですよ。そういうところから、やはり今のこの基礎年金は、幕別町だけではなく。全国でそうなのです。ですから、やはり十勝の首長さんの責任として、本当に大変な暮らしをしている人たちのために、基礎年金を上げてほしいという声を上げていくということは、そういう人たちの暮らしを守っていくことにつながるのではないですか。その点をもう一度伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 生活の実態、非常に厳しいということは、それは認識しています。ただ、それをどこまで引上げるのだという具体的な数字を持っていかないと、ただ上げろ上げろというのでは、これは町として駄々をこねていることになるのではないかと、そういうふうになるのではないかと私は思っていますので、もっと理論的に、この数字は今こういう状況にあるのだから、ここまで上げることができるのではないかと。そういうことによって、246 兆円もここまでしか減らないのというような言い方をしていかないと、これはやっぱり要請活動にならないと思っていますので、その理解が今は不十分でありますので、研究する余地があるかなと思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9 番（野原恵子） それでは、厚生労働省が基礎年金 3 割底上げ案ということで、今審議しているのです。ですから、そういうところをしっかりと町としては学んで、具体的な数字も上げて、それでしっかりと支えていくという姿勢を持っていただきたい。ここで上げますとは言えないと私は思っています。国政ではないのですから。ですから、そういう実態を踏まえて、こういう実際に厚労省の基礎年金 3 割底上げ案というのは、新聞でも報道されているのですから、そういうところをしっかりと踏まえて、町長としての考えを、町村会ですとかそういうところで議論していただいて、国に上げていていただきたい、その点はいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そこは自分がしっかりと理解をして、こういう必要性があるだろうと判断をすれば、それはそういう行動を取りたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9 番（野原恵子） 資料は十分出ていますので、しっかりとその点を踏まえて、町民の暮らしを支えるという姿勢を持っていただきたい。本当に大変な暮らししているのです。100 円、200 円出すのも惜しむという、そういう状況で暮らしている高齢者が、これだって今数字上げましたけれども、いるということを踏まえていただきたい。そのことを再質問して、次に移りたいと思います。

5 番目の就労センター、高齢者に見合った労働というところを 5 番目にしたのですけれども、経済と関連しますので、先に 5 番目のほうの再質問をさせていただきたいと思います。

今の高齢者の生活の実態から、就労センターに最初は生きがい福祉ということでしたけれども、現在はやはりこういう年金の状況で、就労センターで働きたいという人も登録されていると思うのですが、今は就労センターの仕事もだんだん減ってきているという声も届けられております。それで、この年金の状況を見れば、もっと仕事が増えれば、60 代定年退職した人たちも、就労センターで担っている仕事に就きたいと。例えば庭木の剪定ですとか、それから草刈りですとか、そういうところです。ここに就労センターの主な役割ということで、資料の中に、これは町の社会福祉協議会の資料なのですが、ここに除雪というのも入っているのではないかなと思うのですが、そういう仕事を得意とするような高齢者もいらっしゃると思うのですが、もっと年間の収入が増えれば、若い世代といっても、60 代、70 代の前半かなと思うのですが、そういう方がもっと登録していただけるのではないかなと思うのですが、そういう点で、今、就労センターの委託事業を拡充していくことが必要ではないかということで、再質問をいたします。

それで、就労センターの作業を行うということは、今草刈りとかそういうことしているのですが、庭木の剪定なんかもする方が少なくなっているという声も届けられております。また、就労センターの中の除雪作業も喜ばれておりまして、登録する方が多いけれども、実際に除雪をする方が、担う方が少ない。こういうところも届いております。また、町の福祉除雪は制限ありますよね。65 歳以上、所得制限、貯金が 350 万円以上ある人は該当にならない。これでは、介護認定を受けていなくても、若いといっても 70 代後半とそういう人たちも、介護認定受けていない人でも除雪は大変。そういう方が、この就労センターの除雪事業を利用したいと言っても、担い手がいなくできないという状況もありまして、就労センター全体の 1 人に入る収入が増えれば、登録する方も増えるのではないかな。そういう手だても取っていく必要があるのではないかなと思うのですが、その点について

はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 就労センターの受注額が減っているという、そういうお話でありましたけれども、手元に3年分しかありませんけれども、例えば令和3年は総額5,392万7,000円が、令和4年は6,132万4,000円、令和5年は6,100万1,000円ということで、増えていることは増えていますし、これに伴って就労センターの会員1人当たりの収入も、令和3年が約46万円が令和4年は52万3,000円、令和5年が52万9,000円と漸増傾向にあるわけでありますから、さほど仕事がなく困っているという状況はないかな、そういう認識を持っております。

それと、除雪の話も出ましたけれども、してもらおうほうは喜ばれますけれども、するほうが嫌っているという実態もあります。それでやっぱりなかなか従事していただけない。これは、そういう傾向は全体的にありまして、季節労働者を雇用対策で昔は明渠の木の伐採とかやったのですが、寒い中で半分水に入りながら厳しい労働はやりたくないという話があって、それで近隣センターの床のワックスとかに、あるいは焼き砂作りとか、そういうあまり厳しくない労働に転換をしてきて、今この対策事業をやっているということがありますので、やはりなかなか、今どんな仕事でもいいなと言ってくる人は少なくなってきたのかなという、そういう認識でおります。

それと、もう一つは、企業が今人手不足なので、町内の企業側から見ると、私が聞くのは、75までもいいから、とにかく働いてほしいのだということで、なるべく残ってもらっている。それもフルではなくて、週に3日でも4日でもいいから働いてくれというふうに従業員には話しているのだということがありますので、結局人手不足の実態はある中では、一定の健康状態であれば、働く場というのは就労センターに頼まなくてもある程度あるのかな、そんな認識を持っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 今、町長、答弁では、令和5年度は2,964万円の公共事業とおっしゃっていましたが。違いますか。

それと、冬場の木の伐採や何かは、失業保険を受けている人たちの事業であって、就労センターの事業ではありません。あれは本当に寒くて大変な事業だということで、失業保険を受けている冬季の仕事を敬遠されているというのは聞いておりますけれども、就労センターの仕事ではないですね。

それと、46万円、50万円ぐらいの年間収入とおっしゃっておられますけれども、企業や何かで働く場合には、これ以上の収入があると思います。ですから、企業も人手不足ということもあると思いますけれども、例えば季節関係で働いている方ですとか、そういう企業で働いていなくて仕事のない、そういう人たちが就労センターに登録していると思うのですよね。ですから、そういう人たちにも仕事をもうちょっと多く働くことができれば、こちらに登録する方が増えるのではないかな、そういう質問であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私が先ほど申し上げたのは、就労センターとしての全体の受注額を申し上げたわけですから、確かに町からの発注額は令和3年が3,300万円、令和5年度が2,964万円に減っていますが、就労センター自体としては事業量が増えているわけなので、ですから1人当たりの収入額が増えているということで、町が半分強ぐらいは発注していますけれども、ほかの民間の受注もありますので、そういう意味では就労センターの仕事自体としては、増えている傾向にあるということでもあります。

それと、やはり確かに年間50万円ぐらいとなると少ないとは思いますが。これが、年金をもらいつつ生活の足しに働いているのか、あるいは年金は十分もらっているけれども、健康づくりのために働くかとか、これは嗜好の問題とか、どういうところで仕事をやりたいというのは、その人の考え次第ですので、それを一人ひとりに聞いたわけではありませんから実態は分かりませんが、本当に働く気があるのであれば、就労センターではなくて、もっと今は人手不足なので、私は民間企業で十分求人していますので、そういう場もあるのかなと思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 先ほど収入のところで質問しましたがけれども、100万円以下というのはほとんど基礎年金の方々です。ですから、そういう方が会社に勤めていればほとんど厚生年金です。非正規とかそういうことであれば別かもしれませんが、会社で長く働いている人たちは厚生年金が多数だと思います。就労センターに登録している方は、基礎年金が多数だと思います。そうすると、季節で働いている方ですとか、それから農業に従事しているですとか、そういう方ですから、そういう方はやはり企業ではなかなか仕事がない。そういう状況の中で、やはりそういう人たちのために、就労センターの仕事を増やしていくということを提案しているわけなのですが、ぜひその点も研究していただきたいと思います。

公共の役場の仕事の中でも、今、環境整備、草刈りや何かしておりますけれども、事務作業でも単純作業というか、高齢者でもできるような、そういう仕事があるのであれば、そういうところも担っていただくということも検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 仕事を発注する場合においては、誰に、どういう人に働いてもらうのが適切なのかということを常に考えていることでありますから、そこは高齢者に向くのであれば、しかもそこに生きがい対策というのがプラスされるのであれば、そこは高齢者向けの仕事として発注していかなければならないと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 次に、老人クラブのことで質問します。

私は、老人クラブが高齢者の交流の場、そういうところで一番組織率が大きいのかなということで質問いたしました。それでこういう中で、今38団体があるということですがけれども、この中でやはり老人クラブを維持していくのに役員のなり手が少ない、そういう方が少ないということが言われております。それで廃止になったところもありますし、老人クラブだけではなくて、町内会の中でも役員のなり手がいないということで、これ今まで既存のそういう団体の中で、役員を引き受けてくれる人が少ない。そして、各団体でも努力はしていると思うのです。老人クラブでもリーダー研修というのが年に1回あって、宿泊して行うというそういうのをずっと続けてきたけれども、コロナ禍を通じてまた再開したけれども、この物価高の中で研修の費用も高くて、なかなか参加者が少ないというそういう中で苦慮しているということなのです。町内会も同じ状況だということを聞いております。

そういう中で、町が社会教育の中で、どうやってそういうところに会社を退職したり、それから仕事リタイアリー、同じことですね、そういう人たちが、こういうところを担っていくということは、その人たちも社会に貢献して自分たちの暮らしを豊かにしていくと、つなげていくという意味では、若い世代から社会活動に参加していく、こういう研修とか、それから学習ですとか、やっていく必要があるのではないかなと私は思うのですよね。例えば役場職員や何か、地域でそういうところを担っていけば、自分たちがリタイアしたときに、やはりさっき男性がなかなか参加できないという、そういう状況も生まれてきているというのですけれども、これは高齢になってからいきなりそういうところに行きましようといっても、なかなかつながりがないと入りづらいと思うのですよね。ですから、若い世代の中で少しでもそういうところを担っていく、企業にも働きかけて、そういうところを担っていくような手だてを取っていく必要があるのではないかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに65歳、70歳になって、いきなりそういうところに参加するというのは、なかなか難しいと思います。ですから、若いうちからというか、仕事を持ちながらも、地域のために役員をやっているとかという方であれば、抵抗なく引き続きやっていけるのでしょうかけれども、なかなか簡単ではないな。実は町内会でも、ある札内地域ですけれども、なり手がなくて、もう解散しようか。それと、農村部でも、もうなり手がいないので解散したということも実はありました。まだ統合して一つの大きな範囲の中でやっていただく、そういうところもありましたけれども、なかなか

かそうになってこない。要は、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、自分がよければいいのだ、地域のために働くのはどうもなという、そういう風潮が私は感じられるなと思っています。

野原議員おっしゃるように、若い頃からというよりは、私たち小さい頃からかなと思ってまして、これはやっぱり学校教育のときから、そういうところに参加して人のために尽くすのだ、働くのだ、そのことも楽しいのだよということも分かってもらえるような機会、これは主権者教育もそうですし、何でもそうだと思います。小学校ぐらいから、ずっと継続して教育があって、恐らくその人は大人になっても、高齢になっても、社会参加ができるのかなと思いますので、そこは急には難しいので、教育委員会と相談をしながら、いかに学校教育の中で何ができるかということは、できるだけ社会参加のできるような、人のために活動することのすばらしさというものを分かってもらえるような、そういう教育ができればと思っていますので、そこは教育委員会にも相談させていただきたいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 私もそうだと思っています。

4番目の多世代交流というところにもつながると思うのですが、今、答弁の中ではサロンがその役割を果たしつつある。幕別のサロンでも、中学生、高校生がサロンの高齢者と一緒に交流している。ここに親子連れの方が参加するのですとか、これはまだまだ研究が必要かなと思うのですが、そういうふうな小さいときからつながりの中で、やはり多世代が交流することによって、心の豊かさ、そこが醸成されれば、高齢になってから閉じこもりというのは少なくなると思うのですよね。

ですから、そういう長い流れの中で、しっかりと町民が若い世代から高齢になっても、つながって暮らしていける、そういうまちづくりを進めていくということが大事だと思うのですよね。それで、これから団塊の世代になったら、ますます高齢者が増えてくる。そういう中で、元気な高齢者も元気でない方もいますし、町長いつもおっしゃるように、健康寿命を延ばす。これは、やはり人のつながりによって延ばすことはできると思うのです。医療とかそういうものももちろんあるでしょうけれども、人のつながりで健康で生きていかれる。これは、きちんと計画を持ってまちづくりをしていかないと、それこそいきなりできないと思うのですよね。ですから、そういう手だてというのも必要だと思うのですが、これ、私、研究が必要だと思うのです。質問するときも、私も、さあ、どうしようかと思ったのですが、やはりそれは人と人とのつながりを、いろんなところで広げていくことが必要だと思うのです。

それで、今高齢の方でいろんなところでボランティア活動ですとか、そういう方にお聞きしましたら、役場職員でも民間企業でも、しっかり関わってくれるという人は、退職してもそこにずっと関わってられる、いきなり関われないのだから。そういう現役世代から関わってくれているほうが、いろんなところに参加しますよということなのですよね。これ本当にそのとおりでなと思ってまして、そういう手だてを今から取っていくことが必要だと思うのですが、いかがですか。同じ質問かな。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 言ってることは十分理解していますが、ではどういう手だてがあるのだということが一番難しいと思っています。ただ、実際、今でも地域と一体となって、子どもからお年寄りまでのイベントというものは、町内随所にあると思っていますから、そういうものをひとつ核にして拡大していくようなということは、一つの手だてかなと思っています。

例えば途別小学校も廃校するといっていますけれども、毎年自分たちが育てた苗からモチ米を育てて、干して、脱穀して、それで餅つき大会をやっているようなところ、これすばらしい。これは、もうそのときには、地域の小学生、園児はいないですけれども、小学生からお年寄りまで入って餅を食べる。私もお邪魔しましたけれども、そういう非常に楽しいイベントもやっていますし、糠内・駒畠で言うと公民館祭りも、これは保育園児の披露もあります。しらかば大学の披露もあって、この中でも歌を披露された方もいらっしゃいましたけれども、そういう地域が一体となって、ひとつ触れ合う機会があるとか、あとイベントなんかでも実はやれるかなと思っています。イベントで子どもたち

が活躍する場を設けて、そこにみんなで見るというか楽しむという、それは夏フェスタなんかでも実は保育所だとかやっていますけれども、そういう場を設けることは行政でもできるかなと思っています。今、地域でやられている、そういったイベントを参考にしながら、なるべく町が主催するイベント、あるいは町が関係するイベントで、そういう場を設ける、触れ合う場を設けるということは、常に念頭に置きながら企画をしていかなければならないかなと思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） ぜひそういう方向で、議論をしていくということが大事かなと思います。

一つ聞き忘れたのですけれども、社協だよりで、つながりチャレンジ事業ということで、多世代交流等を行う事業、7月1日から11月30日まで募集すると載っていたのですけれども、これに申し込んだ団体があるのかどうか、ちょっと聞き忘れたのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 今のご質問なのですけれども、社会福祉協議会の事業ということで、町のほうでは申し訳ございません、押さえてございません。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） それでは、ちょっとこれは後で調べてみます。

それで、閉じこもりの手だて、今ずっと質問してきたのですけれども、これは閉じこもりということとを少しでも少なくするということでは、今までの質問の中のの一つの一環でもあります。それでそういういろんなイベントですとか、事業とか、社協ですとか、介護保険制度ですとか、いろんなところでされております。そういうことをもう少し一人で暮らしている方、1週間以上閉じこもっている方、そういう方に知らせる手だてとして、社協だよりですとか広報だとかがあります。それで、そういう情報をもっと知りたいという声の中にはあるのですよね。ですから、どういうふうにして手だてを取っていったらいいのかなと思ったら、町内会ですとかいろんな方法で手だてを取っていくということが必要だと、私は思っています。

それで、忠類地域に住んでいる方から、地域でこういう事業をやっているのだけれども、お知らせ広報を見ても見逃してしまうとか、そういうのが度々あって、合併前は無線でこういう事業がありますよと知らせてくれたというのですよ。だから、幕別全体でそれというのは、ちょっと無理かなと思うのですけれども、忠類地域だけでもそういう放送を流してもらえれば、もっとそういう事業に参加できるのではないかという声を届いているのですが、そういうことをできるかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 防災無線は、昔から忠類ではやっています、それで町のほうで平成のいつだ、ちょっと忘れまして。すみません。年数忘れましてけれども、合併後に非常時の重要な事項を迅速かつ正確に伝える手だてとして導入したということがあって、その際に運用についてもかなり厳格に対応しなければ駄目だと。駄目だというのはなぜかという、常時放送していると、いざというときの放送を見逃しかねないので、それでやっぱりある程度厳格にして、生命、財産に影響を及ぼすような内容にしようということで、今運用しているわけでありまして。ただ、忠類は、では一緒になってそういう基準で運用しますかといったら、なかなかそうもいかない。これはそれまでの生活ぶりがありましたので、ですからお悔やみなども、実は従来やってきたものの中で、お悔やみだけは町内会長、当時の公区長さんのお話を聞いても、これだけは継続してくれというお話があったので継続しているということがありますので、忠類地域で地域の住民の皆さんはいいとするならば、それは全く駄目だとは言えませんが、そこは町内会連絡会議、公区長連絡会議であったり、住民会議でお話を聞きながら本当に必要なものなのか、逆に毎度毎度、防災無線が入っていたら、それはまずいわとなるのか、十分意見を聞きながら対応は考えなければならぬかなと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 実は、忠類の住民の方から、今までいろんなそういう事業が防災無線で聞こえて

きたので、こういうのがあるなどと言って、足をそちらのほうに向いて参加するということがあったけれども、今はお悔やみだけなので、ちょっと周知が足りないのではないかということですね。これ1人だけでないのです、何人かからそういうことをもう一度再開できないだろうかという声が届けられたものですから、ぜひ検討していただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（谷口英将） 防災無線の取扱いについて、今の町長の答弁のとおりなのですが、特に福祉の事業につきましては、公区長から町内会長に代わったときに、できれば回覧も減らしてくれということで、町からの依頼は減らしてはいるのですが、特に忠類地域については、町内会議の会議の中で、そういった事業の個別の配布について、会長さんたちが皆さん協力してくれるということでしたので、防災無線では流していないのですが、そういった個別回覧も今していただいていますので、そういった形で各種事業については、皆さんに伝えるように努めてまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 今、町長は検討してもいいとおっしゃったのです。ちょっと違うかなと思うのですが、町長のそういう答弁は、私は大きいと思うのですよね。ぜひ検討していただきたい。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（谷口英将） 失礼いたしました。

その件につきましては、町内会連絡会議ですとか住民会議で諮って検討してまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、15時35分まで休憩をいたします。

15:24 休憩

15:35 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○7番（酒井はやみ） 通告に従いまして、質問いたします。

町民と力を合わせて、ごみ行政の改善を。

町では、脱炭素社会の実現による地球温暖化対策を推進するため、本年2月に「幕別町地球温暖化対策実行計画」を策定しました。この計画に基づき、温室効果ガスの削減を進めるとともに、自然環境を守り、クリーンで持続可能な循環型のまちづくりを目指して、町民とともに取り組むことが求められています。

その一環として、可燃ごみの資源化やプラスチックごみの削減など、ごみ処理の在り方を見直すことは町民の関心の高い課題であり、主体的に取り組むやすいテーマです。また、持続可能なまちづくりに対する意識向上や町の活性化、イメージアップにもつながると考えます。

以下、町の考えを伺います。

1 ごみ処理の見直しを町民と一体となって取り組むことで、温暖化対策のみならず、持続可能なまちづくりや町の魅力向上につながると考えますが町の考えは。

2 町民と協力して可燃ごみの資源化に取り組む考えは。

3 バイオガスプラントの導入についての進捗状況は。

4 ごみアプリの導入についての検討状況は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

「町民と力を合わせて、ごみ行政の改善を」についてであります。

町では本年3月、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとすべく、「ゼロカーボンシティまくべつ」を目指し、脱炭素社会の実現に向けて全力で取り組んでいくことを宣言いたしました。

地球規模の課題である地球温暖化対策は、今を生きる私たちの社会的責務であり、脱炭素社会に向け世界規模で取り組まなければならない大きな問題と認識しております。

ご質問の1点目、「ごみ処理の見直しを町民と一体となって取り組むことで、温暖化対策のみならず、持続可能なまちづくりや町の魅力向上につながると考えますが町の考えは」と、ご質問の2点目、「町民と協力して可燃ごみの資源化に取り組む考えは」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

家庭ごみの処理に当たっては、一人ひとりがごみの排出を抑えることに加え、資源化するための分別を徹底することにより、地球温暖化対策や環境に配慮した持続可能なまちづくりの実現につながることから、全町民一体となって取り組まなければならない課題と受け止めております。

ごみ処理の見直しの中においては、可燃ごみに含まれる生ごみと不燃ごみに含まれる製品プラスチックの再資源化について、今後のごみの減量化に向け大きく期待されるところであり、町民と協力して資源化を図っていくことが有効であると考えておりますが、いずれも専用の収集運搬が必要となることや分別の徹底、資源化できない不純物の除去や再生品の品質の確保などの課題があり、慎重に取り組まなければならないと考えております。

これらのことを踏まえ、現在、生ごみの資源化については、食品残渣物等を資源とするバイオマスプラントでの処理を検討中であり、製品プラスチックについては、現在のリサイクルプラザでの共同処理の枠組みを使いリサイクルすることができないか、構成市町村の担当者と組織する「環境担当課長会議」「ごみゼロ検討委員会」において検討を進めているところであります。

ごみ処理の見直しに関しては、発生抑制や分別の徹底のほかに、焼却処理方式の変更などが考えられますが、現在、建設中の新中間処理施設の処理方式の選定において、「環境への配慮」「安全で安定した稼働」「資源循環と省エネ・創エネへの対応」「災害に強い処理システム」「整備から運転・維持管理までの経済性」の五つの視点のバランスを重視して議論がなされ、現在の処理方法と同じ焼却方式を採用し、熱エネルギーの回収によって再資源化を図ることとしたところであります。

ご質問の3点目、「バイオガスプラントの導入についての進捗状況は」についてであります。

「ゼロカーボンシティまくべつ」を実現するためには、公共部門や産業部門、家庭部門など総合的かつ計画的に施策を推進していくことが必要であることから、幕別町地球温暖化対策実行計画を具現化するための「幕別町ゼロカーボンロードマップ」を作成し、継続的な施策の展開を図っているところであります。

その中で、「バイオガスプラントの導入と付加価値創造」として、地域課題の一つである、酪農家等における家畜ふん尿の適切な処理と地域内から発生する食品残渣物等を資源として活用し、バイオメタンを生成するバイオガスプラントを設置することを計画しており、昨年7月から民間事業者等を交えて継続的に事業手法や事業可能性等について調査検討を進めております。

現在、事業を実施する際の事業モデルを作成し、そこから発生する家畜ふん尿の活用を図るとともに、家畜ふん尿以外の食品残渣物等を活用した際のバイオメタン発生量を推計し、それらバイオメタンの活用方法と事業収支の試算を行い、事業可能性についてさまざまな角度から検討しているところであります。

また、環境省において、地域脱炭素に関する専門的な知識を有する方を「脱炭素まちづくりアドバイザー」として登録し、その専門家を年間6回程度地方自治体に無償で派遣する制度を実施しておりますことから、町として本制度に応募し、本年11月から専門家の派遣を受けているところであります。

このことから、今後、脱炭素アドバイザーの専門的なアドバイスを受けながら、事業計画、収支、事業スキーム等の精度を高め、事業可能性の判断を行っていきたいと考えております。

ご質問の4点目、「ごみアプリの導入についての検討状況は」についてであります。

ごみアプリについては、ごみの収集日をお知らせしたり、分別方法を手軽に調べることができるスマートフォン用のアプリケーションで、数々の自治体向けごみアプリが開発されておりますが、いずれのアプリにおいても、使用するに当たっては新たにダウンロードをしていただくほか、お住まいの地域設定などが必要となります。

本町においては、令和7年3月1日運用予定の「幕別町公式 LINE」において、人工知能を活用した「自動会話プログラム」により、利用者が捨てようとするごみの名称を LINE にて送信すると、人工知能がごみの分別種別をお知らせしてくれる「チャットボット」機能を整備する予定で、さらに利用者の居住行政区を登録することで、ごみ収集日の自動通知に加え、大型ごみの申込みをオンライン化する予定としております。

このように、ごみアプリと同様の機能が「幕別町公式 LINE」に備わることから、今後、町民の皆さんの利便性が大きく向上されるものと考えております。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） それでは、再質問をいたします。

記録的な高温や集中豪雨、干ばつなど、気候変動の影響が実際に世界のあちこちで起き、温暖化の進行が加速化していることに危機感が広がっています。

パリ協定では、地球の平均気温を産業革命以前に比べて 1.5 度以内の上昇に抑えるという目標を掲げていますが、去年の平均気温はもう既に 1.48 度の上昇、そして今年平均気温は過去最高を記録し、1.5 度を上回ると見通されています。今のままでは 2 度の上昇に抑えることすら厳しい状況だと指摘されています。ある気温の到達点、ティッピングポイントを超えると、不可逆的な現象が自然の中で連鎖的に起こり始めると言われていますが、もうそこに手が届いてしまいそうな段階だと思います。そうした危機感の中で、気候変動に関する政府間パネルも、ここ 10 年の選択や行動が数千年先にまで影響する警鐘を鳴らしています。

こうした危機感は、特に若い世代の中で切実ではないかなと思います。世界で若い世代が声を挙げていることはニュースでも報じられていましたが、幕別町出身の高校生も気候変動の影響をより受ける若い世代の声を聞いてほしいと、道内や全国の同世代の仲間と一緒に訴訟や行動を起こしています。こうした町内の若い世代の声も受け止めて、取組を加速することが求められていると考えます。

町も実行計画を町民参加で進めようとスタートをしまして、力を入れて調査研究や太陽光の設置、補助事業などが始まっています。ただ、町民の生活のレベルでは、この危機感に照らして現状ではまだ特段、生活の変化は求められているという状況ではなくて、これまでと同じような生活を送っているのが現状ではないかなと思います。そういう中で、この実行計画の資料にありました町民アンケートでは、「日常生活において、脱炭素、カーボンニュートラルに向けた行動を意識していますか」という問いに対して、40 パーセントが「あまり意識して行動していない」、18 パーセントが「全く意識していない」というふうに回答をしています。「意識していない」という回答が、「意識している」という回答を上回る結果になっています。

そういう状況も踏まえて、今回、実際の町民の生活の中で、脱炭素や循環型経済社会を意識化できる取組が必要と考えて、ごみの問題が一番身近で、これなら町民みんなで脱炭素に向かうという機運を高めることにもつなげられると考えて、改めてごみの減量・資源化の取組を取り上げました。この実行計画のロードマップの中でも、実際の町民の生活レベルで何ができるかということでは、ごみの減量化、資源化だとされています。

共産党の町議団もこれまで繰り返しごみの資源化を訴えてきましたが、町民参加でゼロカーボン、循環化型のまちづくりを進めることがいよいよ差し迫った課題だと考えます。実行計画全体を推進していく上でも、町民参加を広げる上で、ごみの減量・資源化の位置づけを、これまで以上に高めて急いで進めていく必要があると考えていますが、町ではどのようにこの課題について、今、お考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ゼロカーボンに向けての取組は、非常にハードルが高い。2030年46パーセント削減、2050年ゼロカーボン、非常にハードルが高くて、これは町全体で、町民の皆さん一人ひとりが取り組んでいってもなかなかハードルが高いな、そんな認識を持っているところでもあります。そんな中で、今できることを着実に進めていくことが必要でありますので、これはもう既に総合推進交付金、この制度を設けて、家電製品の買い替え等もやっていただいておりますけれども、これも本当に走り、スタートでありますから、今後、総体的に町民の皆さんの協力をいただきながらさまざまな取組をしていかなければならないと思っています。

ただ、いかんせん、金がかかるのですね、このゼロカーボンというのは、本当にお金がかかる。やはりそのために今まで先行地域の指定を取りにいたり、重点事業、これも取りに行ったりしているのに、なかなか我々の主張が認められないわけでありまして。何かというと、発電ですね、やっぱり発電をしっかりしなければ駄目だということが一番難しいところでありまして、なかなか発電手法といっても簡単にどこでもここでも発電ができるわけではなくて、それで我が町はバイオマスというのを、発電もさることながら、エネルギーとしての活用ができないのかということで今考えているところでありまして、これもやはり事業費がかかる。何十億という事業費がかかるということで、そこら辺の財源の確保というのが難しいとしながらも、できることは一つひとつ取り組んでいきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） ゼロカーボンの取組の中で、ごみ問題に取り組む、ごみの資源化に取り組むことが町民参加を広げる上で大きなきっかけになるのではないかと考えて、その辺の質問だったのですが、改めて伺っていいですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと大きい話に進みまして、言ってみれば、バイオマスの中で生ごみ、食品残渣も一緒に処理をすることによって、よりメタンの発生効率が上がるということは、そういう結果というか、科学的な根拠はありますので、そこで食品残渣を家畜ふん尿と一緒に処理できないのかということは、今まさに検討中ではありますが、やはり先ほどもご答弁申し上げたように、事業費とその収支がどうなのかということが非常に難しいわけで、どこかが、大企業がやるよと言ってくれるならありがたいのですが、なかなかそういう状況にもない。ただ、ずっと協力をしてきている企業がありますので、そこで何とか一肌脱いでもらえないのかなとか、採算性がないと多分乗ってこないとは思いますが、そこでバイオマスプラントの建設について向かっていきたいなと思います。

それともう一つ、資源の問題で言うと、製品プラスチック、これが結局はリサイクルに回っていないということがありますので、難しいのは、例えばペットだとか容器包装リサイクル、これの対象となる、いわゆるペットだとかプラの表示のあるものについては、事業者であったり販売者が処理経費を負担しているというところがあるのですが、製品プラスチックはそういう仕組みにないわけで、これも、じゃあ行政が全部やるのかということがありますし、またどういう活用ができるかということもなかなかうまく今のところはっていないわけでありまして、そこら辺も解決の道を探りながら、答弁で申し上げたように、十勝全体でリサイクルができないのか、今これも課長レベルでの検討中であるということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 答弁の中で、先ほどもお話しいただいたバイオマスプラントでの処理を検討というのは、具体的には、例えば町全体の生ごみが処理できる施設を考えているとか、どういうスケジュールで考えているかというのは、何かお示しいただける内容があるでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは家畜もたくさんいます、主に乳牛ということになりますけれども、それを全頭を処理するという規模になると、それこそ何十億では済まない事業費になりますので、まずは今

のところ、旧幕別地域、この中で食品残渣も含めて処理ができないのか、それに取り組めないのかということを考えておりまして、それがうまくいくのであれば、第2弾、第3弾もあろうかなと思っています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 分かりました。ごみの資源化、大きなところでは、そういった施設を造ってといくということも検討課題だと思います。

町民の意識の中でも、ごみを減らして資源化するという問題は、関心が高い関わりやすいテーマだと思います。先ほど紹介したアンケートの中でも、「脱炭素、カーボンニュートラルに対して、今取り組んでいること、またこれから取り組みたいことは」という問いに対して、「マイバッグ持参」が82パーセントですが、それに次いで「食品ロスを減らす」67パーセント、「リサイクルに出す」67パーセントと、ごみ関連が多いことが示されています。また、「町にどのような取組を優先して実施してほしいか」という問いに対しては、「公共施設における再生可能エネルギーの導入」というのが55パーセントで、「個人への脱炭素」54パーセントに次いで、「リサイクル率の向上と廃棄物削減」が43パーセントとなっています。

いずれも、ごみ削減やリサイクルを進めることについては関心が高く、行動に移しやすい課題だと思いますので、先ほど言われたこともなかなか課題が大きいのだなと改めて感じたところですが、できるところからやっていくということも必要だなと思います。大きな施設を造ってというところでは、なかなか難しいかもしれませんが、そういう形ではなくて、個人の家でコンポストを使って生ごみを処理するとか、いろんな形があるかなと思います。

そういう知恵を出し合うという点で、町民のエネルギーや協力を引き出している町の取組が今注目されています。実際にゼロ・ウェイストを目指して取り組んでいる自治体が幾つか、全国で今五つぐらいあるのですけれども、徳島県の上勝町や、今回、民生常任委員会で視察に行かれた福岡県の大木町は、何十種類もの分別でほぼごみを燃やしていないことで注目されています。ただ、注目されているのは、減量やリサイクルそのものだけではなくて、それが町民の主体的な取組によって支えられ、コミュニティづくりにつながったり、さらに新しい事業が起こるなど、町の魅力につながっていることではないかと思います。

上勝町は、高齢化率50パーセントと言われている人口1,600人に満たない町ですが、地元のスギ材やリサイクル建具などを活用したホテルなどを造るとか、企業や大学関係者向けの研究、町民のリメイクやリユースを奨励するセンターなどが併設されるなどの発想や取組が広がっています。

人口1万4,000人の大木町では、生ごみの分別で燃やすごみを60パーセント削減し、バイオマスセンターをまちづくりの拠点と位置づけて、町民はそこでできる液肥を無料で受け取れる仕組みができています。その液肥をさらに農産物や、その農産物は家庭や教室に届けるという循環システムを体現されています。燃やすごみを減らして、地域で資源として活用していくという考えに立って、循環型のまちづくりを進めていくことで、町民の協力を引き出したり、自分たちの暮らしや環境をどう守っていくかという主体的な取組が生まれていって、町の魅力につながっていると感じました。

幕別町も、町民の皆さんのいろいろな知恵を集めながら、ごみの処理の在り方について考えていくということでは、今の施設を建てるということだけではなくて、いろいろな手だてが考えられるのかなというふうに思います。そういった、今ゼロ・ウェイストなどを掲げて取り組んでいる町のごみの資源化などで参考に取り組んでいけるようなことが、もし考えられていることがあったら教えていただけますか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） ごみの減量化のお話ですけれども、私の感覚としては、随分、分別はすごくよくなったんですね。平成30年に比べると、平成30年は、容器包装プラスチックのリサイクル率、集めた容器包装の半分以上が使えなかった、四十何パーセントしかリサイクルできなかった。残りのやつは、全部燃やせないごみに回っていたんですね。つまり、汚かったり、あとは違うごみが入

っていたり、容器包装プラ以外のごみが混ざっていたり、危険ごみが入っていたりということで、1市3町の中でも幕別町というのは非常に分別が悪かった。ところが、今、町民の方も随分理解してくれて、消費者協会さんですとかも一生懸命PRしてくれて、今7割を超えるぐらいの分別率になりましたので、そういう意味では、町民の意識も随分と変わってきたなと思っております。

今、先ほどからお話ししていますけれども、生ごみですね、これも以前から、可燃ごみの半分が生ごみなので、その可燃ごみの半分の生ごみのうち8割が水分だよということを何回か答弁させていたっているのですが、実は種類別に言うと、生ごみの4割が食べ残しだと言われています、種類でいくと。その4割のうちの半分が全くの手つかずだというデータもあります。ということは、その4割の半分は、賞味期限が切れたり、あるいは食べ残しですね、全く手つかずで食べ残した。ですので、町民の皆さまのお買物をするときの量ですとか、あるいは食べ残し、これ3010運動とかとPRしていますけれども、そういった意識もごみの排出抑制につながっていきますので、そういったところから取組も必要かなと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 詳しくお聞きして、なるほどと思いました。

そういった、先ほど言われたような、今の生ごみの実験場なんかも、町民に広く知っていただくことで、ごみの出し方について改善を促すことにつながるのではないかなと思いました。そういうことも含めて、町民と一緒にどのように進めていけばいいのかということについては、一緒に知恵を絞っていったらと思います。

特に若い世代は、今、温暖化対策としてだけでなく、自然環境を守ることや安全な食や環境づくり、そういったことに関心が高いと感じています。これからの自らの生活と関連づけて、自然環境や食の安全のことを考えている、この間、学校給食についても、オーガニック給食をという強い要望があって町も実施が試みられましたが、そういった持続可能なまちづくりといえますか、食づくり、そういったことに関心が高い中で、やっぱり町が今ごみはなるべく燃やさずに資源化するのだということと呼びかけていくことが、やっぱり若い人に響いていくとも思います。

バイオマスプラントの実行にも急いでいきたいと思いますし、それを待ちにせずに、先ほどのような内容をお伝えするだとか、できることを町民に呼びかけていくということに知恵を使っていたらと思います。

次に、実際に資源化を進めていく上でですけれども、今のごみの現状を先ほどもちょっとお聞きしたのですけれども、ごみの処理の現状について幾つかお聞きしたいと思います。

ごみ処理基本計画の中では、令和8年度までのごみの減量化と資源化の目標が定められています。平成28年度と比較してごみの量を減らす計画があります。「集団回収を含めた計画収集ごみの量を8.2パーセント減らす」「直接搬入ごみは6パーセント減らす」「リサイクル率は、2パーセントを引き上げて39パーセントにする」としています。令和5年度の決算の資料では、このリサイクル率については34パーセントという数が読み取れたのですが、ごみの減量の計画に照らして、現状がどこまで行っているかというのがちょっと読み取れませんでした。現状について分かれば、教えていただけますか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 令和5年度のごみの状況でございますけれども、令和4年度から忠類地区も含めまして、全量、くりりんセンターで幕別町の分が処理をされているということでございまして、計画収集、直接搬入のごみの収集量、総量で令和5年度の実績として申し上げますと、7,402トンということで搬入をして処理をしているということでございます。

令和5年度の当初の計画上の目標数値としては、当初目標との減少する目標数量と比較しますと、計画年次と比べまして6.1パーセントの減というような状況となっております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） すみません、ちょっと理解力がなくて。

計画では、令和8年度までに8.2パーセント減らすということに照らして、現状は今6.1パーセントまで来ているということではないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 申し訳ございません。計画と直接搬入、両方を含めて申し上げましたので、再度、説明をさせていただきたいと思います。

計画収集量につきましては、忠類、総量合わせまして5,548トンの搬入をさせていただいておりまして、目標年次としての計画数量が5,264トンということでございますので、目標数値に対しましては8.3パーセントの減というような状況となっております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） それでは、ほぼ令和8年度までの目標に近づいているということではないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 搬入量が年々、若干ではありますが、減少している傾向にありますので、目標数値に近づいて減少しているということでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 集団回収を含めた計画収集のごみの発生量を8.2パーセント減らすとしていて、1人当たりのごみの量、原単位を608から558にするということも目標として定められていますが、現状のこの原単位は分かりますか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 令和5年度の原単位でございますけれども、595ということでございまして、目標数値の558に対しまして2.1パーセントの減ということでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 平成28年が608だったのが現在595ということですので、さほど減っていない感じなのかなと思ったのですけれども、そういう認識でいいのでしょうか。

あと、計画収集ごみの資源リサイクル率は39パーセントにするという目標が書かれていますが、今朝の資料では、現在34パーセントというふうに取り上げられました。34パーセントですね。逆に、平成28年のときよりもリサイクル率が下がってしまっているのかなと思うのですけれども、そういった認識で間違っていないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 大変申し訳ありません。先ほどの答弁でございますけれども、令和5年度、原単位595に対しまして目標年次の558、先ほどマイナス2.1ということの答弁をさせていただきましたが、マイナス2.1というのは、平成28年度、計画策定年次の計画値に対してでございますので、目標年次に対しましては3.5パーセントの増となっているという状況でございます。大変申し訳ございません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 分かりました。リサイクル率が低下しているというのは、39パーセントを目標なのが現在34パーセントというのは間違っていないですか。認識、間違っていないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 資源のリサイクルの関係でございますけれども、令和5年の実績といたしましては、リサイクル率につきましては39パーセントということでございまして、目標値に比べまして5パーセントの減ということでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 今朝のこの資料で、リサイクル率、目標が令和5年度は39パーセントけれども、実績は34パーセントと書いてありました。リサイクル率については、39パーセントを目標にや

っている、2パーセント引き上げると言っていたけれども、実際には引き上がるどころか引き下がってしまったのかと思います。

プラスチックのごみを、先ほど答弁の中にありましたように、いっぱい出されても中身が汚れていたら意味がないということもあると思いますので、この数字だけで評価するということにはならないとは思いますが、きちっとプラごみは洗って、ちゃんと正しく捨てていただくということをより強化していく必要があるのかなと、この数字を見て思いました。またちょっと、せっかく決めている計画ですので、それに照らしてどうなっているかというのが、できれば分かるような資料を出していただけたらありがたいなとも思います。

実際、先ほどの数字をお聞きして、減量を進めると計画ではあるのですが、なかなかそんなに減っているという感じは受けない印象でした。計画にはこのように書かれています。

今後、さらなる分別排出の徹底によるリサイクル資源の掘り起こしと、可燃ごみの多くを占める生ごみの堆肥化や減量化を目的に見込む。分別・排出の徹底や集団資源回収の推進を強化することで、リサイクル率を向上させるとあります。食品ロスの削減啓発にも言及されています。

令和8年度の目標達成に向けて、これらの取組の今後の強化方向について今検討されていることがあれば、お伺いします。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） これからの取組といたしましては、先ほどの部長の答弁の中にもありましたけれども、資源回収として出されるごみの分別を徹底していただきたいということで、まず一番初めに考えております。

リサイクルも含めてなのですが、ここ最近、資源リサイクルの収集に当たりまして、パッカー車の中で発火するようなことも発生しております。何かと申しますと、本来、排出してはいけないもの、特にリサイクルの電池、リチウムイオンの電池なのですが、不純物が混入されていることによって、そういう発火につながるというようなこともございます。それらも含めまして、資源収集の資源回収率が高まるようなことを含めましてお知らせをさせていただいて、徹底に努めさせていただきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） やはりきちとした知識を町民の皆さんにも伝えていくということが必要なのかなというふうに、先ほどお聞きして思いました。

先ほど、平成30年の頃と比べてのお話があったのですが、町民もどんどん世代も入れ替わりますし、以前はコンポストなんかの助成もあった時期もあったそうですが、そういったことも知らない世代も今増えてきていると思います。町民と一緒にという上で、やっぱり啓発にどのように取り組んでいくかという点ではちょっとより力が要るのかなと、今のごみの減り方を見ても思いました。食品ロスの問題も一般的には言われていますが、先ほどのごみの中でこれぐらいとかいうことも知れば、やはりもうちょっと意識化されるのかなと思います。

生ごみの堆肥化を進めていく点で、もう一つ伺いたいのですが、今できることをすぐに進めていくという点で、先ほどから話していて、コンポストとか生ごみ処理機の活用・普及とか、また自治体ごとでもいろいろな工夫をしていて、どこかの自治体では、例えば地域ぐるみで生ごみの処理について講習会をやったり、物を買ったりしたら、そこに助成をするとか、そういうことをやっている自治体もあるようです。そうした町民自身が生ごみを処理できるような、そういう活動の推進といいますか、そういったことについては何か検討されていることはないですか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） 先ほど来、生ごみの処理についてご議論ございます。議員おっしゃるとおり、過去には平成元年から23年まで、生ごみの処理についてコンポスト事業、生ごみのコンポストに対して町として支援していた。また、電動の生ごみについても、平成13年から23年まで支援しておりました。それらを合わせて2098台、過去には補助金等を用いて支援をしておりまして、一定の

成果があったということで、この補助事業は終わったところでございます。その背景には、成果があったということと、あとやはり冬期間における生ごみのコンポストの処理の難しさとか、あと野生動物がやはり生ごみを掘り返してしまうといったようなこともあって、なかなか難しい部分があって、これらの事業を総体的に評価して事業を終わったという形です。

近年で申し上げますと、一時期、電動生ごみ機も大変普及しまして、ただそのときには、大変電力をすごく大きく使う機械だったのですけれども、近年のやつは省電力で物すごく効率的に家庭の生ごみを処理する機械も出てき始めまして、各市町村においては、それを補助のメニューに入れたりということもしていると伺っております。

本町としましては、先ほど来、町長からの答弁ありますように、生ごみも含めて、今プラントの整備について協議していることから、それらをプラントと併せてどのような生ごみの処理の仕組みをしていけばいいかというのは、やっぱりこれは総体的に考えていかなければならないことだと考えております。

一般的に、生ごみをプラントに持っていくにも、生ごみをどうやって集めるかとか、そういうことからまず始めていかなければならない部分もありまして、大変大きな課題が存在しております。その辺、大変申し訳ありません、繰り返しになりますけれども、それはプラントの整備に併せて生ごみの処理について、総体的にどのような形ですが、住民に負担がなく継続的に実施していただけるかということが、重要だと思っておりますので、併せて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 分かりました。なるべくスピード感を持って取り組んでいただくことを期待します。

最後に、ごみアプリのことをちょっとお伺いしたいと思います

来年の3月からですか、公式LINEでごみの検索もできるようにするということを検討されているということでした。帯広市がやっているような形でしょうか。帯広市もLINEからごみの検索ができるというふうな仕組みになっています。帯広市のLINEを見ましたら、ごみのところをタップすると、捨てたいごみの選択をして収集日も分かってとなるのですけれども、そういうごみの分別・種別や収集日を伝えるということでは、有効なものかなと思いましたが、音更や富良野なんかで使われているごみアプリは、もうちょっといろいろなことを発信できるような内容でして、地域別のごみカレンダーや分別の事典だけではなくて、例えば蛍光灯は「有害ごみと書いた紙を貼って出してください」と、具体的な指示とか、「ごみ袋をばら売りで購入できるお店ができました」とかという紹介が、どここのお店でばら売りしていますとか、あと町からのメッセージも表示されるようになっていて、10月30日の食品ロスの日には、食品ロス削減を呼びかけるメッセージと併せて、環境省の食品ロスポータルサイトに誘導するURLが表示されるなど、ごみの正しい捨て方を理解して、資源化できるものはきちんと資源化につなげる手段にもなっているのではないかなと思いました。

イメージとしましては、分別の仕方が分かるというよりも、ゼロカーボンとか、循環型のまちづくりを進めていく一つの手段という、町民挙げて取り組んでいこうというような、そういうものとして発信できるツールができればいいなというイメージもあったのですが、もうこのLINEを使ってというふうに検討されているようですので、その中でそういったイメージもちょっと持ちながら内容を検討していただきたいと思うのですが、どのような内容のものを考えているかも、併せてちょっとご答弁いただけたらと思います。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 現在、今、町のほうで、町の公式LINEの中で、ごみの関係の部分をお知らせするものとして、今、酒井議員のほうから、帯広市さん、音更町さんのお話、ごみ専用アプリのお話ありましたが、町のほうで今予定をしているのは、参考としているのは、千歳市の公式LINEをイメージしております。公式LINEの下のほうのコンテンツとして、ごみの分野があります。そこを

タップすることによって、チャットボット形式でごみの分別を紹介できたり、あるいはごみの分別カレンダーですとか、さまざまなごみの一般的な収集日のご案内とかいうものをお知らせすることとなっております。

そのほか、お住まいの地域ですとかをあらかじめ登録することによって、ごみ収集日をお知らせするというようなことも考えておりまして、ご本人さんが操作していただいて検索することも可能ですし、町のほうからプッシュ式で登録されている方に対してお知らせすることも可能なアプリということで、今、内容のほうを詰めているというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） ぜひゼロカーボンや循環型のまちづくりを進めていくツールとして、内容豊かなものにしていただきたいと思います。

ごみの資源化のことを取り上げてきましたが、ごみはそもそももう世界ではほとんど、OECDの諸国の中では生ごみは資源化しているので、ごみの中で燃やすごみというのは二十数パーセントだそうで、日本は80パーセントを燃やしているということで、そういう世界の中でも大変遅れているのかなというふうに印象を持っています。その中で、国がそうだからそれでよしとしていいわけではないと思いますので、ぜひ今進めようとしていることについて、スピード感を持って取り組んでいただきたいということを述べて質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

〔散会〕

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

16:24 散会

第 4 回幕別町議会定例会

議事日程

令和 6 年第 4 回幕別町議会定例会
(令和 6 年12月11日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
4 内山美穂子 5 小田新紀 6 長谷陽子
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問（3 人）
- 日程第 3 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 4 議案第78号 幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第79号 幕別町こども施策審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第80号 幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第81号 令和 6 年度幕別町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 8 議案第82号 令和 6 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第83号 令和 6 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 議案第84号 令和 6 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第11 議案第85号 令和 6 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第12 議案第86号 令和 6 年度幕別町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第13 議案第87号 行政財産の無償貸付けについて

会議録

令和6年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和6年12月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 畠山美和 | 2 塚本逸彦 | 3 山端隆治 | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀 |
| 6 長谷陽子 | 7 酒井はやみ | 8 荒 貴賀 | 9 野原恵子 | 10 石川康弘 |
| 11 岡本眞利子 | 12 小島智恵 | 13 藤谷謹至 | 14 田口廣之 | 16 谷口和弥 |
| 17 藤原 孟 | | | | |

6 地方自治法第121条の規定による説明員

町	長	飯田晴義
教 育	長	笹原敏文
企 画 総 務 部	長	山端広和
保 健 福 祉 部	長	亀田貴仁
建 設 部	長	小野晴正
忠 類 総 合 支 所	長	鯨岡 健
教 育 部	長	白坂博司
総 務 課	長	西田建司
糠 内 出 張 所	長	宮田 哲
防 災 環 境 課	長	半田 健
こ ど も 課	長	川瀬真由美
商 工 観 光 課	長	本間 淳
都 市 計 画 課	長	松井公博
保 健 福 祉 課	長	北原正喜
幕別子育て支援センター	所長	笹原砂智子

副 町 長	伊藤博明
代 表 監 査 委 員	八重柏新治
住 民 生 活 部 長	寺田 治
経 済 部 長	高橋修二
会 計 管 理 者	武田健吾
札 内 支 所 長	川瀬吉治
政 策 推 進 課 長	宇野和哉
地 域 振 興 課 長	谷口英将
住 民 課 長	佐々木一成
福 祉 課 長	広田瑞恵
保 健 課 長	西嶋 慎
土 木 課 長	香田裕一
水 道 課 長	河村伸二
住 民 相 談 室 参 事	金田一宏美

7 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子

8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 4 内山美穂子 5 小田新紀 6 長谷陽子

議事の経過

(令和6年12月11日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番内山議員、5番小田議員、6番長谷議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小島智恵議員の発言を許します。

○12番（小島智恵） 通告に従いまして、質問させていただきます。

妊娠・出産・子育て支援の充実を。

幕別町のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、合計特殊出生率の数値目標1.55を掲げておりますが、令和6年4月の厚生労働省の発表によりますと、2018年から2022年までは1.46にとどまっていると報道がありました。結婚・出産・子育てを切れ目なく支援するとされており、高校卒業まで子どもの医療費の助成をはじめ、さまざまな支援に取り組まれているところであります。

以下、妊娠、出産、子育て支援について伺います。

1、妊婦について。

（1）妊婦健診料の助成について、初診の妊娠判定から対象とする考えは。

（2）妊婦訪問は妊娠7から9か月頃とされておりますが、9か月では遅いので早期に訪問する考えは。

2、産後ケア事業についてであります。

（1）訪問型・通所型の利用状況と利用率は。

（2）授乳や育児など相談各種はもとより、お母さんの休養は重要であり、通所型の回数や利用期間などを拡充する考えは。

3、一時保育について。

（1）ホームページ上では土曜日の利用ができると表記されておりますが、実際は子育て支援センターまぐべつで利用できず、また給食が利用できる月齢（2歳6か月）も表記がありません。その理由は。

（2）キャンセル待ちや希望どおりの日時に予約できないことも多いが、その原因と対策は。

（3）保育士・幼稚園教諭の有資格者の人材確保の取組は。また、人材確保のため養成学校などに通う方への貸付けや町内に就職した方の奨学金返還を助成する考えは。

(4) 利用料が現金払いなので、キャッシュレス決済などを導入できないか。

(5) 申請、面談はファミリー・サポートと一元化できないか。また、ファミリー・サポートのまかせて会員の会員数と利用状況は。

4、お困り事など相談の訪問も兼ねて、紙おむつやミルクなどの育児用品を無料で配達する考えは。

5、未就学児について。

(1) 子育て支援センターでおもちゃを貸出しする考えは。

(2) 室内の遊び場は本町地区にないが、公共施設の空き部屋など活用し、整備する考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

「妊娠・出産・子育て支援の充実を」についてであります。

本年4月19日に国が公表した平成30年から令和4年までの人口動態保健所・市区町村別統計によると、本町の合計特殊出生率は1.46となり、全国の1.33、北海道の1.21と比べ高い値となりましたが、人口置換水準であるおおむね2.07や町が令和2年3月に策定した「第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョン策定に用いた1.55を下回る結果となったところであります。

また、本年9月17日に国が公表した令和5年の人口動態統計（確定数）によると、我が国の令和5年における出生者数は72万7,288人と過去最少であり、前年に比べ4万3,471人、率にして5.6パーセントの減となったところであり、本年の出生数はさらに減少することが見込まれております。

本町における直近5年間の出生者数は、令和元年度は139人、2年度は162人、3年度は135人、4年度は131人、5年度は119人と、年度によっては増減があるものの減少傾向であり、本年度の見込みについても120人で、昨年度と同程度の出生者数が見込まれているところであります。

町は、さきに申し上げた「総合戦略」における基本目標の一つとして、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」とし、結婚・出産・子育てを切れ目なく支援するため、妊婦・産婦健診事業や子育て支援センター運営事業など28の事業に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「妊婦について」であります。

一つ目の「妊婦健診料の助成について、初診の妊娠判定から対象とする考えは」につきましては、妊婦健診は妊婦や胎児の健康状態を定期的に確認するために行うものであり、昭和40年に制定された母子保健法において、「市町村は必要に応じ妊産婦に対して健康診査を行い、または健康診査を受けることを勧奨しなければならない」とされております。

本町では、妊婦の保健向上に寄与し、母子福祉の増進を図ることを目的に「幕別町妊婦健康診査費用の助成実施要綱」に基づき、2万円を上限に診察料や検査費用など医療保険適用外の妊婦健康診査に要した費用を助成しております。

助成の対象となる健康診査は、妊娠した方が妊娠の事実を確認した後に受ける健康診査であり、具体的には、妊婦が妊娠の届出を行った際に、町が交付する母子健康手帳に医療機関が診察の内容を記録する診査を指すものであります。町はその事実確認をもって助成対象としており、母子健康手帳に妊婦健康診査として記録のないものについては、助成の対象外としておりますことから、妊娠の事実を判定するための検査や妊娠が疑われるものの、出産予定日が確定する前の検査など、医療機関が妊婦健康診査として取り扱っていないものにつきましては助成対象外としており、引き続き従来どおりの考えに基づき、実施してまいりたいと考えております。

二つ目の「妊婦訪問は妊娠7から9か月頃とされているが、9か月では遅いので、早期に訪問する考えは」についてであります。

母子保健法では、「健康診査を行った市町村長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師またはその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて、必要な指導を行わせるものとする」とされております。

妊婦訪問は、出産間近で産後のことを考え始める時期であり、働いている妊婦が産前休暇に入り、

面談の時間を比較的取りやすい時期として、妊娠8か月前後を目安としておりますが、各種相談やまくべつ子育てアプリ「母子モ」を通して妊婦の情報や希望を把握し、引き続き個々の状況に応じ月齢を問わず、保健師または助産師が訪問してまいります。

ご質問の2点目、「産後ケア事業について」であります。

母子保健法では、「市町村は産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない」とされており、町では、「幕別町産後ケア事業実施要綱」に基づき、平成29年度から産後ケア事業を実施しているところであります。

一つ目の「訪問型・通所型の利用状況と利用率は」についてであります。産後ケアには助産師が個別訪問し、育児や授乳の相談や産後の体調の相談などの保健指導を行う「訪問型」と、産後ケアセンターにおいて、母子の健康チェックや育児・授乳相談、母の休息や入浴、食事の提供が受けられる「通所型」がありますが、現在、町では訪問型は町内1か所、町外2か所、通所型は町外1か所の事業所と契約しており、出産後10か月までの利用期間において、4回の利用を限度に実施しております。

利用状況と利用率につきましては、産前・産後の心身の負担を軽減するため、従来は、町において産後等における心身の不調、育児不安などが認められる方に限定していた対象者を、令和5年度から希望する方はどなたでも利用することができるよう見直し行ったところであります。

産後ケア事業の利用実績であります。令和4年度は、対象者131人に対し利用実人数は19人で、利用率は14.5パーセント、延べ利用回数は41回で1人当たりの利用回数は2.2回、5年度は、対象者114人に対し利用実人数は25人で、利用率は21.0パーセント、延べ利用回数は59回で1人当たりの利用回数は2.4回、本年度は10月末現在で、対象者70人に対し利用実人数は28人で、利用率は40.0パーセント、延べ利用回数は65回で1人当たりの利用回数は2.3回であります。

このうち、訪問型は4年度の利用実人数は10人で、対象者の7.6パーセント、延べ利用回数は27回で1人当たりの利用回数は2.7回に対し、5年度の利用実人数は16人で対象者の14.0パーセント、延べ利用回数は35回で1人当たりの利用回数は2.2回、本年度は10月末現在、利用実人数は19人で対象者の27.1パーセント、延べ利用回数は48回で1人当たりの利用回数は2.5回となっております。また、通所型は4年度の利用実人数は9人で、対象者の6.9パーセント、延べ利用回数は14回で1人当たりの利用回数は1.6回に対し、5年度の利用実人数は9人で、対象者の7.9パーセント、延べ利用回数は24回で1人当たりの利用回数は2.7回、本年度は10月末現在の利用実人数は11人で対象者の15.7パーセント、延べ利用回数は17回で1人当たりの利用回数は1.5回となっております。

二つ目の「授乳や育児など相談各種はもとより、お母さんの休養は重要であり、通所型の回数や利用期間などを拡充する考えは」についてであります。

通所型は、利用者が令和元年度と2年度は各1人、3年度は3人、4年度と5年度は各9人、本年度は10月末現在で11人と年々利用者数が増加しており、利用した方からは「久しぶりにゆっくり休めた」「心が楽になった」「家ではゆっくりすることは難しいが、今日は助産師さんに安心して預けて、ゆっくりできた」などの声が寄せられております。

産後ケアの利用期間については、これまで産後6か月までとしておりましたが、低出産体重児や多胎児などさまざまな乳児の成長に合わせた時期の利用や支援を受けることができるよう、本年度から利用期間を産後10か月までと延長したところであり、利用率も年々増加しております。

また、利用回数については、助産師との意見交換において、授乳の仕方や育児の方法の習得など一定程度必要なケアにつながられていることと、広く利用を可能としていることに加え、1人当たり平均通所回数が2回程度にとどまっていることから、現在の利用回数を拡充する考えはありません。

なお、令和元年の改正母子保健法において、産後ケア事業に関する市町村の努力義務が「出産後1年以内」と位置づけされた一方で、現在、通所型の事業者は、十勝管内では帯広市に2か所、上士幌町に1か所の計3か所と限られておりますことから、今後、十勝管内の利用者が増えた場合、希望する日時や適切な時期に利用できなくなる可能性があり、十勝全体の問題として捉えていく必要があります。

通所型の利用回数や利用期間の拡充について、町としては、通所型の事業者とも調整を図りながら、引き続き利用しやすい内容となるよう取り組んでいくとともに、産後ケア事業以外にも健康相談やママカフェ、希望に応じて助産師の家庭訪問等、利用者負担が無料の事業を実施していることから、これらの事業も積極的に利用していただけるよう、周知に努めてまいります。

ご質問の3点目、「一時保育について」であります。

一時保育につきましては、保護者のパートなどの短時間労働、急病・看護あるいは育児等に伴う心理的または肉体的負担の解消等の理由で、一時的に保育が必要となる児童を預かる制度であります。

一つ目の「ホームページ上では、土曜日の利用ができると表記されているが、実際は子育て支援センターまぐべつで利用できず、また給食が利用できる月齢（2歳6か月）も表記がない、その理由は」についてであります。

幕別子育て支援センターまぐべつ分室においては、一時保育の児童も幕別認定こども園の園児とともに受入れをする保育所型として、月曜日から土曜日まで開設しており、給食については、2歳6か月到達後から利用可能としております。

土曜日の利用については、保育士の確保が困難な場合はお断りをするところがあること、給食が利用できる月齢については、2歳6か月到達後であることを一時保育利用登録申請の際に実施している面接において説明し、ご理解をいただいた上で利用されておりますが、利用者があらかじめ分かるよう、ホームページの説明を修正したところであります。

二つ目の「キャンセル待ちや希望どおりの日時に予約できないことも多いが、その原因と対策は」についてであります。

一時保育の1日当たりの利用定員につきましては、幕別子育て支援センターが15人程度、忠類子育て支援センターが6人程度、幕別子育て支援センターまぐべつ分室が3人程度であり、利用申込みは利用月の前月20日から受付をしております。

申込み状況であります。幼稚園や小学校などの行事がある日は予約が多くなることや、毎年10月以降、満1歳未満の申込みが多くなる傾向があるため、1日当たりの受入れできる人数を調整することがあり、本年度は先月までに延べ51人のキャンセル待ちが生じたところであります。

対策といたしましては、幼稚園に入所している保護者の方には、幼稚園で実施している一時預かりの利用を勧めるほか、保育士を確保するため会計年度任用職員の募集を行っているところですが、応募がない状況であります。

三つ目の「保育士・幼稚園教諭の有資格者の人材確保の取組は、また、人材確保のため養成学校などに通う方への貸付けや町内に就職した方の奨学金返還を助成する考えは」についてであります。

保育士の人材確保の取組につきましては、町内の中学校・高校からの職場体験や道内保育士養成施設からの保育実習生の受入れを行っており、職場体験では、生徒が実際に子どもと触れ合うことで、保育士の仕事に興味を持ってもらい、実習生の受入れでは、実習生が保育に魅力ややりがいを感じ幕別町内の保育所で働きたいと思ってもらえるよう、本年度から受け手側として保育実習生受入れ担当者研修に保育士を参加させ、スキルアップに努めているところであります。

幸いにして、来年4月採用予定の保育士については、退職者数を上回る5人を確保することができ、保育の充実と保育士の負担軽減が図れるものと考えております。

養成学校へ通う方への貸付けや奨学金返還の助成については、社会福祉法人北海道社会福祉協議会の福祉人材確保・定着等に係る貸付け制度があり、保育士修学資金の貸付けでは月額5万円以内の学費のほか、入学と就職時に準備金として各20万円以内を借りることができ、さらに、道内の保育所等に保育士として3年間継続して勤務することで返還が免除となりますことから、町といたしましては、これらの制度の情報提供に努めてまいります。

四つ目の「利用料が現金払いなので、キャッシュレス決済などを導入できないか」についてであります。

一時保育を利用した際の保育料の納入につきましては、現在、町が送付する納入通知書により納付

することとし、納入場所は、役場、忠類総合支所、札内支所、糠内・駒畠出張所のほか、ゆうちょ銀行を除く十勝管内の各金融機関としております。

今後は、町税や上下水道料、常設保育料などの料金と同様に、バーコードを読み取ることでスマートフォンアプリから納入することができるよう、新年度に向けて収納システムの切替えを進めてまいります。

五つ目の「申請、面談はファミリー・サポートと一元化できないのか、また、ファミリー・サポートのまかせて会員の会員数と利用状況は」についてであります。

一時保育は先ほども申し上げましたが、保護者の就労等の理由により、一時的に保育が必要となる児童を預かる事業であり、ファミリー・サポート・センターは育児の援助を行いたい「まかせて会員」と育児の援助を受けたい「おねがい会員」をもって構成し、その会員相互による育児の援助活動を行う事業であります。

これら二つは別々な事業ではありますが、同時期に申請があった場合の面談については、併せて行っているところであります。

また、ファミリー・サポート・センターのまかせて会員の会員数につきましては48人で、令和5年度の利用状況は576件で、送迎が480件、預かりが25件、育児支援が44件、家事支援が27件となっております。

ご質問の4点目、「お困り事など相談の訪問も兼ねて、紙おむつやミルクなどの育児用品を無料で配達する考えは」についてであります。

町では、出産後1か月前後に保健師が新生児訪問を行うとともに、産婦健診を行っているほか、必要に応じ、健康相談や子育てのサポートが少ない方や育児不安のある方を対象に、助産師や管理栄養士、保健師による相談支援を行う産前産後サポート事業など妊娠から出産、子育てまで、一貫して子育て家庭に寄り添う伴走型の支援に取り組んでいるところであります。

また、家庭から排出されるおむつや尿取りパット、清拭綿などのおむつ類の無料回収の実施や7・8か月児健診の際に絵本をプレゼントするマイファーストブックサポート事業のほか、令和2年度から幕別町産カラマツで製作したドーナツ型のおもちゃを、3か月児健診の際に乳児に贈呈する「森のわっこ」を実施しております。

紙おむつやミルクなどの育児用品の無料配達については、全国には実施している自治体があることは認識しておりますが、町といたしましては、本年10月から新たに1か月児健康診査の助成を開始するなど、まずは乳児や産婦が健康で安心して暮らしていけるよう支援体制を構築することを重視しており、経済的支援としては出産・子育て応援給付金を支給しておりますことから、育児用品の無料配付を実施する考えはありません。

ご質問の5点目、「未就学児について」であります。

一つ目の「子育て支援センターでおもちゃを貸出しする考えは」についてであります。

乳幼児期のおもちゃでの遊びは五感や手指、全身の発達を促し、工夫する力や集中力、家族・友人間と関わる力など多様な力が育まれるとされており、子育て支援センターをはじめ、保育施設に設置しております。

おもちゃの貸出しについては、民間企業において定額制でレンタルできるサービスもあることから、現時点においては実施する考えはありません。

幕別子育て支援センターあおば分室において、おもちゃや遊具で遊ぶことを通して親子・子ども同士・親同士が交流し関わりを深め、友達づくりや情報交換できる場を提供するセンター開放事業を実施しておりますことから、積極的に参加いただきたいと考えております。

二つ目の「室内の遊び場は本町地区にないが、公共施設の空き部屋等を活用し、整備する考えは」についてであります。

雨の日や冬期間等、小さなお子さんが安心して利用することのできるスペースは、現在、札内地区の公共施設に3か所設置しており、町のホームページに掲載し、情報提供を行っているところであり

ます。

令和6年2月に就学前児童の保護者を対象に実施した「幕別町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」において、幕別地区に屋内の遊び場を設置してほしいという意見は4件で、幕別地区の回答数に占める割合は4.8パーセントと少ない状況であったことから、現時点においては設置する考えはありません。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12番（小島智恵） 再質問させていただきます。

まず、妊婦健診料の助成についてでありますけれども、考え方としまして、一番初めの妊娠判定、妊娠が確定したら、そこからスタートしていくということでありまして、そのスタートから助成支援がなされるべきだと思ったのですけれども、実際、妊娠判定については保険適用にならず、自費100パーセント負担している状況であります。

ご本人に対しましては、医師から妊娠していますよと伝えられますし、エコー写真も渡され、何ミリになっているとか説明を受け、そのときに妊娠したのだと実感していき、当事者としてもそこからスタートしていくのだと思います。それと、母子手帳の妊娠中の経過に記入されていないものは対象外になるわけなのですけれども、例えば早い時期に妊娠に気づいて受診しましたら、妊娠中の経過に乗らない受診日も出てきます。それは、医師の指示で受診していくわけなのですけれども、病院や人によって差異はあるかもしれませんが、3回ぐらい受診して、そのうち1回は受診票で、自己負担はなかったりするのですけれども、それ以外は自費が発生しております。妊娠判定をして、次の受診日ぐらいに予定日が決定するのですけれども、それも自費になっております。

そういったことも含めて、妊娠判定のスタート時点から、これは途中ではなくてスタート時点から支援がなされるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは妊娠した事実がはっきり確認できないと、やはり公費を支出するという上では非常に不明確なものになりますので、やはり期日が確定して、それ以降の健診について補助していくというのが本来であると。でないと、あやふやな場合も、では支出するのかということもあり得ますから、そこはしっかりとした事実に基づいて支出するのが公費の支出のあり方だと思っています。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12番（小島智恵） 恐らく確定しているのだと思うのですね、そのスタート時点で。実際にエコーで医師からも妊娠していますよと告げられる。していなかったら、違いますよとなるわけですから。その辺のちょっと考え方のところなのですけれども、病院から全て領収書も発行されますので、その領収書が証明になってくるわけですから、現在もやっていますけれども、さかのぼって、後から申請をしてという形を今も取っておるのですけれども、そうやってさかのぼって領収書を出せば、こういったことも、助成するようなことが可能になってくるのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） いとまがなくて来れないということのケースが、どれだけあるのか私はよく分かりませんが、医師から妊娠をしていますという事実を告げられて、そして町に来て母子手帳発行される。そのいとまというのはないわけではないと思うのですね。ですから、我々は妊娠したのは本人しか分からない話ですから、はっきり母子手帳に記録されて、公的に認めるということになるかと思うのですね。そこをやっぱ厳格にしないと、性悪説に立つわけではないのですけれども、しっかりとやっぱ公費を支出するための根拠として、母子手帳の記録を基に支出をしていくというのが、本来のあり方であると考えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12番（小島智恵） 母子手帳発行されますのも、先ほど申したのですけれども、妊娠判定して、その

後ぐらいの受診のときに、もう妊娠の予定日が決定されるのですけれども、決定されたら母子手帳が交付されると。その後も自費とかが生じたりもするのですね。ちょっとすごい細かい話になってくるのですけれども、そういう自費部分が要は出てくるのは出てくるのですよ。そういったことも支援の助成に考えていただけないかということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） どこまで公的に支援ができるかという限度はおのずとてあるわけですから、そこはやっぱり一定の基準に基づいて、一定の事実に基づいて支援をしていくというのが本来の在り方があります。

ただ、小島議員がおっしゃるようなそういうケースがたびたびあるとするならば、そこは考える余地があるのかなと思いますけれども、現時点においては、我々そういうケースが数多くあるというような認識をしておりませんので、母子手帳に基づいた支出をしているということでもあります。そういうケースがあれば、今後、調査をしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12 番（小島智恵） 次の妊婦訪問について、移ります。

妊婦訪問の時期についてであります。まず母子手帳交付時に渡される用紙には、妊娠 7 から 9 か月頃訪問しますと記載されているのですけれども、実際ホームページ上では七、八か月と書かれています。その辺細かいのですが、整合性取れておりませんが、どうなのでしょう。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 妊婦訪問の時期につきましては、基本はやっぱり 8 か月程度をベースとしているのですけれども、町においては確かにリーフレットには妊娠 7 から 9 か月頃に家庭訪問すると書いておりまして、ホームページ上には 7 から 8 か月と書いてあります。実際その部分に、整合性が取れていない部分については修正していきますけれども、ここについてはこの時期に実施するという考え方でおります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12 番（小島智恵） 分かりました。修正を考えていただきたいと思います。

お仕事をされて、産前休暇に入ってから訪問を特段希望される方は、9 か月に入ってからとなると思うのですけれども、それ以外の方はどうなのかということになってくるので。中には予定日より早く生まれる方もいらっしゃいますし、切迫早産で急に入院される方も、いろんな想定、これされるのですけれども、答弁の中に、アプリの母子モを通じて妊婦の情報、希望を把握しているといったことを言われたのですけれども、実際これほとんど活用されていないのかなと思います。保健師からは、母子モはスマホに入れているかどうか、その程度しか聞かれないかと思いますし、実際その妊婦訪問の日程調整ですね、保健師から電話があって、そこで日程調整されるかと思うのですけれども、あまり母子モでということはないのかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 実際妊婦訪問の時期の調整については、妊娠届出時から、あとは、今、議員がおっしゃったように、里帰りの方も含めて、個々の事情によっていろいろ時期の設定は必要になってきます。

先ほどおっしゃいました母子モについてでありますけれども、これについては令和 2 年度から開始しておりまして、登録者数も合計で 578 人といらっしゃいます。町としては、より利用者を、登録者を増やしていきたいという考え方でおります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12 番（小島智恵） 母子モを使って把握してるという答えだったので、いや、実際はそこまで今はやっていないのではないかなという、今はお話ししたまでなののですけれども、この後、産後ケアの質問

もするのですけれども、妊婦訪問のときにそういった産後ケアだとか大事な説明もありますので、出産前の準備としまして、早めの訪問が望ましいかと思います。

本当にこれ7か月から訪問している方はいるのかなと思うぐらいなのですが、保健師から連絡来るのが、その日程調整ですね、遅い傾向にありまして、連絡来たとしても、日付いつにするかという話になったら、2日ぐらいに絞って指定してきます。まずはその連絡が取れないと、だんだんこれ延びていくものですから、そういったことも考えて、早めに妊婦さんに連絡をして、日程を合わせて、なるべく遅い時期にかかっているように対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 訪問の時期につきましては、最初に戻りますけれども、7から9か月を時期に実施しているところでございます。ただ、やはり個々の状況というのはさまざまなニーズがございます。産前の休暇入る方もいらっしゃいますし、里帰りで早く帰るので、もっと早くやってほしいという方もいらっしゃいます。そういった個々の事情に応じては個別に応じていますので、そういったことを希望する方であれば、逆にそういったところを教えていただければ幸いと思っています。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12番（小島智恵） 遅い時期にかからないように連絡調整を、保健師の方にはしていただきたいと思っています。

次に、産後ケア事業についてですけれども、まず出産後の体というのが、全治数か月の交通事故に遭ったのと同じと言われております。非常にダメージを受けております。さらにホルモンバランスも変化していきますので、体にはさまざまな不調が起きやすく、怒りっぽくなったり、涙が出たり、不眠になったり、中には産後鬱の状態になってしまう方もいると言われております。そういった大きなダメージを受けた体で、すぐに赤ちゃんのお世話、育児が始まっていきます。夜も頻回に授乳に起こされる等々、昼夜問わず十分に休めない日々が毎日続いていくわけであります。

それで、産後のお母さんの休養、心身の休養について、しっかり確保していくことが大事であると思うところなのですが、通所型についてなのですけれども、帯広の慶愛病院で運営しているクローバーという施設なのですけれども、私の知る限りあまりこういった施設がないと思います。

このようなお母さんの休養が取れて、休養を取っている間、助産師のスタッフが赤ちゃんの面倒を見てくれたり、またさまざまな相談ができるといった施設、十勝管内においてもあまりこういった施設がないように思います。

クローバーに到着しましたら、担当の助産師がつきまして、今日のスケジュールどう過ごしたいのか希望を聞かれますので、それに合わせて過ごすことができるのですけれども、一部屋用意されておりまして、ベッドもありますので、睡眠を取りたい、休みたいということでしたら、それでもいいのですけれども、あと入浴ができたり、昼食も用意してくれます。赤ちゃんの沐浴はスタッフが行ってくれます。お茶でほっとしたければ、ノンカフェインのいろんなフレーバーのお茶も出してくれます。また、授乳のことなどさまざまな相談も、時間にゆとりがありますので、ゆっくりと相談することができます。大まかに言いますと、そういった施設でありまして、非常にゆっくりと休養が取れると思います。

それで、利用実績をお伺いしましたが、少ないのではないかと思います。訪問型、通所型合わせてですけれども、令和4年度、対象者131人に対して利用実人数が19人、たったの19人、そのうち通所型はたったの9人、令和5年度もたったの9人ですね。

産後のお母さん方には1人1回はまずは体験していただきたいと思います。特にまず初産婦の方には丁寧な説明が必要かもしれません。妊婦訪問で説明は受けるのですけれども、ほかにもさまざまな説明がありまして、初めてのことも多くて、気に止まらない感じもするかと思います。

休養が取れるといったことで、丁寧な説明に努めて、もう少し利用が進むように、利用していただ

けるように取り組んでいただきたいと思います、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 通所型の部分も含めてなのですけれども、産後ケアの事業の目的は、確かに議員おっしゃるように、お母さんの休憩というのが当然必要になります。特に心身の負担が大きいものですから、休憩する場合があります。ただ、それ以外にも母体の管理ですとか、母乳の管理、あと育児指導、そういったものも含めてケアをするという考え方の下に、産後ケア事業というのは成り立っています。

そのため、私たちのほうとしてもリーフレット、あと今年については広報の7月号で妊娠中の方、産後の方も含めたそういったサービスの内容の紹介というものは行っているところでございます。ただ、そういったことも含めて、あとは事業者からこういった産後ケアもあるよということで紹介を受けたりしています。そのため、令和4年度は14.5パーセント、令和5年度は21パーセントでありますけれども、本年度に至っては、今現在で、対象者70人中28人、40パーセントの利用があるなど、徐々にその認知度の向上は広がっていると考えております。ただ、私たちとしては、そういった制度がある以上、必要な方についてはより利用していただけるように周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12番（小島智恵） その通所型、利用期間も産後6か月から10か月に本年度から拡充されたということで、それは私は情報として知り得ていなかったのですけれども、それはよかったと思います。

あと、利用回数なのですけれども、訪問型と通所型、合わせて4回だと思います。それで現状1人当たり2回程度の利用にとどまっているので、拡充する考えはありませんというお答えあったのですけれども、本当にそれでいいのかと思いました。もう少し丁寧に説明をして、利用される方が増えていくように、その枠の拡充をやっぱり考えておいたほうがいいのかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 利用の枠の拡大についてでありますけれども、答弁にもありますように、一定程度お子さんへの指導であったり、必要なこの育児に関わる部分としては、一定程度4回の中である程度習得はできると考えております。

単純に増やすということが、もちろん回数が多くなれば、休める機会が増えるというのはあると思うのですけれども、ただ、これは受け入れできる施設も限られておりますので、簡単に増やすという部分ではなくて、まずは今現状これだけ利用者が増えてきていますので、多くの方にまずはこういった制度があるよということをお知らせして、広く使っていただくという部分を捉えながら、そこで状況が、回数が対応可能となってくれば、またそこは検討してくることになりますけれども、答弁にあるように、管内全体での問題にもなってきますので、その辺は利用状況踏まえながら検討していくことになると思います。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12番（小島智恵） その4回なのですけれども、例えば訪問型を利用しますと、通所型の回数が減ってしまうとか、どちらか利用したら片方の回数が減ってしまうといった状況なのですが、そういったことが起きてしまいますので、本当はそれぞれ単独で何回できるとか、私は設定すべきなのかなと思います。通所型だけで4回あってもいいのでは、それ以上あってもいいのですけれども、4回あってもいいのかなと思います。

そして、訪問型は訪問型で、主に授乳に関する相談多いと思うのですけれども、母乳育児頑張っている方は乳腺炎になってしまうとか、急に出なくなったとか、そういった乳房トラブル多いと聞いております。マッサージとか直接的なケアも必要になってきますので、そちらのやはり個別に、訪問型も個別に利用回数というのを設定したほうがいいかなと思います。事実上、拡充になるのかなと思っ

たのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 利用の回数に関しては、先ほど答弁したとおりになりますけれども、この母子、出産から子育てまでの支援というのは、この産後ケア事業だけではなくて、ほかにも子育て支援センター事業であったり、幅広くそういった事業は行っておりますので、それらも広く活用していただくということが必要になってくるものと考えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12 番（小島智恵） 次の一時保育について移りたいと思います。

ホームページ上のことでありますけれども、月齢については修正したという答弁でありました。月齢は記載をして修正はされているのですけれども、直前に一応確認してみました。そうしましたら、開設期間の土曜日の利用については、そのまま記載されているかと思うのです。

幕別のほうでは実際利用できません。これも整合性が取れない、相違があるということで、いつからそうになっているのか分かりませんが、これ情報提供のあり方としてどうなのだろうと思います。利用できないならできないで、その旨記載あってもいいのかなと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） 幕別子育て支援センターまぐべつ分室の土曜日の利用の件についてお答えいたします。

町長の答弁にもございましたけれども、まぐべつ分室につきましては、月曜日から土曜日までの利用となっております。土曜日の利用につきましては、保育士の確保が困難な場合があり、お断りすることがあるということは、一時保育登録申請の際に実施しております面接において説明しております。土曜日を利用される場合につきましては、事前に申込みをしていただき、職員の確保に努めていきたいと考えておりますので、利用したい方につきましては、申込みをしていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12 番（小島智恵） 土曜日の利用、申込みはおろか、利用できないと、あらかじめもう言われているのですけれども、もし土曜日利用したいのだったら、さかえの札内のほうを利用してくださいと、もうそれあらかじめ言われるのですけれども、やっぱりそれ実際の情報と違うのかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） まぐべつ分室における一時保育なのですけれども、土曜日の利用を不可とはしておりません。ですから、ホームページ上に載っている内容も、土曜日まで受入れしているとなっておりますけれども、その内容としてはおかしい話ではなくて、受入れの状態のまま記載させていただいています。

ただ先ほど、課長からも説明しましたように、保育士の不足が生じている部分がありますので、日によっては調整がつかずにお断りする場合はあるのですけれども、できるだけ早めにお申込みをいただければ、シフトの調整をするなりして、できるだけ預かれるような対応というのは、これまでも行っておりますので、まずはお申込みをいただければと思っています。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12 番（小島智恵） 面談時もそう言われるのですけれども、利用がそもそもできない状態だということで、実際、現場ではできないのですよね。利用者側としては申込みまでも行けないのです。ちょっと現場と相違があるので、そこはちゃんと整合性を持って一貫して対応していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 一貫しているつもりではあるのですけれども、現場からの声としても、申込みがないとお聞きしてしまして。ですので、そこはしっかり申込みをいただいて、多分可能性

に、先ほど申し上げましたように、保育士がどうしても不足して受入れできないときがないとは言えませんが、基本的にはなるべく調整をして受け入れるようにしておりますので、まずは、しっかりそこは申し込んでいただくことを、これは現場にもしっかりと改めて伝えたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12 番（小島智恵） 次に移ります。

キャンセル待ち、希望どおりの日時に予約できない、この点についてなのですが、キャンセル待ちは特に、さかえの札内のほうで発生しやすく、前月の 20 日以降受付開始されるのですが、早い方から埋まっていくということでもありますし、希望どおりの日時に予約が取れないといったこと、これ、認定こども園内のまぐべつの一時保育でも起きております。週 3 日以内、月 12 日以内を限度に利用できるとされているのですが、センター側の都合によって、実際はその半分の月 6 日とかそれぐらいしか利用できない月があったり、時間も短時間であれば受入れしますと言われる日もあります。

利用する側としましては、不便なときもあります。通常の保育でも人手不足でありますので、一時保育のほうも影響受けますのは、当然だと思うのですが、今、実際その会計年度任用職員の募集を行っているけれども、全く応募がないと、そういった回答もありまして、それで次の人材確保の取組について移りたいと思うのですが、貸付制度は社会福祉法人でやっている制度、現在あるものを情報提供に努めるということであるのですが、この町内に就職した方への奨学金返還の助成、これについて答弁はなかったと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ保育士だけの問題ではなくて、人材不足は各分野において発生しております。特に介護現場などは、より顕著に発生しているのかなと思います。

これは設けるとするならば、やっぱり全体を考えながら、やっぱり一番困っているところから順番にということになるかと思いますが、保育士は確かに不足はしていますけれども、まだほかの介護現場などから比べると、逼迫していないのかなと思っています。

今後、その辺は国であったりあるいは財団であったり、企業側も制度を設けているところがありますから、そういったものを優先的に利用してもらった中で、町がどうしても必要であるならば、それは検討しなければなりません。ただ、町内の事業所に就職するとか、あるいは短期大学があって、短期大学の存続のために支援をするとかというケースが今ほとんど、やられているといってもそういうケースがほとんどでありますので、今、幕別町においては、そこまで逼迫してはいないのかなと思っていますので、全体を見ながらそこは検討しなければならないなと思っています。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12 番（小島智恵） 人材、逼迫していないという話だったので、その前のその一時保育等で話したときには、やっぱり人手不足の話があったので、通常の保育も充足はしていないと思いますし、確保に取り組まれる、人材確保ということは、本当に課題になってくるのかなと思います。

士幌町のほうで、業種の幅は広くやっていますが、奨学金返還支援創設して、介護福祉士や看護師もそうなのですが、幼稚園教諭、保育士についても対象とされております。また、町内の居住要件を設けないということで、本当に特にとにかく人材確保に力を入れているところであります。ちょっと時間がないので、次に移りたいと思いますが、（４）一時保育の利用料ですが、これは新年度に向け、システム進めていくといったことで承知しました。

また、（５）のファミリー・サポートも承知をしました。

４の育児用品を無料で配達する考えについてなのですが、これは人口が 11 年連続で増加し、子育て支援の充実によって出生数が増加、転入も増加という、兵庫県明石市で行っていることの一つを取り上げてみたのですが、０歳児の見守り訪問「おむつ定期便」ということで、配達員であります見守り支援員が、赤ちゃんと保護者にお会いして、紙おむつなど赤ちゃん用品を毎月無料で配達し、育児相談を聞いたり保健師につないだりしていると。

民間に委託して、生後3か月から満1歳になるまでの間の期間なのですからけれども、見守りを目的としているといったことであります。紙おむつなどは必需品、消耗品でありますけれども、物価高騰で値上がり傾向にありまして、経済的にも負担の軽減、また赤ちゃんがいると買いに行くのも大変なので、こういったことは助かるかなと思います。あと、民間でも組合員が申請しますと、チャイルドボックスといって、第一子と第二子以降もこれは一度きりでありますし、相談業務もないのですけれども、育児用品が届けられるようなこともあります。

明石市とは同じくはならないかもしれませんが、範囲を狭くしてやれないのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 現に子育て中の議員からのご質問、要望でありますので、非常に重くは受け止めますけれども、ただ明石市の財政力どれだけか分かりません。我が町35パーセントぐらいの財政力指数しかないので、どこに重点的に支援をしていくかということになります。それはやはり選択と集中という考え方の中で各種事業を行っておりますので、ここまではなかなか難しいかなと。ただ、これ全く支援がないわけではなくて、妊娠のときに5万円、出産すると5万円という、こういう給付もありますので、何とかそういった中でやりくりをしていただければと思います。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12番（小島智恵） 次の、おもちゃの貸出しについてなのですからけれども、民間企業のレンタルサービスがあるので実施の考えはないといったお答えでありました。帯広市など、音更町、芽室町、上士幌町でも、これ既に実施されているのです。私はあってもいいのではないかと思います。特に本町ですと、子育て支援センターあおばにはたくさんおもちゃあるのですけれども、貸出しまではしていません。貸出しできない理由、何かありますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） おもちゃの貸出しの件でございます。

ほかの町の状況を確認いたしましたところ、事業で使うもののほかに貸出用としておもちゃを用意して、貸し出しているという状況でございます。ですので、あおば分室のおもちゃを現在事業で使っておりますので、貸出しをしてしまうと、支援センターの事業が動かなくなるということもございしますので、貸出しはしていない状況でございます。

町としての考えなのですからけれども、子育て支援センターの分室にあるおもちゃで、おもちゃのよさを感じていただいて、それを例えば民間の事業者の貸出しのシステムを使って借りるとか、あとは購入とかというふうに使っていただければと考えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12番（小島智恵） すみません。時間なので次に、移ります。

次の、本町地区の室内の遊び場についてなのですからけれども、予算には、決算審査の中でこれまで申してきた経緯あるのですけれども、検討しているとお答えいただいております。ここに来てアンケート調査で意見が少なかったから設置するは考えない、これおかしくないでしょうか。このアンケート調査自体が大変ボリュームがあって、恐らくこれ期日のところを見てご判断されたのかなと思うのですけれども、確かにできれば冷暖房完備してほしいとか私もいろいろ言ってきたのですけれども、あんまり完璧を目指すとなんて思ってくるのかなということで、改めて本町地区の公共施設を見回ってみました。農業者トレセンとか、あと北コミセン、南コミセンの入ってすぐのフロアの一角、小スペースになりますが、そういったところもどうなのだろうか。また保健福祉センター、研修室など三つ四つぐらい部屋あったのですけれども、全ての部屋を毎日使用することはないと思われますし、夜とか会議で使用するのであれば、一角でいいので日中だけの利用でというルールでできないものなのか、また図書館の研修室はどうなのか、いろいろ考え得るというふうに思います。できれば整備していただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 必要性が全くないと言っているわけではないのですが、設置するとそれなりにやっぱり経費がかかって、お金がかかってくる、人手もかかってくるということがありますから、そこはもう先ほどから言っているように、選択と集中の中で、必要性はあるけれども、なかなか実現できないというところの部類に当たるかなというふうに認識しております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○12 番（小島智恵） はい、終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、11 時 10 分まで休憩をいたします。

11 : 02 休憩

11 : 10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8 番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問いたします。

高等教育における学生支援の充実をであります。

日本は、2012 年に国際人権規約の高等教育無償化条項について留保を撤回し、高等教育を無償化することを国民と国際社会に公約していますが、現実と距離があると捉えています。

文部科学省の「国公立大学の授業料等の推移」によると、2023 年度の授業料の年額は、国公立大学平均で約 54 万円、私立の大学平均で 96 万円、入学料を含めると国公立の大学の平均で約 86 万円、私立大学の平均で約 120 万円に及んでいます。

国が進める給付型奨学金は、住民税非課税世帯と準ずる世帯に限定されています。また、2025 年 4 月から異次元の少子化対策としての 3 人以上の子どもを育てる家庭に、大学等無償化が打ち出されましたが、3 人以上の子どもを市町村民税情報に基づき扶養していなければ対象とならず、支給額には上限があるなど限定的です。

全国では、独自に給付型奨学金を制度化する自治体が広がっており、例として東京都港区では、経済的な理由により修学が困難な学生等に、より多くの修学や進学を提供しようと、無利子貸与型奨学金の制度を改め、給付型奨学金を創設しました。

文化と教養、知的判断力を持つ国民を育てることが教育の使命であり、そのことによって利益を受けるのは社会であると考えています。学生がお金の心配なく希望を持って学び続けることができる社会の実現に向けて、幕別町の高等教育における学生支援の考えについて、以下の点を伺います。

1、十勝管内の高等教育における支援事業の実態を把握しているか。

2、給付型奨学金制度、無利子貸与型奨学金制度の創設の考えは。

3、奨学金返還支援制度の創設の考えは。

4、全ての学生を対象に、大学・短大・専門学校の授業料を半額にし、段階的に無償化を図るよう国に求めることについて、町の考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「高等教育における学生支援の充実を」についてであります。

日本における教育制度は、幼稚園・保育所・認定こども園等での幼児教育から、小学校での 6 年間を含めた初等教育に始まり、中学校と高等学校での 6 年間の中等教育を経て、大学・短期大学や専門学校等の多様な高等教育機関での教育へとつながっていきます。

我が国における進学率は、文部科学省が公表した令和 5 年度の学校基本調査の結果によると、高等

学校等への進学率は 98.7 パーセント、大学・短期大学・専門学校などを含む高等教育機関全体への進学率は 84.0 パーセントとなっております。

しかしながら、大学等への進学率が高い一方で、子どもにかかる就学費用も高額となっており、独立行政法人日本学生支援機構が本年 11 月に公表した「令和 4 年度学生生活調査結果」によりますと、大学の昼間部に通う生徒のうち、奨学金を受給している生徒の割合は 55.0 パーセントと高い割合となっております。

ご質問の 1 点目、「十勝管内の高等教育における支援事業の実態を把握しているか」についてであります。

令和 6 年 4 月現在での、十勝管内の自治体における大学等の高等教育機関の修学に係る各種支援事業の実施状況につきましては、帯広市が貸与型の奨学金・入学支度金に関する事業を、また音更町が町内の短期大学への入学を希望する方へ給付型の奨学金事業を実施しているなど、各自治体で対象者の要件や金額等の違いはあるものの、さまざまな支援事業を実施していると認識しております。

また、十勝管内に限ったことではありませんが、国では、経済的な理由で高等教育の機会が制限されることがなく、より多くの学生が大学や専門学校などの高等教育機関に進学できるよう支援するため、令和 2 年 4 月に「高等教育の修学支援新制度」を制定し、各教育機関を通じて授業料及び入学金を減免することで、学生及びその家族の負担を軽減し、高等教育を受ける意欲ある生徒を支援しております。

ご質問の 2 点目、「給付型奨学金制度、無利子貸与型奨学金制度の創設の考えは」についてであります。

国では、令和 2 年 4 月に創設した「高等教育の修学支援新制度」により、大学・短期大学や高等専門学校、専門学校などに通う学生に対し、住民税非課税世帯の基準を満たす場合や、世帯収入に応じた授業料や入学金の減免と給付型の奨学金を支給しており、さらに令和 6 年度には、子育て支援等の観点から、多子世帯の中間所得層へ対象を拡大したところであります。

また、令和 5 年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」に高等教育費の負担軽減が盛り込まれ、令和 7 年 4 月から導入される、「多子世帯の大学等の授業料等無償化事業」では、子ども 3 人以上の世帯の子であれば所得制限がなく、例えば私立大学の場合には入学金は 26 万円、授業料は年間 70 万円の減額支援が受けられるなど、低所得世帯だけではなく、広く高等教育機関へ進学する生徒へ支援が拡大されているところであります。

町としての制度の創設についてであります。給付型奨学金制度や無利子貸与型奨学金制度を設けている自治体もありますが、国の支援制度拡充等により、子育て費用がよりかかる多子世帯を含め、経済的な理由で高等教育機関への進学を諦めることがないよう、その能力に応じて国民がひとしく教育を受ける権利を公平に享受できる環境づくりが進められつつあることに加え、財団法人や企業による給付型奨学金制度や無利子の貸与型奨学金制度も多数あることから、町独自でこれらの制度を設ける考えはありません。

ご質問の 3 点目、「奨学金返還支援制度の創設の考えは」についてであります。

高等教育機関に進学した生徒のうち、貸与型の奨学金を受給した場合は、卒業後に返還をしていくこととなり、貸与を受けた額によっては、返済期間が長期間にわたることなどから、経済的に厳しい環境になることがあります。

道内において、札幌市をはじめとする 13 の市町で、貸与を受けた奨学金の返還を支援する制度を設けておりますが、これらの制度は、卒業後に UIJ ターン等で、その自治体に居住・定住・就職することなどを条件としており、地方創生の一環として、人口減少や労働者不足解消を目的とした制度であります。

また、道内では自治体のほかに、85 の企業において、卒業後に自社に就職された方が日本学生支援機構から貸与を受けた奨学金の返還を、企業が代理返還する支援制度を活用しており、十勝管内でも、建設業等の企業 10 社が、この制度で奨学金を受けた生徒を支援しているところであります。

本町におきましては、町単独で奨学金返還支援制度を創設する考えはありませんが、卒業後の進路として本町に居住し就職する若者に対して、企業などが、奨学金返還に対する支援を行うなど、人材確保などのニーズが高まった際には、支援の必要性について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「全ての学生を対象に、大学・短大・専門学校の授業料を半額にし、段階的に無償化を図るよう国に求めることについて、町の考えは」についてであります。

国では、既に経済的な理由により高等教育機関に進学することを諦めることのないよう、住民税非課税世帯の子に対する修学支援制度を設けており、世帯の所得などの要件に応じて、返還の必要がない給付型奨学金のほか、授業料の減免などを行っており、令和6年度からは中間所得層の多子世帯の子を、令和7年度からは3人以上の多子世帯の子に対して所得制限のない支援を行うこととしております。

国が現在の制度のさらなる拡充を図り、高等教育機関に進学を希望する生徒に対し、より大きな支援を行うことは重要であると考えておりますが、何より重要なのは、学習する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由で進学ができない子どもをなくすことであります。

日本の将来の国力を維持するためには、地方創生の取組の中で、年少・生産年齢人口の割合を高めることが非常に重要であり、今こそ、国の責任において少子化対策に本腰を入れるべきと認識しており、地域政策懇談会においても、与野党を問わず考えを申し上げているところでありますが、自治体間の足並みをそろえることが重要であり、今後、町村会等の関係機関において議論を深めてまいります。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） それでは、再質問させていただきます。

町長からもご答弁ありましたとおり、大学の進学率はすごく増えてきています。私の時代では約半分だったものが、今はもう8割を超えています。そして、奨学金を借りなくては大学に行けないという子どもたちも2人に1人、本当に大変な状況にもなっています。でも、やはり多くを学んでいろいろなことを知りたい、そうした意欲を持つ子どもたちが増えて、それが社会に出て育っていくことは、やはり国の財産であり、大切なことだと思います。そういったところから、今、困難を抱える子どもたちにとって町としての支援を求めたく質問したいと思います。

高等教育における学生生活は、本当に大変なのです。これはもう学生だけではなくて、保護者もそうなのです。先ほどもお答えしましたが、私立で120万円、公立でも86万円、本当にお金がかかります。足りない分を奨学金を借りる、さらにはアルバイトで賄うというのが、もうほぼ当たり前というか必須条件、そうしないと学生生活が賄えないというような状況になっています。先ほどのご答弁でありましたが、全国大学生生活協同組合連合会の毎年実施している学生生活実態調査、先ほどお話にありました。この中でも、学生の8割がアルバイトに従事しますと、2人に1人が貸与型の奨学金を借りていますよ、そして平均で300万円の奨学金を借りて社会に出ていますということが報告されています。奨学金の返済額についても、もう10兆円にもなるそうです。本当に多くの人たちが借りて回してということが伺えます。

そして、何よりも大変なのが学生ローンの状況なのです。先ほど町長お話ししましたが、無利子の貸与型が多くあるので大丈夫ではないかというお話がありました。でも、こうやって見ると、ローンを抱えて、いわゆる返還している子どもたちも本当に多いのです。要は無利子で借りても、北海道はすごく大変なので、地方に出る場合は家を出なくてはなりません。そうすると借りる金額が少し多くなるのですけれども、でもそれだけでは足りないのです。大体マックスで6万5,000円だそうです、無利子だと。でも、授業料は何とかなっても、生活するためにはやっぱりほかにもっと必要になってくると。ほかにも必要なものが出てきたら、さらにお金を何とかしなくてはいけなくなる。だから、アルバイトをする、保護者が仕送りをする。しかし、それでも厳しくなると、無利子と、いわゆる有利子のものも借りて、さらにアルバイトもして、親の支援が受けられないから何とか学生生活を送

るというような状況でローンになってしまうのです。4月19日の衆議院の文部科学委員会のやり取りなのですが、学生ローンの状況を聞いています。その中で、無利子貸与はできないかということで質問しているのですが、その中でも日本学生支援機構、JASSO という、いわゆる一種、二種と、ほとんどここで抱えられているのですが、ここで、答えの中で、令和4年度の決算において、有利子奨学金の利息収入が217億円ありますと、無利子になった場合、その同額を補填しなければいけないということまで答えています。要は217億円の利子をもらいながらJASSOを運営している。要は、それだけの、本当に年利少ないのですよ、0.02とか、もう住宅ローンよりも低いような年利にかかわらず、これだけ単年度で利子を払う学生が多いのです。要はそれだけ危機的な、大変な状況になっているということをもっと押さえていただきたいと思います。

こうした中で、各自治体で貸与型の奨学金を進めることが、住民や保護者の要望で多くのところで実現してきているというのがあります。その中で、同じ調査の中であるのですけれども、貸与型奨学金を受けている学生が、将来、奨学金を返還することに「不安を常に感じている」や「時々感じている」と答えた方がもう7割なのです。やっぱり借りた、でもこの後20年返すという中で、就職が大丈夫なのだろうかとか、働き続けることができるのだろうかとか、ほかにもローンを抱えて、車を買いたいかがあったときに、この借金がすごく重荷になっているというお話がありました。だからこそ、給付型と貸与型と、その返還型を交えて、少しでも支援をしていけないかということで、今、町長に求めたところであります。

保護者の負担能力を超えた高い学費のためにバイト漬けになってしまった、バイト必須になってしまったということで、本当に扶養控除いっぱいバイトすると。さらに、それでも生活がままならないとか、学業に支障を来すというようなこともあるのだそうです。やはり学生、本来はやはり学業ですとか、サークル活動ですとか、ゼミですとか、部活動、いわゆる大学生活をよりよいものにして経験を積んで社会に出るというのがやっぱりすごく大切なこと。でも、アルバイトをたくさんしないと、生活が成り立たないということのほうもすごく大変だと認識しています。やっぱりそうしたところからお金の心配なく学生生活を送れる状況、何らかの手だてが必要だと思って町に認識をお伺いしました。町長、どうですか、この辺の話を聞いたとき。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今のお話以外にも、報道等で本当にアルバイトをしないと学生生活が務まらない、むしろアルバイトをしているのか、学校に行くのか、どっちが主なのか分からなくて、途中でもう学業を諦めてバイトのほうに行ってしまう、そんな話も聞くわけでありすけれども、あとは住むところによって全く違うと思うのです、私はね。だから、そこがどうしても東京に、大都市に出たいと思って行ってしまうと、当然、家賃も物価も高いということで、より収入が必要になるということがありますので、そこは本当に学びたいのか、都会で暮らしたいのかということも、やっぱりその分かれ道になっているのかなと思いますので、本当に学びたいのであれば、これは北海道内でも大学はありますし、あるいは学びたいのであれば通信なんてものもありますし、いわゆる学生生活をエンジョイしたいのならば、また違った選択も出てくるのかもしれませんが、実態はある程度分かりつつも、ではどこまで我々が支援できるかということは別の話でありまして、先ほど出ましたJASSO、JASSOも授業料免除はあるし、給付型の奨学金もありますし、それは住民税非課税が全額出ますけれども、ただ、所得によっては段階的に3分の2だとか、3分の1だとかということで、住民税非課税以外の低所得、今で言うと年収380万円ぐらいですか。おおむねそれぐらいの方は支援が受けられる、そんな制度になっておりますし、貸与型であれば、これは600万円ぐらいまでは無利子の奨学金も受けられるということでありすし、ここが一番だと思いますけれども、このほかにも企業であったり財団であったり、さまざまところが給付型の奨学金、あるいは無利子の奨学金というものも設けておりますので、まずはそこをしっかりと利用してもらった中で、町として必要とあらば、必要とあらばというのは、人材確保の上で必要とあらば、私は企業と手を組んでというか、共同で支援制度を設けることは、それはやぶさかではないのかなと思っていますところであります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 町長のお考えですと、今ある支援制度の中で何とか取り組んでいただいて、必要に応じて町のようなことでの認識だということでもあります。学生さんの借りられる場所とか、そういうところが多くあるのは私も認識しているところでもあります。やはり町として、そういう今いる子どもたちを応援するということは、将来的には町はすごくよかったなと思ってもらえる町ですか、そういったものを捉えながら社会に出ることが、より発展といったらあれですけども、将来的にもそういった福祉向上というか、活力にもなったりとかするわけですから、やはり町として、そういったいろんな制度はある中で、町のやれることを取り組む、できることはしていくという姿勢というか、そういったことはやはり示していくことが必要ではないかなとは思うのですが、町長はどうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほどからちょっと財源論の話になって非常に申し訳ないのですが、やっぱりやれることにも限界があるわけで、そこはやっぱりお金をどう使うかということにも関わってくるのかなと思っております。それで、よその町の状況を伺いますと、やっぱり定住対策であったり、町内事業、市町村内の事業所の労働力確保であったりという観点から町が実施をしている、あるいは企業なり事業所と協力しながらやっているというのがほとんどの実態かと思いますので、私は確かに我が町で育った子どもがしっかりと世の中のために働いていただくであったり、日本を代表するような方になる、世界を代表するようなすばらしい人物になる、これはもう誇らしいことではありますけれども、やはり最後はやっぱりお金の問題が来て、やれることは私は今まで子育て支援は十分やって、十分というか、やれる限りやってきたという認識でおりますので、これからさらに上乗せをして奨学金制度を創設していくというのは、先ほどの繰り返しになりますけれども、企業側、町内の企業側と協力して、人材育成の確保で必要だということになれば、そこは私は検討の余地があるかなと思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 少しちょっとずれが生じてしまったかなと思っています。いわゆる子どもを産み育てる、よく町長と子育て支援のお話をさせていただくのですが、国立社会保障・人口問題研究所、私よくお話しして、ここでも子どもの数についての考え方についての発表が毎年されています。これ、理想の子どもの数、町長もお話しの理想の子どもの数を持ってもらえるような施策を取り組みたいというお話をされてきていました。予定する子どもの数は少し減少傾向にあるのだそうです。若い夫婦の出産意欲については維持されているのですが、やはり現実に進んでいないと。これが今の少子化、出生率の低下につながっているのかなと思っています。

最大の要因は何かというと、子どもにお金がかかり過ぎるからなのです。やはり既に最初の入り口のときに、私もそうですけれども、子どもが大学にとか、上に行こうとなったときに、どうしようかなと。そこで計算して、そこまでもつことが可能なのかとか、そこまで大丈夫なのかなとかという、そこまで考える必要はなかったとは思いますが、でもやっぱりそんなことも考えながら、いや、大丈夫かなと思いながら子育てしてきました。やっぱり最終的には、ぶつかるのがここなのです。今現在、高校までかなり無償化が進んだりとか、少しずつ町でも高校への就学支援をやっていただくとか、そういったところで支援が少しずつ増えてきています。

でも、やはり高等教育となると、やはり国の問題なのですけれども、受益者負担がものすごい強いのです。やっぱり上に上がるのだったら、払えそうですねというのが出てきて、一気に支援がなくなるのですよ。今やっと国としてもそういったところを、やっぱり人材確保の面とか、優秀な人たちを何とかするために、ここまで何とか支援してお金の心配なく何とかしていこうと、今、低所得者世帯、そして今回、多子世帯、これはどうなるのかなという思いもありますけれども、進んできています。でも、まだまだ、もっと頑張りたい、でも先ほど町長言われたとおり、アルバイト漬けで何しに学校に行っているのかなというようなことになることが、やはり本当に残念でほかなりません。そう

したところでやっぱり一番の不安はお金の心配なのです。では、そこをどうするのかというところを、やはり町で頑張っていただきたいというのが私の思いであります。

これは考え方の問題で、すごく難しいのです。いわゆる受益者負担をどのように変えていくのかというところなのです。これも本当、最後の国への支援でお話ししたかったのですが、最初に項目にありますけれども、日本人権規約、いわゆる日本は高等教育まで無償にしますよということを2012年に国際社会に決めました。今までは留保していたものを撤回して無償にしていくということを国際公約の中で決めたのです。これは国としてもそういった方向で取り組むということでやってきました。でも、あれから12年たちますけれども、いまだに進んでいるのか、ちょっと進んでいないのかというような状況でもあります。まだ高校ですらなっていません。要はこういった状況を見たときに、本当に要するに国の支援や一般事業者の中で取り組んで今の状況が変わっていくのか、変えられるのかということが、すごく不安でなりません。だからこそ、町としてできる限りの支援、まずは貸与型、そして給付型にしていくということが本当に必要なのだと思うのですが、町長どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員の考えというか、お気持ちは十分分かります。ただ、これはやはり国が本来やるべきであります。国が本腰を入れていかにやるかということにかかっている。この高等教育機関における学費がかからない、無償化になるだとか、例えば医療費が大学まで無料になるということになれば、私は随分、子どもを持つ数が、結婚をして子どもを持とうとする数が随分変わってくるのかなと、そういう私は感じて認識しております。ですから、これはやはり国においてしっかりと、先ほどの宣言が実行されていないというお話がありましたけれども、まさしく宣言の教育費とプラス医療費を無償化、大学まで無償化できないかということは、これまでも随分、政策懇談会などでも言ってきましたし、今回どのぐらい一体予算が必要なのかなということを、超概算なのですが、はじいてみたのです。異次元の子育て支援3兆6,000億円と言っていますけれども、それに対してどのぐらい上乗せしていけばいいのかと考えてみたのですが、大体、医療費と教育費をやると、無償化すると、6兆円ぐらいあれば可能なのかな。もう超概算ですから、もう少し詰める必要はありますけれども、そのぐらいという試算をしていますので、これは決してやれない数字ではない。というのは、一例を挙げてこれはいいかどうかはあります、防衛費を5年間で43兆円増額すると。1年で8兆6,000億円ですね。だから、それと比較するのがいいのかどうかは別にしても、ですからそれがやれるのだったら、こっちの教育費であったり医療費の無償化というのも私はできるのかな、そんな感覚を持っておりますので、今後、政策懇談会であったり、町村会の中での議論、もう少し精査した中で、そういう精査した中で議論をして、これを国のほうに訴えていければなという思いをしておりますので、私は町ができることはもう限界に来ているので、やはりこれは国、国力を高めるためにしっかりとやるべきであろうという認識を持っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 私としては、町でもやっていただきたいという思いがありますので、町長、それは難しいといいますので受け止めますけれども、頑張っしてほしいなという思いはあります。

次に進めます。先ほど、小島議員からもご質問があったとおり、奨学金の返還支援制度であります。やはり人材の確保と定住対策ということで、この間、行われてきています。これ自体にも国の予算がついているのです。2015年から奨学金の返済支援制度が始まって、負担額を特別交付税措置の対象とされています。要は国の財源措置が始まってきています。今、現状を見ると36都府県、北海道はやられていないのですね。615市町村で利用者数も12年間で3万人、ちょっとこれは2022年のデータなのでちょっと古いのですが、3万人ぐらいの方がこれを利用して、先ほど町長も言われたとおり、十勝管内でも10社がやられているというお話もありました。札幌圏でもやられているというお話もありました。やはり札幌圏でもやるというのは結構なものだなと私は認識したところであります。やはり危機的な状況はどこも変わらない、何とかして人材確保したい、何とかして定住に進めていきたい、そしてプラス大変な学生さんたちを助けていきたい。いわゆるみんなが幸せになるといった

らあれですけれども、いい方向に向かうという意味で取り組んでこられて、自治体がこの間、増え続けてきたのではないかなと思っています。

道内も少し調べました。もう 100 超えていて、ちょっと途中でやめてしまったのですけれども、100 超えてやられていました。本当にいろんな形で実施していました。十勝管内を見ると、あら、幕別町だけ中にいないというような状況なのです。それぐらい、もう本当にどこの町でもやられておりました。帯広もちょっと奨学金で、帯広はちょっと企業と一緒になかったので、ちょっとあれかなと思いました。でも、やはり十勝管内はもう幕別以外はほとんどやっていますし、道内では 100 超えてやられています。ほかの自治体がやっているからどうだというわけではないのですけれども、やはりそれだけほかの町も危機的状況を持ちながら、この制度を利用して何とかいい方向に向かわないのかなということでやられているのだと思います。ニーズはすごく高まっています。ぜひ実施していただきたいなと思います。

近隣の町の状況なので、あまりあれかなとは思いますが、ちょっと一つ紹介したいのが芽室町さんなのです。これすごいなと思ったので、ぜひこれ以上のものを、町長、ちょっと求めたいのですが、貸与型の奨学金は大分前からあったのです。それが平成 29 年から償還免除型、いわゆる借りたものを返さなくてもいいですよというものに変えました。そこから一気に申請が増えたそうです。今年からは所得制限も撤廃して進めているというお話がありました。貸与であれば、元本が戻ってくるので、所得制限はなくても、先ほどお話ししたように、無利子で足りなくて有利子になってしまっていて、217 億円の利息収入があります。その中で無利子の奨学金のニーズがあったのだそうです。さらに、受けた人数の上限も設けていないそうです。そうすることによって、昨年度で 50 名の申請があったそうです。お話を聞いたら、毎年増え続けているというお話もありました。今年はもう既に 2 回補正を組んで対応したというお話でもありました。今年もさらに増えるのではないかなという話もあります。返還免除の要件も、すごく定住対策に向けられていました。本当にそこだけ、その何年かだけというふうになると、もしかしたら移動してしまうということを考えて、最初の 2 年間は経過措置、さらに 3 年目からは給付をし続けて定住とそこで働いてもらうということを進めています。さらに、地元企業で働かなくてもいいのだそうです。要は芽室に残ってもらって、十勝圏で働いてもらうということで、十勝圏で増やしていきたいという思いでやられているという話もありました。

なぜそんなことができるのですかとお話を聞いたら、町には住民税とか所得税が落ちることになります。将来的には、定住まで進めば、もちろん人口増にもつながるので、私たちはこれを投資みたいな感じで考えて取り組んでいますという話もしておられました。本当にすごい、ものすごい前向きな取組だなと思っています。財源論もありました。でも、やはり返還する奨学金、戻す奨学金も全体の 15 パーセント程度なのです。そんな多くを戻しているわけではないのですけれども、やっぱり戻ってきたりとか、そういった芽室町でやられているということで、やはり大きな期待があって、これだけの方が利用されているという状態はあります。ぜひこういったことも踏まえながら考えていただけないかと思うのですが、町長、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 芽室の状況については資料としてありますけれども、年額 50 万円以内、入学一時金 30 万円以内を貸し付けると。そして、2 年住めばですか、償還免除にすると。すばらしい制度であると思いますし、やるのであれば、貸付けというのは、私はよしとしません。これは借金ですから、しょせんやっぱり返していかなければならないので、就職後の生活が苦しくなるわけですから、やるとするならば私は給付型であろうと思っています。でないと、やっぱり本当にその方のために手助けにならないと、そういう思いでありますので、やるとするならばそういう形で、しかも定住対策ということであれば、私はかねてからずっと定住対策、マイホーム応援事業だったり子育て支援も含めて、定住対策というよりは人口の年齢構造の若返りをこの間ずっと図ってきていますので、それはそれでやるとして、これを加えることによって、いかに効果があるのかなということは検証しなければなりませんけれども、なかなか今までやってきたことに加えて、これをまたやるというのは難しい

と思います。だから、これはやはり定住というか、企業の労働力確保という観点から、私は企業と協力してやるのが一番であろうと思っておりますので、全く否定するわけではありませんし、財源の問題ももちろんありますし、果たして50万円がいいのかという話もありますし、さっきのJASSOの場合は年間160万円ですから、それから比べると非常に少額だということはありますけれども、制度としてはいい制度だなと、それは参考にすべき制度だなと認識をいたしたところであります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 財源論とかもあるのですけれども、やはりいろんな町がこういった形で取り組まれていることは周知の事実なのです。やはり国の制度、今、大変なのは保護者のところが、いわゆる就職氷河期の状況で、今、払い続けなければいけないと。いわゆる少し前の大学の保護者の生活状況とまた悪くなってきている中で、これだけ高い奨学金をどうするのかという、さらに厳しい状況が合わさっているのです。今、大変な状況で、今いる学生さんが将来、20年後、30年後に、あのとき、要は大学が大変だったと、そういう状況になってまたひずみといいますか、そういった問題も出てくる可能性もあるのではないかなと思っています。そうしたところを考えたときに、やはり国の制度は私も当然だと思います。だからこそ、国にも訴えていただきたいというのがありますが、しかしそれを待っていると、やはりなかなか進まないのですよね。やはりいろんなところでの給付金もありますし、貸与型もあります。でも、町としてもやれるところ、そんな多くなくてもいいかもしれません。最初だけだったら入学金の一部だけやりますよと、有期間でやりますよというのものもあるかもしれません。でも、やっぱりそういったところで全くないよりは、これあるとすごく違うのです。本当そう、本当そうです。何がすごい大変かという、お話を聞くと、お母さんたちが、子どもたちがアルバイトで行っています。さらに保護者のほうもアルバイト、仕事を増やして、何とか4年間だけだからといって、アルバイトを少しでも少なくしてもらって、私たちが頑張っていると。しまいには、おばあちゃんやおじいちゃんにも助けてもらっているというような、本当にもう家族みんなでというような状況にもなっているのです。今それができる家庭があればいいのですけれども、みんながみんなそういう状況にもないのです。だからこそ、何らかの方法でそういった、私も給付がすごくいいなと。でも貸与があって、それが将来的には給付になるというのものもあるのだと思うので、そういったところもぜひ考えていただきたいと思います。

最後になりますが、先ほどお話ししたとおり、子育て支援、住民や学生にとってもやはりこれはすごく強い思いがある制度でもあります。こういったものが前進することで、町長、今まで限界で頑張ってきてきた、やはりいろんな制度が重なることによって、幕別の子育て支援の魅力というか、そういったものもやはりさらに大きくなっていくのだと思うのです。ここまで町長も頑張ってくださいました。さらにもう一步、子育て支援ということもちょっと考えてほしいと思うのですが、町長、もう一度、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 必要性については理解しているところであります。ただ、これやるとなったら、私は中途半端なことはやりたくない。やっぱり政策のインパクトということはありますから、しかもかなり絞って大胆にやるというのが本来であろうと。というのは、なぜかという、学びたい人、お金、所得がなくても学びたい人をやっぱり救うのが本来のこの制度の在り方だと思いますので、そういったやっぱりフレームというか、条件などをしっかり踏まえた中でやるとしたら考えなければならぬとは思っています。ただ、やはりここはやっぱり国力維持のために国がやはり責任を持って今こそやるべきで、10年前の地方創生は全く機能していないということは、実はある方にも、ある国会議員にも言わせていただきましたけれども、本当にしっかりと国において異次元の子育て支援で3兆6,000億円の使い方が全く私は同意できるものではないので、もっと使い方を考えて組み直してやってほしい。ただ、令和7年度からの制度改正で、ではその制度改正については、これは子育て戦略の一環としてやるものですから、このことは否定はしませんけれども、とにかく国において、ばらまかないでしっかり腰を据えてやってもらうように要請したいと思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 私も本当同じような思いです。やはりすごく大変な今回の国政なのですよね。なかなかここで話するのは少し違うなという思いはありますけれども、でも本当に欲しい支援ではないからこそ町に求めているのですよね。だからこそ、国が本来やるべきところも要請しながら、足りない部分を町で行っていただきたい。そして地方からもそういったものがあれば国もやらざるを得ないというか、そこに進む。町長がこの間、進めていただいた子どもの医療費助成なんていうものも、まさに全国的に広がって、国も前のものを撤回するというようなことにもなってきたものですから、やはり町としてそこにいる住民、そこにいる子どもたち、そこに住む人たちにとっての本当に必要な支援が今ここなのです。だからこそ、何とか対策や施策について取り組めないかということで質問させていただきました。

今、すごくお話聞いていてあるのですけれども、大学なんだから、年配の方で受益者負担で行くのだから、何とか自分でするのが必要なのではないのかというような声もあります。でも、やはりこれはそうではないのです。特にちょっと海外の話で大変申し訳ないのですけれども、やっぱり町長は国力というお話がありましたけれども、そういうの、高度な教育を受けた方が社会に貢献して、国の経済や発展にもすごく寄与していく、だからこそ大学まで無償にしていこうということが国際的にも大切なことなのだとということで、今回、国際人権規約も進めて、世界でも進めていこうということで進めています。でも、なかなか日本では、いや、大学に行くのだったら、そこを頑張って何とかしなければいけないのではないのかというところがまだまだ残っているのです。でも、実際は社会が持つことが大きな役割を果たしていると思っています。

例えばですけれども、高度な教育を受けるときに、フランスなのですけれども、大学無償化です。大学までたくさん勉強して、お金の心配なく学業に専念して進んでいました。そして、やはり高等教育を学ばれているので、収入も大きくなります。当然、税金も大きくなります。でも、それに対しての不満はないのです。やっぱり自分は社会に大きく育ててもらったというものがあって、循環的な教育方針によって国民は納得してもらって、いい方向に向かってきたと。それだからこそ、学業が集中して、環境が整備できて、学びの質が高まって、今の状況があるのですというふうにフランスの方がおっしゃっておられました。

こういったことが今、日本にも私は求められているのではないかなと思っています。でも、まだまだそういうところが進まない中で、ではどうやったらこういったものを実現できるのか、一つは国が進めること、もう一つはやはりみんなが高等教育まで進むことがやはり社会全体にとって有益なのだとすることも、やはり私は訴えていくことは必要ではないかなと思います。町長、その辺について、最後どのように考えますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 全ての人が高等教育に進むとは私は思っておりません。学びたい、学びの意欲がある人がお金の経済的な面で進学できないということは、やっぱり何とかしてあげたい。やっぱり意欲がないと何事も成就できませんので、そこはしっかりと学びの意欲のある方は支援をしてあげべきだと思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 今後の町の子育て支援の拡充を求めまして、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩をいたします。

11：57 休憩

13：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

○18 番（中橋友子） 通告に従いまして、2 点の質問を行わせていただきます。

1、除雪事業の広域化についてであります。

平成の大合併後も人口減少が続く、自治体の在り方に変化が起きてきています。従来型の拡張型都市計画から縮小型に移行し、住まい、交通、公共サービスなどの生活機能を集約し、効率化を図る「立地適正化計画」が導入され、2024 年 3 月末で全国 747 団体が取組を開始しています。

また、従来から自治体間の枠を超えた広域事業も財政負担の軽減や効率化を目的に実施され、公共施設の管理などが推進されています。十勝ではこれまでも、消防の広域化やごみの共同処理が行われてきていますが、さらに十勝全体で除雪作業の実施の協議が開始されたと伝えられています。

除雪は住民の要望が特に強く、日常生活に直結する事業であり、広域化がなじむのか、広域化によって住民の声が届きにくく、また特にサービスの低下や地元業者の仕事の確保などに問題が生じないか懸念されます。

本来、住民の福祉の向上に直接責任を負うのが自治体の本旨であり、幕別町において業務の広域化にどう臨もうとしているのか、以下の点を伺います。

（1）立地適正化計画や自治体業務の広域化に対する町の認識は。

（2）2025 年度に向けて実施を予定している除雪事業の内容について。

2、空き家、空き地対策は長期計画を持ち、対応を。

人口減少や少子高齢化が続く中で、市街地や農村地域を問わず空き家が増えてきています。総務省は、5 年ごとに「住宅・土地統計調査」を実施し、本年 9 月 25 日に公表した全国の空き家総数は 900 万 2,000 戸、空き家率は 13.8 パーセント、北海道は全国平均より多く、空き家数は 45 万 2,000 戸、空き家率は 15.6 パーセントとなっています。居住世帯よりも住宅戸数が多いという現状にもあります。

幕別町では、これまでも空き家相談の開設、空き家バンクの設置、リフォーム助成制度などの対策を講じ、一部は解消されてきていますが、今後も急速に増えることが想定されます。適切な管理がされず放置された場合、地域住民の生活環境に影響を与えると同時に、将来のまちづくりに支障を来しかねないと考えます。

以下、次の点を伺います。

（1）空き家の現状把握と将来推計は。

（2）昨年 12 月に改正の「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく政策の実施を。

（3）解消に向けた長期計画を。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「除雪事業の広域化について」であります。

近年、加速化が一層見込まれる人口減少社会においては、近隣の自治体がそれぞれの魅力を生かしながら、相互に役割を分担し、連携協力することによって、その圏域全体で必要な生活機能の確保をはじめ、行政サービスの維持向上を図ることが重要となっており、十勝におきましては、帯広市が平成 22 年 12 月に中心市宣言を行い、23 年 7 月に管内 18 町村と帯広市との間で、それぞれ定住自立圏の協定を締結し、十勝定住自立圏を形成いたしました。

その後、平成 23 年 9 月に「十勝定住自立圏共生ビジョン」を策定し、これに基づき 19 項目にわたる取組を進め、28 年 3 月に策定した第 2 期ビジョンでは 24 項目の取組を、令和 2 年 3 月に策定した第 3 期ビジョンでは 21 項目の取組を進めてきたところであります。

ご質問の 1 点目、「立地適正化計画や自治体業務の広域化に対する町の認識は」についてであります。

近年、多くの地方都市では、急速な人口減少や少子高齢化により市街地の低密度化が進んでおり、

都市機能施設である医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービス施設の継続が困難になることが懸念されており、加えて高度成長期に集中的に整備された道路や橋梁、上下水道といった社会資本の老朽化も急速に進み、厳しい財政の下で計画的な維持・更新が求められております。

こうした背景を踏まえ、国は将来にわたって都市の持続性を維持するためには、一定密度が確保されたコンパクトなまちづくりへの転換が必要であるという考えにより、平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設されました。

立地適正化計画は、都市計画マスタープランに即して、市町村が単独または共同して作成できるので、「立地適正化に関する基本的な方針」「居住誘導区域」「都市機能誘導区域及び誘導施設」「誘導施設の立地を図るための事業」「防災指針」等を設定することにより、一定エリアにおける人口密度の維持を図り、生活サービスやコミュニティの持続性を高めようとするものであります。

本町では、現在、立地適正化計画を策定しておらず、その必要性も感じておりませんが、人口減少と高齢化はこれからさらに進行していくため、持続可能な市街地形成を図る手法の一つとして捉えており、先進地域の事例等の調査研究を進めながら、「帯広圏都市計画の整備、開発、保全の方針」との整合性を踏まえつつ、継続的に帯広圏域での意見交換を行いたいと考えており、その結果、必要と判断した段階で、住民や団体等の意見を踏まえた計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、自治体業務の広域化に対する町の認識であります。地方自治法第 1 条の 2 に定められた、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」という趣旨の下、通常行う行政サービスはこれまで同様、各自治体が責任を持って行うべきであります。

しかしながら、自治体が互いに連携し協力することで、財政的な負担が軽減される場合や事務を共同処理することで、より効率的にサービスを提供できる業務につきましては、広域的に業務を進めていくことが望ましいと考えております。

ご質問の 2 点目、「2025 年度に向けて実施を予定している除雪事業の内容は」についてであります。

除雪業務につきましては、除雪業者の減少をはじめ、オペレーターの高齢化や担い手不足、除雪機械の老朽化など、各自治体でさまざまな課題を抱えておりますが、これまでは自治体間で共有する場がなかったことから、各自治体がこれらの課題を個別に対応してきたところであります。

このため、現在、策定中である「第 4 期十勝定住自立圏共生ビジョン」において、除雪体制に関する作業部会を 2025 年度に創設し、市町村間で課題の共有や解決策を検討することとしておりますが、現時点では除雪事業の広域化について、具体的な内容は決まっておりません。

次に、「空き家対策は長期計画を持ち対応を」についてであります。

近年、全国的な少子高齢化や人口減少、既存建物の老朽化、社会的ニーズの変化などに伴い、居住されていない空き家が、景観、防災、衛生など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、このような背景から、平成 26 年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立し、翌 27 年 5 月に全面施行されました。

ご質問の 1 点目、「空き家の現状把握と将来推計は」についてであります。

「住宅・土地統計調査」は、総務省が統計法に基づき、昭和 23 年から 5 年ごとに実施している統計調査で、対象地域の一部から一定数の標本を抽出し、全体の数を推定しており、一戸建ての住宅やアパートのように完全に区画された建物内で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるような建築物については、それぞれを 1 戸として調査の対象としております。

この調査によると北海道の空き家数は、平成 30 年で 37 万 9,800 戸、空き家率 13.5 パーセント、令和 5 年で 45 万 1,900 戸、空き家率 15.6 パーセントと、5 年間で 7 万 2,100 戸、2.1 ポイント増加しております。

本町においては、令和 5 年調査で公営住宅を含む町内 35 調査区を設定し、その中から 1,948 世帯を抽出し調査を行った結果、本町の空き家数は 1,320 戸、空き家率は 10.8 パーセントと推定され、平成 30 年調査の 1,030 戸、空き家率 8.4 パーセントと比較して、5 年間で 290 戸、2.4 ポイント増加して

おります。

このことから、空き家率は北海道よりも低い数字ではありますが、5年間で空き家戸数が増加している状況にあります。

また、町では、「住宅・土地統計調査」と別に、水道の閉栓状況や固定資産住宅情報を基にした、実質的な空き家となる一戸建て住宅の現地実態調査を実施しており、老朽化の度合いや破損の状態を把握するとともに、所有者への指導改善を呼びかけております。

令和4年度の調査結果では、208戸の空き家のうち8戸の附属建物を初めて「危険空き家」と判定したところであり、これらの危険な物件につきましては、直ちに所有者に適切な管理を依頼し、本年10月までに3戸の改善が図られ、残りの5戸の附属建物のうち1戸については取り壊しの予定がありますが、残り4戸においては具体的な改善予定がない状況となっております。

今後、人口減少や既存建物の老朽化に伴い、町内の空き家戸数は増加傾向になるものと推測しておりますが、空き家の利活用を含め、周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼさないよう、引き続き適正な管理を促してまいります。

ご質問の2点目、「昨年12月に改正の「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく政策の実施を」とご質問の3点目、「解消に向けた長期計画を」については関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

平成26年に制定された「空家等対策の推進に関する特別措置法」は、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としております。

この法律に基づき、倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態の空き家を「特定空家」に指定し、これまで個人の管理領域だった空き家に対し、行政代執行や、住宅用地の固定資産税の特例対象から除外することなど、行政が直接関与できるようになりました。

しかしながら、「管理ができていない空き家」や「利活用が困難な空き家」の増加に歯止めが利かない状態が続く中、さらなる深刻化を防ぐべく、利活用の妨げとなる規制の緩和と、所有者の管理責任をより強化するために、令和5年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部が改正されました。

本町においては、現在のところ「特定空家」と判断される空き家はありますが、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないように空き家実態調査を行いながら、直接所有者に対して空き家の適正管理をお願いしているところであり、引き続き所有者の対応状況を監視してまいりたいと考えております。

一方、空き家の利活用につきましては、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図るため、空き家の需要と供給をマッチングする「空き地・空き家バンク」を平成29年度に開設し、現在までに売買82件、賃貸3件、合計85件が成立したところであります。

また、空き店舗としての利活用については、令和2年に「Makura showcase（マクラショーケース）」が開店して以来、空き施設活用の動きが出始めたため、さらなる空き施設の利活用を図り、もって地域の活性化を進めるため、5年7月に幕別町空き施設利用サポートセンター「幕理（まくり）」を開設いたしました。

幕理には、地域おこし協力隊員1名を配置し、空き施設の発生の未然防止、建築後一定の年数を経過した築古施設の老朽化対策、空き施設の適正管理など、建築全般に関する相談や利活用についての相談を受け、令和5年度で30件の空き施設等に関する相談があり、そのうち6件が新たな活用に至っております。

このように、空き家の解消に向けては、活用が可能な物件の実態調査や空き地・空き家バンクによる情報提供に加え、地域おこし協力隊による利活用の相談やサポート、マイホーム応援事業補助金など、空き家の解消と定住に向けた取組を既に実施していることから、現時点においては長期計画を策

定する考えはありませんが、これまで実施している取組のさらなる強化を図ってまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 再質問を行わせていただきます。

今回この設問に至りましたのは、広域事業というのが随分前から十勝管内全体で取り組まれていて、ある程度なじんできているなというような思いもありました。しかし、そういう中でも、広域に適するものと適さないものがあるだろうなというような中で、今回マスコミの報道も通して、広域に除雪が入るというようなことをキャッチしたものですから、これは私としてはなじまないと思うものですから、質問いたします。

その背景となる計画、今、立地型適正化計画、これが直接その除雪の広域ということに直結しているわけではないのですが、しかし、この間の国の地方行政の形態や、あるいはその位置づけも含めて様変わりしてきている、1 問目でも申し上げました。国が地方自治体に関する計画というのは、均衡ある国土の発展ということで、早くには第一次の全国総合開発計画、一全総と言われて、いわゆる日本全体の国づくり、土地の利用のあり方だとか、それからいわゆる公共施設も含めての、ライフラインも含めての整備のあり方などというものが、大枠で決められてきた流れがあります。

この一全総と言われたものは、五全総まで続くのですが、これはどちらかというと戦後の高度経済政策、経済が発展する中での拡張政策、どんどん事業を増やして、そして各行政、自治体に対しても、多額の投資をつぎ込みながら開発を進めるという流れであったのですが、幕別町もその中で、平成 18 年には合併の道を選んだということもあって、そういった拡張計画が続かないというような背景になってきています。ここには経済の低迷が大きく色濃く表れていると思います。

したがって、そういうその開発のどんどん拡張する計画から縮小になっていく中で、とりわけ強調されてきたのは、やはり各行政区のコスト削減、そういう効果的な財政運用ということも含めて、さっき言った合併もそうなのですが、可能な限り市町村同士が連携をして、そしてコンパクトなまちづくりに今は向かうべきだというような流れの中でこの計画は示されてきました。そこにはやはり、合併もそうなのですが、そういった国が示してきた政策の効果というのが正式に検証されない中で、次々と新しい計画が出てきているということについて、私自身は非常になじめないというものを持ち続けてきました。

それで、今回の立地型適正計画、いわゆるコンパクトシティと言われていたものなのですが、これは町長のお答えの中で、現時点でその必要性というものを感じていないので、それで計画は持たないということでもありますから、私はやはりこれは本当に妥当な判断だと思います。つまり、今までどちらかというと国主導で、町村合併もそうだったと思いますが、それが義務として提案されてきた流れが強いのですが、今回の立地計画はあくまでも任意ということでもありますから、そういう選択もできるし、また、そういう人口減少であり、経済的にも厳しいという中で、だからこそ、地方自治体が果たすべき役割というのに光が当たって、その効果というのが発揮されるべきときだと思います。

そういった一連の背景を押さえながら、広域化の問題に入りたいと思いますが、改めて町長のこういった背景に対する見解というのをお聞きしておきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 国においては、これまでさまざまな地域振興法を制定してきて、それぞれの地域における独自性を生かした発展を促してきたと私は認識をしております。古くは、今もありますけれども、過疎法もそうですし、半島振興法もそうですし、離島振興法もそうですし、また低開発地域工業開発促進法、低工法ですね、これはうちも昔やりました。あるいは農工法、農村地域工業等導入促進法ですね、こういうのもありましたし、地方拠点法もありました。そして最近では、合併特例法、合特法がありました。さらに今では、DX の推進のためのデジ田の推進なども国は働きかけているのでしょね。それを働きかけてやりなさいよと示していると思いますけれども、我々の受け止めとして

は、それは町の発展のために、あるいは住民の幸福増進のために、いかに利用していくかということにあると。国側ではなくて、我々の受け手側がいかに活用していくかということで、その町の発展を促していく、発展を推進していくということであると考えておりますので、ですから、一つの情報というか地域振興のための情報あるいは手だてとしては考えられますけれども、それを全面的に受け入れて、それをそのとおりに国が言っているとおりにまちづくりを進めていくつもりは全くありません。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋智子） 認識を同じくするものです。

それでそういう中で、地域のそれぞれの市町村が協力し合って住民サービスの向上につなげるということは、これはもう当然あってよいことだとは思いますが。しかし言われるように、独立した行政区でありますから、そこはそこで責任を果たしていかなければならない、そういう広域化にのせるもののそのテーマというのは、やっぱりすみ分けされるべきだと思うのですよね。私はこの間、エネルギー問題などの質問を行わせていただいたときに、なかなか幕別だけで電気をつくり、あるいは売却するなんていうことは難しいのだと言われたときに、十勝圏でこそ公社などをつくってできないかというような提案もさせていただいてきたことがあります。

しかし、今回これはもっともっと緩いものではあるのだろうと思うのですけれども、除雪の問題が出てきて、それで質問ということで最初に申し上げたとおりなのですから、この十勝圏のフードバレーとかちというような形で、定住自立圏構想ということで、これまでも第2次、第3次まで来たのですか、協議を重ねられてきていると思うのですけれども、その中の仕事として、具体的に今回のように、除雪などはオペレーターの不足、さまざまな問題があつて、一緒にこの解決に向けて協議を始めていこうということが伝えられてきました。

私は、この除雪問題については、かなり議会でも議論があり、住民の要望が高く、また住民から直接改善の声が届く事業の一番に挙げられるのが、この除雪ではないかと思うぐらいのものです。それだけ住民と密着した事業を、こういったテーブルにのせていくということに違和感があるのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは恐らく上の審議会でのやり取りが発端なのかなと想像しているわけでありまして、協議することは私は何らそれは拒否するものではありませんけれども、でも現時点において除雪を共同でやっていく、広域化を図っていくというのは、もうなじまないなと思っています。というのは、各市町村において、除雪の方法が違うのです。出動基準だって違うし、これは真冬になったときの各町の、特に団地方面の除雪の状況を見たら、一目瞭然だと思います。それをどこかで合わせるなんていうことはあり得ない話でありまして、今までどおり、今まで以上に除雪をやっていくということが当然のことだと思っております。

ただ、今言えることは、働き手の問題で、やはり除雪機械を、オペレーターの確保が非常に難しくなっているという問題がありますから、そういった点で何かやりくりというか、共同でスケールメリットを働かして効率化が図れるかどうか、これは分かりませんが、そういう点がもしあるとするならば、人を移さないでそういう点があるとするならば、それはのれる話かなと思っておりますけれども、これはもう全く今話合いのテーブルについていませんので、どういった考え方が出てくるかも分かりません。その中で、もし、これはいいなというものがあれば、それはのれるかもしれませんけれども、ちょっとなじまないな。今、具体的な話はしていませんけれども、今段階においてはなじまないのではないかな、そういう感覚を持っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） そうしますと、市議会の話だということでもありますから、まだまだ不確定要素なのだろうなと思うのですが、具体的に今年度からその協議というのが開始されて、テーマは除雪です。ということで協議が開始されて、そしてそれぞれの事業が推進される、前進される形でそういうものが実れば、2025年には、来年ですね、実際に事業計画をつくって進み出すというやに捉えており

ましたけれども、そういうスピードでは全くないのですね。実際の計画がどんなふうに進められていくのかということを再確認したいのと、そのときに、今、町長がお答えいただいたような姿勢で臨んでいただくと。つまりこの業務はなじまないということを大前提に臨んでいただくということを確認させていただきたいと思いますが、いいですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 細かいことは分かりませんが、今段階においては、私は除雪というのは広域でやることは無理があると思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） はい、分かりました。

間もなくまだ降雪、本年度は始まっておりませんが、除雪に関わる要望は既にたくさん出ています。幕別町独自に解決していかなければならない、今は広域化のことで伺いましたから、町の事業の細かいことまでは質問には出しておりませんが、除雪事業に関わっては、人手不足も承知しておりますし、それから今年度から福祉事業が始まること、あるいは一番要望の高い、かき分け除雪の改善だとか、これたくさんあります。そういった町独自の改善策ということも、2025 年度に向けての実施予定ということも挙げておりますので、今年度、除雪に向けての改善なども含めて、今お考えになっていることありましたら教えてください。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今段階で具体的に、ここをこう改善しますというのはなかなか難しい、今の特にかき分け除雪を、排雪を特にやっていくなんていうことは当然無理な話で、1 回排雪すれば 3,000 万円とか 4,000 万円とかそういう単位のお金がかかりますので、それは無理にしても、なるべく公平な形で除雪をしなければならないと思うのです。例えば、道路を挟んで南側と北側で除雪の仕方が違うとか、こういうことがあってはならないと思いますので、やはり町民の皆さんに負担をかけるのはこれは致し方ないと思っています。せっかく家の前除雪したのに、どっさり雪を置いていったと、これはもう本当に我慢していただくしかないと思うのですが、それとは公平性を保って南側は大して置いていかないけれども、北側はがつつり置いて 3 倍も置いていったと、そんなことは、実はそういうことも聞かれるわけなのですが、そういうことがないように、公平な負担の下で円滑な除雪をやっていくことが大切であると思います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 両方にどっかり置かれる公平感というのはあってほしくないですし、改善された公平、つまりどこの住民にも満足いく除雪というのが必要だと思います。

簡単にできることだと思っては言っておりませんが、かき分け除雪についてはね。ただやっぱり将来的に本当にそういうことまで描いて、除雪事業というのを取り組む必要あると思うのですよね。北海道の冬は、それから異常気象については、ずっと将来とも続く。今月のお知らせ広報にも、3 億円以上をかけて、町民 1 人 1 万 4,000 円かけてやりますよということもお知らせしているという中で、やっぱり毎年毎年少しでもよい方向になるということを願っているわけですから。そのことはぜひ申し上げておきたいと思いますが、福祉除雪も、今年からですので、期待されるものと思っておりますが、厳しい要件の制限なども見ましたので、これは一体どうやって確認してやっていくのだろうかということも含めて、初年度の仕事でありますから、お話ししていただくことがあれば伺いたいとは思いますが、要望としてそういうことを申し上げておきたいと思います。

で、ありますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは細部にわたってお話しすることはできませんけれども、一旦決めたことはこれでいくのだとは全く思っていないので、改善すべき点は常に改善していくと。翌年度で生かしていくものは生かしていくと、そういうスタンスでやっていきたいと思っています。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） はい、分かりました。

それでは、空き家対策のほうに入りたいと思います。

年々増え続ける空き家の現状についてお尋ねをいたしました。この設問は、一つ、二つ、三つと分けてお尋ねはしたのですけれども、大きくはやはり一つにまとまっていくのかなとも思います。といいますのは、お答えにいただきましたように、全国的に空き家が増えていることと併せて、幕別町も空き家が増えてきていると。今回の令和5年度の調査では、全体の空き家率は1割を超えたと、10.8パーセントということであります。これは現時点での押さえなののですけれども、私は設問の中で、将来推計もお聞きしたわけです。これ5年、10年先、この空き家の現状をどんなふうに押さえてらっしゃいますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今の少子高齢化がどんどん進んでいくことは、まず間違いないことでありますし、町内の各団地、そこも1軒2軒と歯抜け状態になるということは想像されるわけであります。ただ、具体的にこれが何戸増えますよとか、何パーセント増えますよというのは、ちょっと推計が難しいわけでありまして、ましてや、住宅都市統計ですね、これはもう抽出調査で、ある一定区域の中で対象となる空き家を調査している。しかもその調査方法は、1軒のアパート、一棟6戸のアパートがあれば、普通は人が住んでいる2戸でも3戸でも入居していれば、我々は空き家とは感じませんが、この調査では空き家が2戸あれば空き家2戸だという調査なので、非常に実数からかけ離れている統計だと我々、そういう認識をしておりますが、それで令和4年度に実際に足を運んで、水道の閉栓状態があれば基本的には住んでいないのだろうと、そういうみなし方をした中で、実際、足を運んで実態調査を行ったということでありまして、その結果として、4年度の調査では208戸ほど空き家と考えられる住宅があったということでありましてた。人が住んでいるアパートは対象にしていないということと、実際に使っているのならば、水道を使っているだろう。だから、閉栓をしているところは空き家とみなして、その実地に実際赴いて実態調査を行った。その結果が208戸であったということでもありますから、さほど多い数字ではないのですが、この数字が、ではこのままずっといくかといったら、そうは思っていないので、徐々に増えていくことは間違いないだろうと思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 私は、ある程度ここは町内会制度も取りまして、110を超える、今は行政区とは言わないのでしょうか、あるわけですから、ある程度の聞き取りの中で、掌握していけるのではないかなと思うのですよね、この悉皆調査だけではなくて。

といいますのは、やっぱりこれから急速に増えていくだろうと思うのが実感です。そもそもこの日本の住宅政策というか、私たちはその住宅政策の真ただ中で生きてきたのですけれども、戦後の持ち家制度というのがずっと推奨されて、それで現在の、これ2018年ですから、現在というか6年前の数字ではあるのですけれども、日本の総世帯数、ここも捉え方いろいろありますけれども、5,400万世帯に対して総住宅戸数は6,240万、住宅のほうがずっと多いのですよ。1.15。どうしてこうなったかということ、ここには戦後の日本の経済政策が色濃くありまして、住宅1戸建て、20年、30年のローンを組んで、そして働き盛りの人たちがローンを払いながら、その持ち家を手に入れるというのがずっと繰り返されてきている経済だったのですよね。

このローンというのが、倍以上払うわけですから、日本の経済、金融業界、住宅業界にとっては、もう本当に、何ていうのですか、個人が必要とするしないというよりは、経済政策としてずっと推奨してきたという、こういう日本独特の持ち家制度の流れ。これはヨーロッパや何かの石造りの建物を50年、100年、もっと使うというようなところとは全然違うその文化といえ文化なののですけれどもね、そういう中で持ち家がずっと増えてきたと。現在もう150万戸、200万戸と建っていつているわけですから、これは古いのはどんどんそこに、何らかの手を加えないと解消されていかないうだろうという現実があります。

その上に、今、問題になっているのは、要するに幕別町のさまざまな政策を講じて活用するということをやってきました。私は空き家というのは、やっぱりまずは空き家にならないような要望という言い方も変ですけども、それが、次に利活用、空き家になったときの活用の仕方ですね。それから三つ目は除去、取り除く、この三つなのだと思うのです。それで、その除去に行くまでの手だてがまず大事だということと、その取り除くということもこれ真剣に、この法律が変わりましたよというところで、町の行政の考えでできるとなったものですから入れたのですけれども、その三つを併せて計画を持ち、対処していくということが必要だと思うのですよね。

今の幕別町のその高齢化率だとか、高齢者のご夫婦だけ住んでいる、あるいは単身者、ここの押さえだけ見ても、5年後、10年後の空き家が増えていくということは押さえられないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 想像はつきますけれども、では具体的な数字としてどうなっていくのかということとは、押さえるのはなかなか難しいかなと思っております。ですから、いかに本当に危険を及ぼすような空き家であったり、もう衛生的に非常に草がぼうぼうで、そこで蚊が湧いたりとか、そういうような状況にならない前に、手だてを取るが必要であって、それで令和4年のときの調査では、建物本体ではなかったのですが、附属建物ですから、車庫とか物置ですね、ここが8戸、危険空き家と我々は認めましたので、それらの所有者に対して改善をお願いしたと。3戸については改善が図られて、残り5戸のうち1戸は取り壊しますよとなりましたので、4戸は未解決でありますけれども、こういった実地調査を通して、その老朽具合を見ながら実際に指導なりお願いしていきたいなと思っておりますので、まだ法が強化されて、代執行だとか固定資産税の住宅用地の課税標準の特例を外すとか、そういうところまではいっておりません。附属建物でありましたから、そういうことにならないのですが、実際にそういう物件が増えてきたら、もう少し本腰を入れて、代執行なり、そういう固定資産税の課税標準の特例を取りやめるとかという、持ち主に対して、非常に何ていうか、危機感をあおると言ったらおかしいですね、真剣に取り組んでもらえるような、そういう対策を講じていかなければならないかなと思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） やっぱりちゃんとした数字が出ないということなのですけども、5年後、10年後、さらに20年後、どれだけ空き家が出て、そして町としてどれだけ手をかけていかなければならないかというのは、私はやっぱり必要だと思うのですよ。それで、長期計画を持たないのですかということもお尋ねしたのだけれども。

例えばですよ、例えば私は今札内の桂町というところに住んでおります。250戸の家があります。マンションもあります。班単位の町内会になっています。班は大体16戸とか、多くても20戸。必ず1か所に空き家が、特に、建設年度によって変わってきますけれども、あるのです。20班あったら20戸の空き家があるのですよね。これは全てが管理できない、管理不全空き家ではありません。もちろん親族の方が通われて管理されているところもあります。しかし、全くできていないところもあります。

今の時点でそうですから、これが5年たったら減るというよりは増えるというのが自然ではないでしょうか。そういうふうにと考えると、これはもう一つの町内で、みんなで管理しようねとかそういう段階ではもう全然いかない。やっぱり行政の一つの仕事の重要な部分として位置づけていくということが大事ではないかと思うのですけれども、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 基本的には個人物件でありますので、個人の責任において管理してもらい、これはもう大原則であります。ただ、この法律の中では、もう老朽化して、朽ちかけていて、それが歩道なりに倒れかけてきて人がけがをすとかいう事態であったり、本当に生活する上で、その家周りが非常に蚊が発生する、ウジが湧いてハエがぶんぶん飛んでいるとか、そういう本当に通常の方が生活していくのに非常に苦痛を感じるような建物は、除去していかなければならないということなので、

それは代執行ができたりとか、先ほどの固定資産税の話なんかもあったりもして、ですから、基本的には個人がやっていただけるというところが、やっぱり公私の区分をしっかりと分けた中で、付近住民が生活する上で非常に厳しい状態になったのだというときに、では行政はどうしようかということになろうかと思っています。

先ほどの空き家がある、どんどん増えてくる、それは分かります。空き家増えてくるだろうと思います。ただ、その空き家を利活用できるかどうかはまた別の話なので、これ実態調査をしないと、幾ら町内会長さんに聞いても、ここ住んでいないよ、空き家になっているよということは分かったとしても、それ行ってみないと、利活用ができるかどうか分からないし、危険かどうか分からないというところがあるし、ひょっとしたら誰かが借りて住むかもしれないということあるので、やはり日にちを決めて、期日を決めて、実態調査をして、同じ均等な目で、どういう状況にあるかという調査をすべきなのかなと思っています。

ただ、これを毎年できるかというのと、なかなか全件を見るのは難しいので、そこは3年なるのか一定の期間の中で実態調査が必要、それに基づく空き家、危険空き家が増えてきたら、やはり何らかの対策を講じる必要が出てくるのかなと思っています。

それともう一点、町ではマイホーム応援事業というのをやって補助金を出させていただいておりますけれども、この最近の急激な物価高で建築費の増嵩によって、今もうちょっといい家だと、坪 100 万円ぐらいかかるわけです。ですから、なかなかサラリーマンがおいそれと手が出せない、そういう経済状況を背景に、中古物件を買って、それを改修して住む方が非常に増えてきておりますので、そこは今の経済状況が何か追い風になっているかなと。かなり老朽化している家であっても、手をかければ住めるようになる、活用できるようになるというのは、うちは協力隊が1級建築士を持っているのですが、「えっ、この家本当に活用できるのか」「いや、できるのです」という、本当に崩れかけていない限りは活用ができるという、そのぐらいの感覚で私は話を聞いていますので、かなり利活用というのはできるのかなと思っております、そこにも期待しているところであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 私も、全部取り壊せとか強制的にやれとかということ、全然そんなことは思っておりません。最初に言ったように、予防、空き家をまず出さないということ、それから利活用、最後の手段として取り除くということです。その利活用のところは、今その協力隊の方に頑張ってもらっていて、主に商店街とか、ぼつんぼつんと住宅もありますけれども。しかし、昭和 40 年代あたりから、どんどん幕別町も宅地開発やって住宅を建ててきたと、そういったところが空き家になり出しているというような、いわゆる団地の中にぼんぼんとあるような空き家についての活用という点では、まだ手だてはないのかなと思います。

これはいろんな利活用というのは、もちろん個人の財産ですから、その意思を押さえた上で、売却されるなり貸し出されるなりというのもありますけれども、公共施設として活用している事例もないわけではないですよ。例えば幕別町であれば、近隣センターが整って、みんな集会のときには活用させていただきます。しかし、とても距離があるのだと。

例えば、北栄町の近隣センター辺りですと、新北町の外れのほうのつぼ八さんの辺りから行くのですよね、みんな。遠いのですよ。ちょっとしたその集会とか何とかとなったときに、空き家の利用なんていうのは考えてもらえないのだろうかという声も実はあります。しかし、それが現実的にどうかということがありますのでね。でも、集会施設に使っているというのは、音更町などでも報道されております。いろんな意味の活用の仕方というのを研究していただきたい。

そして、もう一つは、空き家を取り壊せば、当然空き地も出るわけですよ。空き家、空き地。これはやっぱり今後のことを考えれば、私はひとつ都市計画のあり方あるいは幕別町の総合計画の中で、そういうその家がなくなっていつている住宅団地を、そのままやっていったら、当然荒れていく。だけど、計画を持って、地域住民のコミュニティも含めての活用とかと考えていけば、また公園とは別な意味の、それはまあ畑になるのか分かりませんが、いろいろあると思うのですけれども、そのぐら

い展望というか、方向性を持って、この空き地に対する将来の増えていくということも押さえた上での計画、構えというのは、私は今持たないと、逆に本当に朽ちていってしまっ、万歳だというようなことは避けられるのではないかと思うのですけれども、どうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、中橋議員のお話を伺っていると、あたかも立地適正化計画をつくって定めて、そこに住居を誘導しなさいよと、そういうふう聞こえてしまっしょうがないのですね。いやだから、結局その団地というのは、丸ごと、団地ごと老いていくのですね。大体入居時期が決まっているので。そうすると、帯広の大空なんかもそうでしたよね。昭和40年代に造って、ようやく今3代目ぐらいになるのですかね。また西のほうに伸びたということもあって、埋まってきたということがあって。宿命だと思っています、そういう意味では旭町なんかも昭和50年代、いや、40年代後半でしたし、ぽつんとあるというか、へりのほうにある団地は、やはりどうしても利便性が低いということで、空いていくということになりますので、そこに誘導していくというのは無理な話なので。というのは、実は利便性が低いから空いているのですね、やっぱり。これが市街地の例えば駅の周辺だとか商業施設が近いところは、そうそうは空かない。空いたとしても、すぐ次の方が住むという、これはもう当然のことだと思います。

ですから、団地ごと老いていくということは、そういう宿命にあることは認識しています。ただ、その団地に積極的に誘導していくというのは、なかなか難しいのかなと思っています。それはいつ空くかも分からないわけで、そこに住んでいる人の個人情報まで本当に掘り葉掘り調べて、この方は何歳だから、いつ頃空きそうだなとか、そういうことを調べていかないと、厳密な計画に結びついていかないのかなと思うので、これなかなか難しいのではないかと思います。そこは空いたときに、どうしていくか、利活用できないかというアドバイスが例えばアクセス含んだそういう方向の中で、どうやるかということは考えられるのかなとは思っています。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） ずっとかみ合っていたなと思うんですけども、ここでずれちゃいました。

町長、私は、まず予防と利活用と言っているのですよ。だから、それに移しなさいなんていうことは言っていないです。コンパクトシティというのは、そういったもともと造っていた団地ね、中心街なのに利便性のいいところに寄せなさいということです。そんなこと、私は一つも申し上げておりません。もともとある団地の中で、そういう状況になったときに、その団地として、きちっと活気のあるものにどうつくり替えていくかということです。土地があれば土地の利用、それから空き家があって、地域の方たちがコミュニティを取れるのなら、その集会施設、もちろん個人の売買というのはもうこれは、町がか関わらなくてもできていくことではしょうからね。そういう形成をするべきだと。

だから、これだけ都市計画、宅地開発を幕別町は投資をしてやってきたわけですから、それはそれとして生かす、決して縮小するということではなくて、空間ができたならそれはそれでいいではないですか、それだけゆとりのある団地形成になるわけですから。だから、そういう視点を持って、5年、10年の町のあり方、都市計画、住宅地のあり方。町長は計画を持たないというわけですからね、私は、今から持たなかったら、5年、10年後慌てたって駄目ですよということを言いたいのですけれども、どうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これですね、本当にどこの区画がいつ空くのかというのは、これ予測できないのですね。傾向は分かりますよ、何パーセント程度減っていくのかなというのは分かるけれども、では、実際にここが空く、あそこが空くというのが分かって初めて、そこに住んでもらうということが出てくるわけですから、それを計画的に、そこに対して一定の区域ということになるのですかね。そこに誘導していくというか、住み替えをしてもらおうということになるのかと思っていますので、計画の持ちようは非常に難しいかなと。これはもう個人売買で、空けばそれをよしとするならば入っていくわ

けですね。しかも、マイホーム応援事業も補助金制度もあるわけですから、それを活用して幕別本町がいいなというふうに入ってもらえると思っていますので、その計画をつくるメリットというか、その計画性の必要性というのは、町で計画をつくって、そんな思うどおりになるのかな、計画どおりになるのかなと、そこがちょっとかみ合わないところかなと思いますけれども。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） あのですね、対策ということはやっぱり現状をどれだけ正確に押さえて、その上に立って、将来の見通しをいかに正確に予測していくかということですよね。でも、町長なんかはまちづくりやっていますから、現実のこともそうでしょうけれども、これから先のことも描きながら投資もされてやっているのだと思うのです。私はそういう中に住宅の計画の、今まではあまり重視されていなかったと思うのです。都市計画法、マスタープランを見ましても、1 行ありました。これから空き家増えるだろうと、対策が必要だというのは、1 行ですよ、ありました。だけど、これだけだったら追いつかないのではないかと、正直思うのですよ。見通しを考えたらね。

だって、あれなのですよ、幕別町の、もう私が言うまでもないのですが、高齢化率というのを考えたときに、これからも議論になりますけれども、幕別町の人口ビジョンでいったら、今 2024 年、30 パーセントもう高齢化率超えましたよね。2035 年 32.3 パーセント、2045 年 34.1 パーセントと、これ、ずっと出ているのですよ。そうしたら、高齢者の人たちは、その家に住み続けたくても、それはかなわない状況生まれてきますよ。それ想定しなければ駄目ではないですか。

そして、その中で高齢者の単身の割合というのを見ましたら、49.2 パーセントにもなっている。半分が 1 人でいらっしゃるわけですよ。そうすると、その人たちの個人で解決できるというのはもちろんいいですが、できない場合だって行政やっぱりただ見てるとはならないではないですか。そうなってくると、やっぱり幕別町としてきちっと空き家対策というものを、総合計画だとかマスタープランなんかも大事だと思うのですけれども、私は入れるべきだと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 入れることは簡単です。簡単です。ただ、それをしっかり実行していくことが一番難しいわけで、そこにはお金がかかるのです。ただで住んでくださいということは言えますけれども、それだけでは住んでももらえないので、誘導策を考えなければならない。それはこの地域、今のマイホーム応援事業と似ていますよね。これを拡大してやるような形でないと、何も支援策がないと進んでくれないと思うのですね。ですから、これは非常に難しいと思います。だからといって、手をこまねいて何もしないというのは、それは確かにジレンマはありますので。

ただ、計画をつくるということは、そこにどういう対策を立てて誘導していくのだというところまでいかないと、それは計画と言わないと思うのですね。だから、今のところはその個人の売買によって、あるいはマイホーム応援事業を活用していただいて、そして住んでもらうというところしか先が見えない、一番は先が見えないということだと思います。予想はつきます。予想はつきますけれど、数量的には先が全く見えないし、そこに誘導策を設けようとするならば、どれだけの財源がかかってくるのだということも見えないということにもなりますので、なかなかそこは難しいので、いや、つくり出すということは、この場では申し上げられないかなと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

この際、14 時 15 分まで休憩いたします。

14 : 02 休憩

14 : 15 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[議会運営委員会委員の選任]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員に欠員が生じたことから、後任の議会運営委員会委員の選任を、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が指名いたします。

2番塚本逸彦議員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、2番塚本逸彦議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、任期は、委員会条例第4条の2第3項の規定により、前任者の残任期間であります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第4、議案第78号から日程第13、議案第87号までの10議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第78号から日程第13、議案第87号までの10議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第4、議案第78号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第78号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページ、議案説明資料の2ページをご覧ください。

幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、地方公務員の臨時、非常勤職員について、その任用の適正を確保し、制度の明確化を図るため、令和2年度に導入されました会計年度任用職員の給与等を規定しております。

令和5年5月に公布されました改正地方自治法が、令和6年4月1日から施行され、パートタイムの会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるとされたところであります。

この改正に関して総務省自治行政局公務員部長から発出された技術的助言、運用についての通知においては、改正法は勤勉手当の支給を可能とするものであることが改正法の趣旨とした上で、「パートタイムの会計年度任用職員について、令和6年度から勤勉手当を支給すべきものであること」が示されたところであります。

同時に、従来、国が「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」の中で勤勉手当を支給しないことを基本とするとしてきたフルタイムの会計年度任用職員についても令和6年度から勤勉手当を適切に支給すべきものと示されたところであります。

これらを受け、本町におきましても、令和7年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することとし、改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の2ページをご覧ください。

第2条は、会計年度任用職員に支給する給与を定めております。

フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に支給する給与に勤勉手当を加えるものであります。

第12条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当を定めております。

第2項、期末手当の支給率は、フルタイム会計年度任用職員の任用の日が属する年度の初日における支給率とする規定を削るものであります。

3ページをご覧ください。

第12条の2、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当を定めるものであります。

第1項は、幕別町職員の給与に関する条例第17条で定めている勤勉手当の支給日や支給率等の規定を、任期の定めが6月以上となるフルタイム会計年度任用職員に準用とするものであります。

第2項は、第12条で定めております期末手当と同様に、任期の定めが6月未満であっても、任期を通算することによって6月以上となる場合は勤勉手当の支給対象とするものであります。

第20条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当を定めております。

第2項、期末手当の支給率は、パートタイム会計年度任用職員の任用の日が属する年度の初日における支給率とする規定を削るものであります。

4ページをご覧ください。

第20条の2は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当を定めるものであります。

第1項は、給与条例第17条で定めている勤勉手当の支給日や支給率等の規定を任期の定めが6月以上となるパートタイム会計年度任用職員に準用とするものであります。

第2項は、第20条で定めております期末手当と同様に、任期の定めが6月未満であっても、任期を通算することによって6月以上となる場合は勤勉手当の支給対象とするものであります。

議案書4ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和7年4月1日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 何度か予算や決算で質問させていただいた会計年度任用職員の方の期末手当および勤勉手当、定められて大変よかったと思います。今、改めて副町長の説明を聞きながら感じたことですが、総務省におかれましては、令和4年4月1日施行ということを述べられました。幕別町は、今の時点での提案であり、これからの支給ということになっていくことは理解するところですが、幕別町が判断をしていけば、令和4年4月1日から施行ということでもありますから、もっと手前でこの事業をきちっと取り組むことができたのではないかと考えたのですけれども、間違いでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 先ほど副町長のほうでご説明申し上げたとおり、地方自治法の一部改正が令和5年5月8日に公布され、令和6年の4月1日からということであったものなので、令和4年ということではないのかなと捉えているところです。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） ちょっと分からないのですけれども、今、令和6年ですよ。令和6年の今日は12月11日ということでありまして、副町長の説明ですと、総務省からの法の改正の通達があり、そこには令和6年4月1日施行と聞こえました。したがって、早く実施しようと思えば、もう少し早く実施できたのではないかと考えたものですからお尋ねしたところです。違っていませんか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 申し訳ございません。これまでも人事院勧告に基づく会計年度任用職員の給

与会計につきましては、採用募集時における応募者への提示事項の関係上、翌年度からの適用としておりましたことから、本年度におきましても、これまでと同様に取り扱うというものでございます。なお、今回の改正により、会計年度任用職員の期末勤勉手当の支給に係る適用関係については、令和7年度から常勤の一般職の職員と同様に、その都度判断できるよう所要の改正を行うものでございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 間もなく期末手当の支給時期を迎えるのですが、そのときには適用されるのでしょうか、されないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 期末手当につきましては、昨日12月10日支給日ということになっているかと思うのですが、先ほどのお話のとおり、本年度についてはこれまでと同様に取り扱うということです。令和6年度については、勤勉手当の支給については含めないということにするものでございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） そこで、今のこの時期、12月10日、昨日支給されたということですが、適用にならなかったということですね。つまり、総務省はこの適用について、令和4年度から通達があったと思うのですが、違いますか。令和5年度に通達があり、6年の4月1日から実施。ですから、足かけ2年になるわけですね。この足かけ2年の間に、もう少し早く事務処理ができれば、私が思うとしては、会計年度任用職員の方に勤勉手当もこの12月に支給することができたのではないかと思います。違いますか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 繰り返しの答弁になりますが、令和5年に公布され、令和6年4月1日から支給することができるという自治法の改正でございます。その上で、先ほど来お話ししてまいりましたように、採用募集時における応募者への提示事項の関係上ということで、このたび6年度については、勤勉手当の支給は見送ったということでございます。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第79号、幕別町こども施策審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第79号、幕別町こども施策審議会条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページ、議案説明資料の5ページをご覧ください。

本条例は、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき国が定めた行動計画策定指針において、次世代育成支援対策の実施に関する計画の策定をはじめ、その推進・評価に際し、住民の参画を促進することが求められたことを契機として、平成21年3月に「幕別町次世代育成支援対策地域協議会」の設置について定めたものであります。

さきの第3回町議会定例会において、令和5年4月に施行されたこども基本法において、国が定めることとされたこども大綱を受け、審議会の名称を「幕別町こども施策審議会」に改称したところで

あります。

国では、本年の通常国会において、衆議院の議員立法によりこどもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、こども家庭庁の発足も踏まえ、一層、子どもの貧困の解消に向けた政策の推進を図るため、目的や基本理念の充実などが盛り込まれ、同時に法律の題名が改められ、9月25日から施行されましたことから、本条例改正を行うものであります。

議案説明資料5ページをご覧ください。

第2条は、審議会の所掌事務を定めております。

第1号の「こども基本計画」と一体のものとして作成できることと定めている計画のうち、片仮名の「エ」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項」に改めるものであります。

議案書の5ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第80号、幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第80号、幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の6ページ、議案説明資料の6ページをご覧ください。

さきの第3回町議会定例会の行政報告において、明治35年の「途別簡易教育所」として開校以来、1,600人を超える卒業生を輩出するとともに、地域の教育や文化の拠点として、さらには地域住民の心のよりどころとして大きな役割を果たしてきた途別小学校を閉校し、その歴史を閉じることといたしましたと申し上げたところであります。

途別小学校の閉校に伴い、幕別町立学校設置条例の一部を改正しようとするものであります。

議案説明資料の6ページをご覧ください。

別表第1の「幕別町立小学校」から「幕別町立途別小学校」の項を削るものであります。

議案書の6ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和8年4月1日から施行とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 1点だけお尋ねをいたします。途別小学校の廃校に至った経過は、これまで機会が設けられて説明も受けてまいりました。確認したいことは、途別小学校が幕別町で唯一特認校であ

ったということでもあります。この特認校は、区域を越えて通うことができる、そのことによって学校に通えていないお子さんを迎え入れるなどの実績を積んでこられたことも承知しているところです。したがって、この特認校について、閉校に当たって、今後学校が閉校するから特認校も全て幕別町の事業としてはなくなっていくという押さえになるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） 特認校の関係でありますけれども、特認校、途別小学校につきましては、そもそも豊かな自然と少人数による人間的な触れ合いが期待できる途別小の恵まれた環境を将来に存続したいという地域の願いから始まったものでありまして、今までに続いているというもののなですけれども、今回、途別小、廃校に当たりまして、特認校についても同時期に廃止すると、制度としては廃止するという事で考えておりまして、今後につきましても、どこかの形で特認校を残すということとは考えておりません。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 地域の要望でスタートされたということなのですね。地域の要望としてスタートされたこの事業は、スタートはそういう形を取られましたけれども、幕別町のエ育行政、エ育委員会の考え方として、必要性があるということで事業を実施してこられたと思います。今後こういったことを希望される人の受皿がなくなるわけですから、それに対する見解はお伺いしておきたいと思ひます。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） この特認校制度、今年度で 21 年目、続いておりますけれども、当初はある程度の生徒数というか、通学している生徒数もあつたのですけれども、いろんな教育環境ですとか、社会環境の変化によりまして、現状としては、今年度は 2 名のみというような状況となっております、そういった状況から、ニーズ等も含めて、今のところ教育委員会としては特認校制度を残すということとは考えておりません。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） お子さんの一人ひとりにとっては、教育環境が整備されている、いないというのは、人生の基礎をつくっていく上で大変大事なことだと思います。今年度は 2 名であつたということではありますが、幕別町のお子さんの中で 2 名が必要としたという事実というのは、やはり重いものだと思います。今後の教育行政のあり方について、そういった子どもさんの受入を、今、途別小学校がなくなるからそれでも全部終わりですよという判断は、少々判断としては、何ていうのでしょうか、行き過ぎと言ひますか、そんな印象を受けます。今後、教育のあり方の中で、この 20 年間の実績があるわけですから、それを十分検証されて、どこかでそういったことが引き継がれていく、あるいはそれを生かすというような継承が大事ではないかと思ひます。すぐにどここの学校で開設しなさいということではなくて、そういったお子さんを受け入れてきたという実績に対する評価というのは、しっかりと持つべきではないでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） 評価ということであれば、今までもお子さん通つて、それなりに子どもにとつても教育環境としてはよい環境という部分はあつたので、必要性含めて、私どもとしても評価としてはしているというような状況ではありますけれども、先ほど言つたように、希望者はかなり少なくなつてきているということで、その辺を含めてということなのすけれども、今後、例えば地域の要望ではなくて、そういった形でいろんなお子さん、要望とか希望とかが増えてくれば、その辺につきましてはまた教育環境含めて検討はしてまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第81号、令和6年度幕別町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第81号、令和6年度幕別町一般会計補正予算第8号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,095万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ190億9,578万9,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

5ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」「1 変更」であります。

忠類24号線道路整備事業は、水道管移設に係る補償費を増額するため、550万円を追加し、限度額を2,640万円に変更しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、変更ありません。

歳出をご説明申し上げます。

9ページまでお進みください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費550万円であります。

郵便料は、10月1日からの料金改定による影響に加え、今後の執行に不足が生ずる見込みとなりましたことから、当初予算の1,100万円に550万円を追加するものであります。

5目一般財産管理費64万6,000円であります。

日本パークゴルフ協会などに貸付けしております旧緑資源公団事務所や旧忠類物産センターなどの電気料と修繕料のほか、売却した旭町の住宅用地から排出された瓦礫類の運搬処理費用を追加するものであります。

電気料と燃料費は、昨年と一昨年に引き続き、国際的な原油価格の高騰を背景にした国内燃料価格の上昇に伴い、不足見込み額を追加するものであります。

以下の事務事業においては、説明を省略いたしますが、一般会計補正予算の総額は、燃料費が、413万3,000円、電気料が、608万2,000円、合計1,021万5,000円であります。

13目防災諸費23万7,000円であります。

地域防災対策事業は、防災出前講座の回数増加に伴う追加であります。

14目交通防犯費580万7,000円であります。

予約型乗合タクシー運行事業は、利用回数の増加に伴う追加であります。

10ページをご覧ください。

21目地方創生推進事業費60万円であります。

国のUIJターン新規就業支援事業移住支援金の追加であります。

東京23区から町内に転入し、北海道が開設するマッチングサイトを通じて就職した場合などに、単身者に60万円、家族の場合に100万円、加えて、18歳未満の帯同者がいる場合は1人につき30万円を支給するものであります。

当初予算で130万円を計上しておりましたが、2世帯4人の転入がありましたことから、追加するものであります。

2項徴税費、2目賦課徴収費614万8,000円であります。

今年度、実施されました定額減税に対応するための個人住民税システム改修委託料と過誤納還付金の追加であります。

11 ページをご覧ください。

3 項 1 目戸籍住民登録費 36 万 7,000 円であります。

去る 12 月 6 日から供用を開始いたしましたコンビニエンスストアにおける住民票などの交付に係るコンビニ交付事業者への手数料と地方公共団体情報システム機構への利用料、それぞれ 4 か月分、約 1,200 件分を追加するものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 2,125 万 8,000 円であります。

福祉灯油等支給事業は、灯油価格の高騰によって大きな影響を受けている低所得世帯に対し、燃料費をはじめとする冬期間の生活費の一部を助成しようとするものであります。

対象者の要件は、本年 11 月 1 日現在で本町に住所を有している、令和 6 年度の住民税非課税の世帯のうち、65 歳以上の方のみの高齢者世帯をはじめ、身体障害者手帳 1 級または 2 級の方の属する世帯やひとり親世帯などと生活保護の受給世帯であります。

対象を 2,230 世帯と見込み、1 世帯当たり現金 1 万円を支給しようとするものであります。

3 目障害者福祉費 8,319 万 6,000 円であります。

障害者自立支援給付事業の追加であります。

細節 1 は、重度障がい者への訪問介護と障がい者グループホームの入所者の増加などに伴う追加であります。

12 ページをご覧ください。

細節 2 は、骨格構造義足や電動車いす等、補装具給付の細節 3 は、通所児童数の増加に伴い追加するものであります。

6 目老人福祉費 880 万 2,000 円であります。

過年度国庫支出金等返還事務事業は、平成 24 年度に北海道の介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金を活用し、段差解消スロープなどの防災改修を実施した民間事業者の 2 施設の事業廃止に伴う北海道への返還金であります。

9 目保健福祉センター管理費 67 万 6,000 円であります。

13 ページをご覧ください。

11 目ふれあいセンター福寿管理費 96 万 8,000 円であります。

ボイラー制御盤等の修繕料であります。

2 項児童福祉費、4 目へき地保育所費 14 万円であります。

忠類保育所の床暖房に係る修繕料であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目母子保健対策費 113 万 5,000 円であります。

産後ケア事業は、昨年 6 月、国の通知により、対象者が産後に心身の不調などがあり支援が必要と認められる者から、産後ケア事業を必要とする者に拡大となり、本年度からは、町単独で対象期間を産後 10 か月まで延長したことなどから利用が増加しており、不足が見込まれますことから委託料を追加するものであります。

14 ページをご覧ください。

6 目環境衛生費 81 万 6,000 円であります。

火葬件数の増加に伴う追加であります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 3,024 万 1,000 円であります。

新規就農者支援事業は、新規就農者が新たに農用地を賃借したことに伴う奨励金と営農指導料、機械および家畜の導入に対する補助の追加、経営継承・発展支援事業は、従前の担い手から経営を継承し、発展するための取組を行う経営体に対し、100 万円を上限として支援を行うもので、1 人分を見込むものであります。

地域づくり総合交付金事業は、タマネギの選果における製品の積み上げ作業の省力化に取り組む 1

団体に対して、農業機械の導入に補助するものであります。

15 ページをご覧ください。

2 項林業費、1 目林業総務費 388 万 8,000 円であります。

鹿の駆除頭数増加に伴う、有害鳥獣駆除出動謝礼と補助金を追加するものであります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路新設改良費 550 万円の追加であります。

忠類 24 号線道路整備事業に係る水道管移設補償費の追加であります。

10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育財産費 400 万円であります。

学校や教員住宅の補修工事費を追加するものであります。

16 ページをご覧ください。

6 目学校給食センター管理費 47 万 2,000 円であります。

2 項小学校費、1 目学校管理費 86 万 9,000 円、3 項中学校費、1 目学校管理費 90 万 9,000 円であります。

17 ページをご覧ください。

4 項社会教育費、4 目郷土館費 38 万 7,000 円、5 目ナウマン象記念館費 46 万 7,000 円であります。

7 目図書館管理費 73 万 4,000 円であります。

本館車庫のオーバースライダー、大型シャッターの修繕工事費を追加するものであります。

8 目百年記念ホール管理費 64 万 9,000 円であります。

停電時の非常用予備発電装置の改修工事費を追加するものであります。

9 目アイヌ施策推進事業費 1,000 万円であります。

18 ページをご覧ください。

国のアイヌ政策推進交付金の追加交付が見込まれますことから、今年度、実施設計を行っております展示館棟に必要な備品の購入費を追加するものであります。

5 項保健体育費、2 目体育施設費 57 万 5,000 円であります。

燃料費と修繕料の追加であります。

12 款職員費、1 項 1 目職員給与費 2,597 万 1,000 円の追加であります。

3 節の細節 2 特別職期末手当と細節 6 扶養手当及び細節 13 管理職手当は、年度内の職員の退職と採用、人事異動に伴う会計間での調整による増額であります。

細節 11 の時間外勤務手当は、現計予算として 6,601 万 8,000 円を計上しておりますが、非課税世帯応援給付金や定額減税調整給付金の給付事務などの事務量の増加に伴い、2,149 万 4,000 円を追加するものであります。

細節 16 の児童手当は、10 月 1 日からの支給額改定に伴う追加であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6 ページまでお戻りください。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 4,159 万 8,000 円であります。

障害者自立支援給付費と障害児入所給付費に係る国庫負担金であります。

2 項国庫補助金、3 目衛生費補助金 56 万 7,000 円であります。

産後ケア事業に係る国庫補助金であります。

5 目教育費補助金 800 万円であります。

アイヌ政策推進交付金であります。

17 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 2,079 万 8,000 円であります。

障害者自立支援給付費と障害児入所給付費に係る道負担金であります。

7 ページをご覧ください。

2 項道補助金、1 目総務費補助金 45 万円であります。

UIJ ターン新規就業支援事業道補助金であります。

2 目民生費補助金 60 万円であります。

福祉灯油等支給事業に係る道補助金であります。

4 目農林業費補助金 3,092 万 3,000 円であります。

1 節の細節 9 は経営発展支援事業の、細節 12 は玉ねぎ選果・流通省力化事業の、4 節は、有害鳥獣駆除対策事業の道補助金であります。

21 款 1 項 1 目繰越金 1 億 298 万 1,000 円であります。

22 款諸収入、5 項 4 目雑入 954 万 1,000 円であります。

5 節の細節 85 は、平成 24 年度介護基盤緊急整備特別対策事業交付金に係る事業者からの返還金、細節 86 は、経営継承・発展支援事業に係る全国農業会議所からの補助金であります。

8 ページをご覧ください。

23 款 1 項町債、6 目土木債 550 万円であります。

忠類 24 号線道路整備事業債の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 82 号、令和 6 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）から、日程第 12、議案第 86 号、令和 6 年度幕別町下水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 5 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 82 号、令和 6 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）から議案第 86 号、令和 6 年度幕別町下水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 5 議案について、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第 82 号、令和 6 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 184 万 5,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 29 億 3,778 万 3,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出をご説明申し上げます。

5 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 184 万 5,000 円の減額であります。

人事異動に伴う会計間での調整のほか、時間外勤務手当や児童手当の追加など人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページにお戻りください。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 184 万 5,000 円の減額であります。

職員給与費等繰入金であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第83号、令和6年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

14ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ76万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ5億2,185万7,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、15ページ、16ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出をご説明申し上げます。

18ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費76万4,000円であります。

人事異動に伴う会計間での調整など、人件費の補正であります。

次に歳入をご説明申し上げます。

17ページにお戻りください。

4款1項1目繰越金76万4,000円の追加であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第84号、令和6年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

24ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ30億9,047万3,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、25ページ、26ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出をご説明申し上げます。

28ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費223万1,000円の追加、3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費222万円の減額であります。

人事異動に伴う会計間での調整など、人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

27ページにお戻りください。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金43万9,000円の減額であります。

東十勝介護認定審査会費に係る前年度からの繰越金の確定によるものであります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金27万3,000円の減額であります。

9款1項1目繰越金72万3,000円であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第85号、令和6年度幕別町水道事業会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

38ページをご覧ください。

第2条は、収益的支出の補正であります。

第1款水道事業費用、既決予定額に、補正予定額740万7,000円を追加し、5億8,324万1,000円と定めるものであります。

第3条は、資本的収入及び支出の補正であります。

収入であります。

第2款簡易水道事業資本的収入、既決予定額に、補正予定額550万円を追加し、3億4,671万9,000

円と定めるものであります。

支出であります。

第1款水道事業資本的支出、既決予定額から、補正予定額1万9,000円を減額し、10億6,553万2,000円と定めるものであります。

第2款簡易水道事業資本的支出、既決予定額に、補正予定額48万9,000円を追加し、4億2,817万1,000円と定めるものであります。

第3条の2行目中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,083万円は、消費税資本的収支調整額8,003万7,000円と引継金4,764万2,000円、当年度損益勘定留保資金1億8,315万1,000円で補填するものであります。

39ページをご覧ください。

第4条は、「一時借入金」の補正であります。

今年度は、道道幕別帯広芽室線の配水管移設工事に5億2,000万円、札内系緊急遮断弁関連工事に1億3,000万円など、工事請負費は、昨年度と比べて4億9,000万円の増の9億4,000万円に達しております。

工事請負費に係る前払いや精算払いの支払い後に、国庫補助金や起債の借入金などが収入となりますことから、今後の一時的な資金不足に対処するため、一時借入金の限度額を1億円から4億円に改めようとするものであります。

第5条は、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」であります。

人件費の増額に伴い、5,008万5,000円に改めるものであります。

40ページをご覧ください。

上水道事業に係る収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費83万2,000円、5目総係費556万6,000円の追加であります。

人件費の補正であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費100万9,000円であります。

一時借入金の利息であります。

41ページをご覧ください。

簡易水道事業に係る資本的収入であります。

2款簡易水道事業資本的収入、7項1目負担金550万円の追加であります。

忠類24号線道路工事に伴う一般会計からの水道管移設工事負担金であります。

42ページをご覧ください。

上水道事業に係る資本的支出であります。

1款水道事業資本的支出、1項1目建設改良費1万9,000円の減額であります。

人件費の補正であります。

43ページをご覧ください。

簡易水道事業に係る資本的支出であります。

2款簡易水道事業資本的支出、1項1目建設改良費48万9,000円の追加であります。

人件費の補正であります。

以上で、水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第86号、令和6年度幕別町下水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

51ページをご覧ください。

第2条は、収益的支出の補正であります。

第1款公共下水道事業費用、既決予定額に、補正予定額312万6,000円を追加し、9億2,188万8,000円と定めるものであります。

第3条は、資本的支出の補正であります。

第1款公共下水道事業資本的支出、既決予定額から、補正予定額 568 万 5,000 円を減額し、11 億 988 万 8,000 円と定めるものであります。

第3条の2行目中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億 4,765 万円は、消費税資本的収支調整額 3,512 万 5,000 円と引継金 1 億 1,600 万 3,000 円、当年度損益勘定留保資金 1 億 9,652 万 2,000 円で補填するものであります。

第4条は、「一時借入金」の補正であります。

今年度は、下水道事業で、下水道処理区統合事業に伴う連絡管渠整備工事に 4 億 5,000 万円、幕別中継ポンプ場の実施設計に 6,000 万円など、普通建設事業費は、昨年度と比べて 1 億 2,000 万円の増の 5 億 1,000 万円に、加えて、農業集落排水事業においても、忠類浄化センター自家発電機室建築工事に 3,600 万円、電気設備工事に 3,960 万円など、事業会計全体では、昨年度と比べ、2 億円増の 5 億 9,000 万円に達しております。

工事請負費に係る前払いや精算払いの支払い後に、国庫補助金や起債の借入金などが収入となりますことから、現金預金に余裕を有していない下水道事業会計の今後の資金不足に対処するため、一時借入金の限度額を 1 億円から 5 億円に改めようとするものであります。

補正予算第5条は、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」であります。

人件費の減額に伴い、2,758 万 5,000 円に改めるものであります。

52 ページをご覧ください。

下水道事業の収益的支出であります。

1 款公共下水道事業費用、1 項営業費用、5 目総係費 186 万 5,000 円の追加であります。

人件費の補正であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 126 万 1,000 円であります。

一時借入金の利息であります。

53 ページをご覧ください。

下水道事業の資本的支出であります。

1 款公共下水道事業資本的支出、1 項 1 目建設改良費 568 万 5,000 円の減額であります。

人件費の補正であります。

以上で、議案第 82 号から議案第 86 号までの説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 82 号、令和 6 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 83 号、令和 6 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 84 号、令和 6 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 85 号、令和 6 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 86 号、令和 6 年度幕別町下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 87 号、行政財産の無償貸付けについてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 87 号、行政財産の無償貸付けについて、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 7 ページ、議案説明資料の 7 ページをご覧ください。

本議案でお諮りいたします「行政財産の無償貸付け」は、地方自治法第 96 条第 1 項において議決事件に定められている「条例で定める場合を除くほか、適正な対価なくして財産を貸し付けること」に当たりますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産の貸付契約を締結しようとするものであります。

議案書の 7 ページをご覧ください。

併せて、議案説明資料の 7 ページの図面もご覧ください。

「2 無償貸付けの目的」に記載しておりますように、国土交通省の定める「サービスエリアと道の駅の子育て応援の取組方針」に基づき、令和 2 年度に議会の議決をいただき、国土交通省北海道開発局帯広開発建設部に貸し付けた道の駅・忠類の敷地内における授乳施設と妊産婦用駐車場の整備のための土地の貸付期間が令和 7 年 3 月 31 日で満了となりますことから、本年 11 月 11 日付で提出されました貸付申請に基づき、引き続き必要な土地を貸し付けようとするものであります。

行政財産は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項において、「当該普通地方公共団体以外の者が、行政財産である土地の上に堅固な建物その他の土地に定着する工作物であって、当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有しようとする場合において、その者に当該土地を貸し付けるときは、行政財産の用途または目的を妨げない限度において貸し付けることができる」とされております。

本町といたしましては、本整備事業の継続により、道の駅・忠類の機能性や効用が著しく高まるものと考え、本申請を承認し、引き続き無償で貸付けを行おうとするものであります。

「1 無償貸付けをする行政財産」であります。

種類は「土地」で、所在は「中川郡幕別町忠類白銀町 384 番地 12 の一部」、面積は「82.25 平方メートル」であります。

「3 無償貸付けの相手方」は、帯広市西 5 条南 8 丁目、国土交通省北海道開発局帯広開発建設部、部長時岡真治氏であります。

「4 無償貸付けの期間」は、これまでは5年間としておりましたが、国土交通省北海道開発局帯広開発建設部との協議に基づき、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

なお、「期間満了の1月前までに町または無償貸付けの相手方、国土交通省のいずれかから申出がない限り、期間満了の翌日から1年間契約を更新することとし、その後も順次更新するものとする。」と契約書に定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました

〔休会〕

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明12月12日から12月16日までの5日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、明12月12日から12月16日までの5日間は、休会することに決定いたしました。

〔散会〕

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月17日午前10時からであります。

15：14 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

令和6年第4回幕別町議会定例
(令和6年12月17日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子
(諸般の報告)
- 日程第2 発委第8号 幕別町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第3 発委第9号 幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第88号 令和6年度幕別町一般会計補正予算（第9号）
日程第5 議員の派遣について
日程第6 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

令和6年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和6年12月17日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月17日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議 長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀
6 長谷陽子 7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子 11 岡本眞利子
12 小島智恵 13 藤谷謹至 14 田口廣之 16 谷口和弥 17 藤原 孟
- 6 欠席議員
10 石川康弘
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 笹原敏文 代 表 監 査 委 員 八重柏新治
企 画 総 務 部 長 山端広和 住 民 生 活 部 長 寺田 治
保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁 経 済 部 長 高橋修二
建 設 部 長 小野晴正 会 計 管 理 者 武田健吾
忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健 札 内 支 所 長 川瀬吉治
教 育 部 長 白坂博司 政 策 推 進 課 長 宇野和哉
総 務 課 長 西田建司 地 域 振 興 課 長 谷口英将
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲 防 災 環 境 課 長 半田 健
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
事務局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子

議事の経過

(令和6年12月17日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番酒井議員、8番荒議員、9番野原議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、十勝町村議会議員研修会および議会運営委員会議員研修会に係る議員派遣結果報告書が、総務文教、民生、産業建設の各常任委員会の各委員長から、会議規則第77条の規定による委員会報告書および所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

のちほど、ご覧いただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

○事務局長（合田利信） 10番石川議員から、本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで諸般の報告を終わります。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、発委第8号、幕別町議会会議規則の一部を改正する規則および日程第3、発委第9号、幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。

議会運営委員会委員長の趣旨説明を求めます。

委員長岡本眞利子議員。

○11番（岡本眞利子） 発委第8号、幕別町議会会議規則の一部を改正する規則、発委第9号、幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例について、一括して趣旨説明を行います。

このたびの改正は、令和5年5月8日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」により、令和6年4月1日から法令に基づく議会に係る手続のオンライン化が可能となりましたことから、会議規則及び委員会条例に基づき、文書等により行うこととしている手続について、オンライン化を可能とするため、所要の改正を行うものです。

オンライン化とは、デジタル化した情報をインターネット上で利用できるようにすることであり、タブレット端末やスマートフォンなどを活用し、文書等の通知・配布を行うことによりペーパーレス化や効率的な議会運営を図ろうとするものであります。

はじめに、発委第8号「幕別町議会 会議規則の一部を改正する規則」について、説明いたします。

議案書は2ページからになりますが、別冊の発委第8号説明資料の1ページをご覧ください。

規則の新旧対照表です。

表の左側の列が現行規則、右側の列が改正規則を表しています。改正内容は、第129条の次に、新

たに2条を加えるものです。

第129条の2は、オンラインによる通知等について、規定するものであり、第1項は、議会又は議長若しくは委員長に対して行われる通知のうち、議案や委員派遣承認要求書などをオンラインにより行うことができることを定めるものです。

第2項は、議会又は議長若しくは委員長が行う通知のうち、議事日程や請願書の写しなどを、オンラインにより行うことができることを定めるものです。

第3項は、前2項の規定で行われた通知は、会議規則の規定による方法で行われたものとみなすことを定め、第4項は、2ページにまたがりますが、オンラインによる通知の到達時期について、通知を受ける者のコンピュータ等のファイルに記録された時に到達したものとみなすことを定めるものです。

第5項は、署名、連署、記名押印することが規定されている会議録の作成や意見書の提出などを行う場合の取扱いを、第6項は、対面による本人確認、原本確認の必要がある場合の取扱いをそれぞれ定めるものです。

第129条の3第1項は、3ページにまたがりますが、文書等を電磁的記録により作成・保存ができることを定め、第2項は、電磁的記録による作成・保存は、会議規則の規定により文書等で行われたものとみなすことを定めるものです。

議案書の4ページをご覧ください。

附則についてであります。

この規則は、公布の日から施行するものであります。

以上で、発委第8号、幕別町議会会議規則の一部を改正する規則の説明を終わります。

次に、発委第9号、幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

提案理由は、先ほどの会議規則の改正同様、本条例で、文書により行うこととしている手続について、オンラインにより行うことができるよう、所要の改正を行うものです。

議案書は6ページになりますが、発委第9号説明資料、4ページをご覧ください。

条例の新旧対照表であります。

表の左側の列が現行条例、右側の列が改正条例を表しています。

第22条は、公述人の申し出について、新たに第2項として、オンラインにより行うことができることを定めるものです。

第26条は、代理人又は文書による意見の陳述について、オンラインによる方法を文書と同様の取扱いとする旨、規定するものです。

第27条は、委員会会議の記録について、5ページになりますが、第3項として電磁的記録により行うことができることを定めるものです。

議案書の6ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

本件については、一括して採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は一括して採決を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

発委第8号、幕別町議会会議規則の一部を改正する規則および発委第9号、幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例の2議件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、発委第8号および発委第9号の2議件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第4、議案第88号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第88号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第4、議案第88号、幕別町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第88号、令和6年度幕別町一般会計補正予算(第9号)について、ご説明申し上げます。

本日、追加で提出いたしました、別冊の議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ568万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ191億147万3,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」、「1 変更」であります。

「アルコ236整備事業」は、本年11月12日に、上水道を雑用水タンクから館内のすべてのトイレや厨房の水冷式の冷蔵庫と冷凍庫などに圧送している加圧給水ポンプ2台のうち1台が老朽化により故障し、部品供給がなく修繕ができない状態となりましたことから、操作盤と2台のポンプで構成している加圧給水ポンプユニットの交換に係る工事費を追加するものであります。

380万円を追加し、限度額を2,400万円に変更しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、変更ありません。

歳出をご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費188万4,000円の追加であります。

11月15日に、家庭ごみを自らゴミステーションへ運搬することが困難な方に対して実施している「ごみ収集サポート事業」をはじめ、不法投棄のごみや動物死骸の回収などに使用している、平成20年式の軽トラックのエンジンが故障し、修理に多額の費用を要しますことから、新車購入に係る費用を追加するものであります。

7款1項商工費、3目観光費380万円の追加であります。

アルコ236の加圧給水ポンプユニットの交換工事費であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

5ページにお戻りください。

21款1項1目繰越金188万4,000円であります。

23款1項町債、5目商工債380万円であります。

アルコ236整備事業債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[議員の派遣]

○議長（寺林俊幸） 日程第5、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布しましたとおり、令和6年12月24日、北海道幕別清陵高等学校で開催する高校生出前講座に議長、副議長、議会運営委員会正副委員長、総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長および広報広聴委員会委員長の8人を令和7年2月8日、幕別町役場3階会議室と忠類ふれあいセンター福寿の2か所で開催する「幕別町議会報告&意見交換会」に、2月5日は事前研修として、幕別町役場3階会議室にそれぞれ全議員を、派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、お手元に配布しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任をお願いいたします。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（寺林俊幸） 日程第6、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和6年第4回幕別町議会定例会を閉会いたします。